

性別にかかわらず、
互いに尊重し、
誰もが輝くまちづくり

第3次まんのう町 男女共同参画プラン

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
まんのう町

は じ め に



少子高齢化の進行に伴い、本格的な人口減少社会を迎えた我が国では、男女があらゆる分野で参画し、その個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会を実現していくことが重要となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への変化によって、家庭や職場での女性に対する影響が注目され、なお一層、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要性について認識させられることになりました。

まんのう町では、平成 20（2008）年 4 月に「まんのう町男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが個人として尊重され、性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな施策を推進してまいりました。また、平成 25（2013）年 4 月には、プランの進捗状況やプラン策定以降の社会情勢などの変化を踏まえ「まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、各種施策を展開してまいりました。

そして、今回策定した「第 3 次まんのう町男女共同参画プラン」では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画を一体的に位置付け、さらに、性の多様性も含めた、誰もが輝ける男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある取り組みを推進してまいります。

このプランに掲げました基本理念を実現するためには、私たち行政があらゆる分野において男女共同参画の視点を持って取り組むことはもちろんのこと、町民の皆さまにも男女共同参画への理解を深めていただき、協働して男女共同参画のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

どうか皆さまの温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画プラン策定委員の皆さま、並びにアンケート調査にご協力いただきました皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月

まんのう町長 栗田 隆義

第3次まんのう町男女共同参画プラン

内容

第1章 プランの改訂にあたって	1
1. 趣旨と背景	1
2. 国と香川県の動き	2
第2章 プランの概要	5
1. プランの位置付け	5
2. プランの期間	5
3. まんのう町の現状	6
4. まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）の評価	30
5. まんのう町男女共同参画における課題	34
第3章 プランのめざす方向	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 施策体系図	38
第4章 プランの取り組み内容	39
基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備	39
基本目標Ⅱ 男女がともに（誰もが）活躍するための環境づくり	54
基本目標Ⅲ すべての人権が尊重され、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり	79
第5章 プランの推進	93
1. 推進体制の整備・強化	93
2. 住民・国・県・他自治体との協働	93
3. プランの進行管理	93
資料編	95
1. 関連法令	95
2. 策定の経過	117
3. 策定委員会設置要綱	119
4. 策定委員名簿	121
5. プランの数値目標	122
6. 用語解説	126
7. 相談窓口について	132

第1章 プランの改訂にあたって

1. 趣旨と背景

わが国では、「日本国憲法」において「個人の尊重と法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会の取り組みなどとも連動して進められてきました。今後もなお一層の努力が必要とされていることから、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法[※]」が制定され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題として位置付けられました。

国においては、男女共同参画社会の形成を促進する基本的な計画として、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、複数回の見直しが行われ、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

香川県においても、平成 14（2002）年に「香川県男女共同参画推進条例」が施行され、令和 3（2021）年には「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

まんのう町においても、平成 20（2008）年に男女共同参画社会形成のための総合的な指針となる「まんのう町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて施策を展開してきました。その後、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、平成 25（2013）年に「まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、「性別にかかわらず、互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、行政、事業所、町民が三位一体となって、男女共同参画社会の推進に努めてきました。

初期プランの策定以来 10 年以上にわたって、男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを進めてきたものの、男女間での不平等感や払拭しきれない性別役割分担意識、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の推進、配偶者からの暴力の根絶、女性の活躍推進など、解決すべき課題や新たに取り組むべき課題が多く存在しています。

このような状況を鑑み、これまでの取り組みを継承するとともに、新たな課題などにも対応すべく、「第 3 次まんのう町男女共同参画プラン」を策定することといたしました。

※ 男女共同参画社会基本法・・・男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。平成 11（1999）年法律第 78 号として、公布、施行された。

※ ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」のことで、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2. 国と香川県の動き

国では「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」を5年ごとに策定しており、令和2（2020）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、社会経済情勢の変化などに対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

平成 25（2013）年の「若者女性活躍推進フォーラム」を受け、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法※」という）」が施行され、「市町村推進計画」の策定が努力義務として規定されました。

また、令和元（2019）年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。これを受け、平成 13（2001）年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法※」という）」について、児童虐待防止と配偶者からの暴力の被害者の保護対策強化を図るための改正が行われ、令和2年に施行されています。この法においても、「市町村基本計画」の策定が努力義務とされています。

育児や介護に関する動きとしては、平成 29（2017）年に「子育て安心プラン」が公表され、平成 30（2018）年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法※」という）」が成立しました。また令和3（2021）年には、出産や育児による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女がともに仕事と育児などを両立できるよう、柔軟な育児休業の枠組みを創設するなど、「育児・介護休業法※」の一部改正が行われました。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）・・・豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要になっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を推進することを規定する法律。平成 27（2015）年に 10 年間の時限立法として成立した。なお、同法第 6 条において、県は女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定されている。

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）・・・配偶者などからの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 13（2001）年に施行された。

※ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）・・・労働者が多様な働き方を選択できるような社会をめざして①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方の実現、③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について定めた法律。

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）・・・育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援し、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。

また、国際的な視点での取り組みとしては、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、昭和 54（1979）年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」※という）」を昭和 60（1985）年に締結しています。さらに近年では、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDG s）」のなかで男女平等に関する目標がうたわれており、わが国でも翌年に「SDG s 推進本部」を設置するなど、「誰一人取り残さない」社会をめざして取り組みが進められています。

香川県が令和 3（2021）年に策定した「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」では、前計画の「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」における「女性の活躍推進」の方針を踏襲しつつ、社会情勢などの新たな課題を踏まえ、より一層男女共同参画を推進していくとされています。

また、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 1 項に基づく「都道府県基本計画」として、令和 3（2021）年に策定された「第 4 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」は、「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」の基本目標Ⅲ「安全・安心に暮らせる社会の実現」の重点目標 11「女性へのあらゆる暴力の根絶」の達成をめざすための計画としても位置付けられています。

令和 3（2021）年には、「女性活躍推進法」に基づいて「女性活躍推進法に基づく香川県特定事業主行動計画 2021～女性職員が一層輝く香川県庁を目指して～」が策定され、前計画に引き続き「女性職員が一層輝く香川県庁」をめざして取り組みが進められています。

※ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）・・・女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定する条約。昭和 54（1979）年に国連総会で採択され、昭和 56（1981）年に発効、我が国は昭和 60（1985）年に批准している。

第2章 プランの概要

1. プランの位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、本プランには「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」の内容も含むことから、これらの計画も本プランに位置付けます。

2. プランの期間

このプランの期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

3. まんのう町の現状

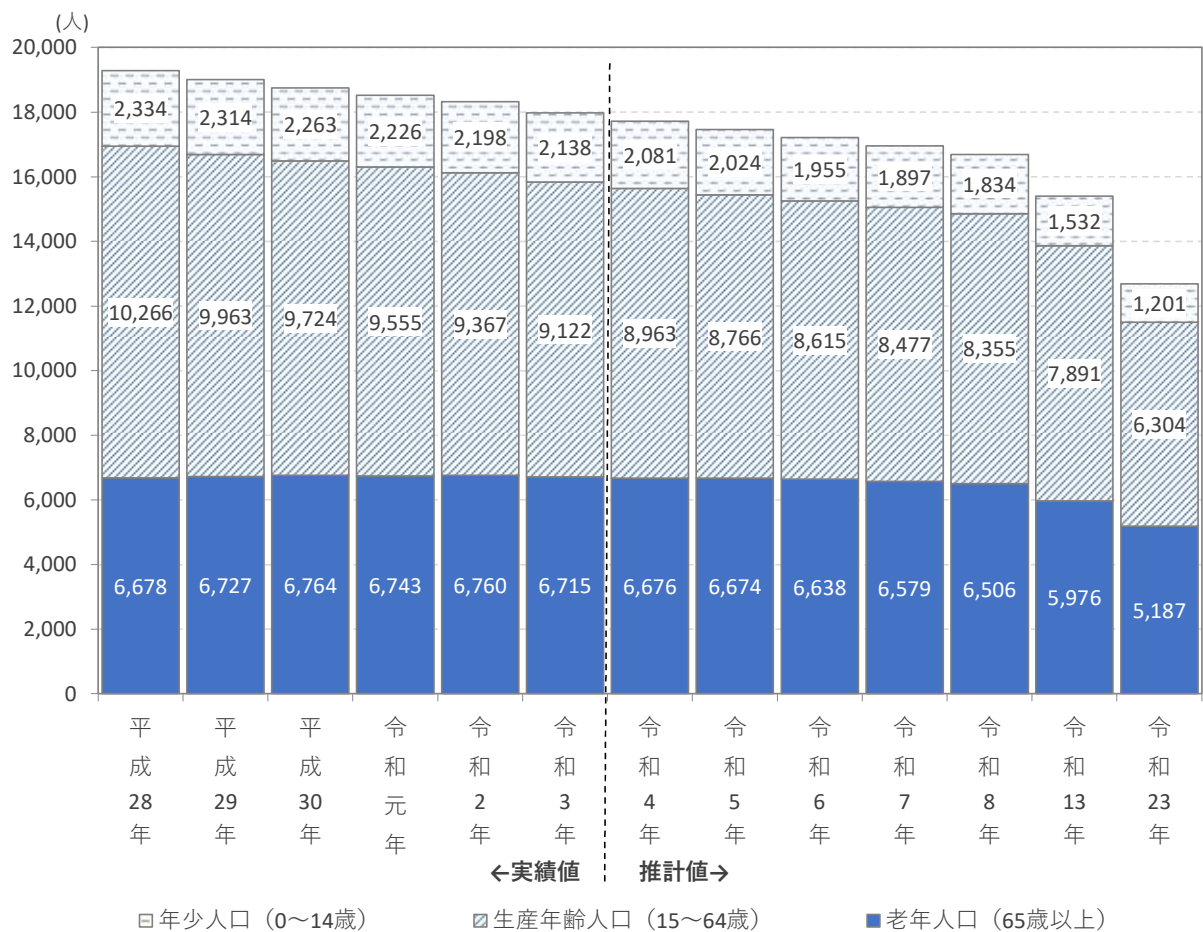
まんのう町の現状を把握するうえで、各種統計結果や行政データ、国や県が公表している情報の活用だけでなく、住民の意識や事業所の取り組み状況などを調査するために、住民・町内事業所を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査の概要については、資料編に掲載しております。

(1) 人口の状況

①総人口の推移・推計

まんのう町の総人口の推移・推計をみると、年少人口（0～14 歳）・生産年齢人口（15～64 歳）は平成 28 年以降減少し続けています。特に生産年齢人口は、平成 28 年に 10,266 人と 1 万人を超えていましたが、平成 29 年（9,963 人）以降減少が続き、令和 23 年には 6,000 人台まで減少すると見込まれています。一方、老年人口（65 歳以上）は令和 3 年に 6,715 人と、平成 30 年の 6,764 人を頂点に微減するものの横ばい傾向にあり、この傾向は令和 8 年にかけて続いています。

【図2—1】総人口の推移、推計(まんのう町)

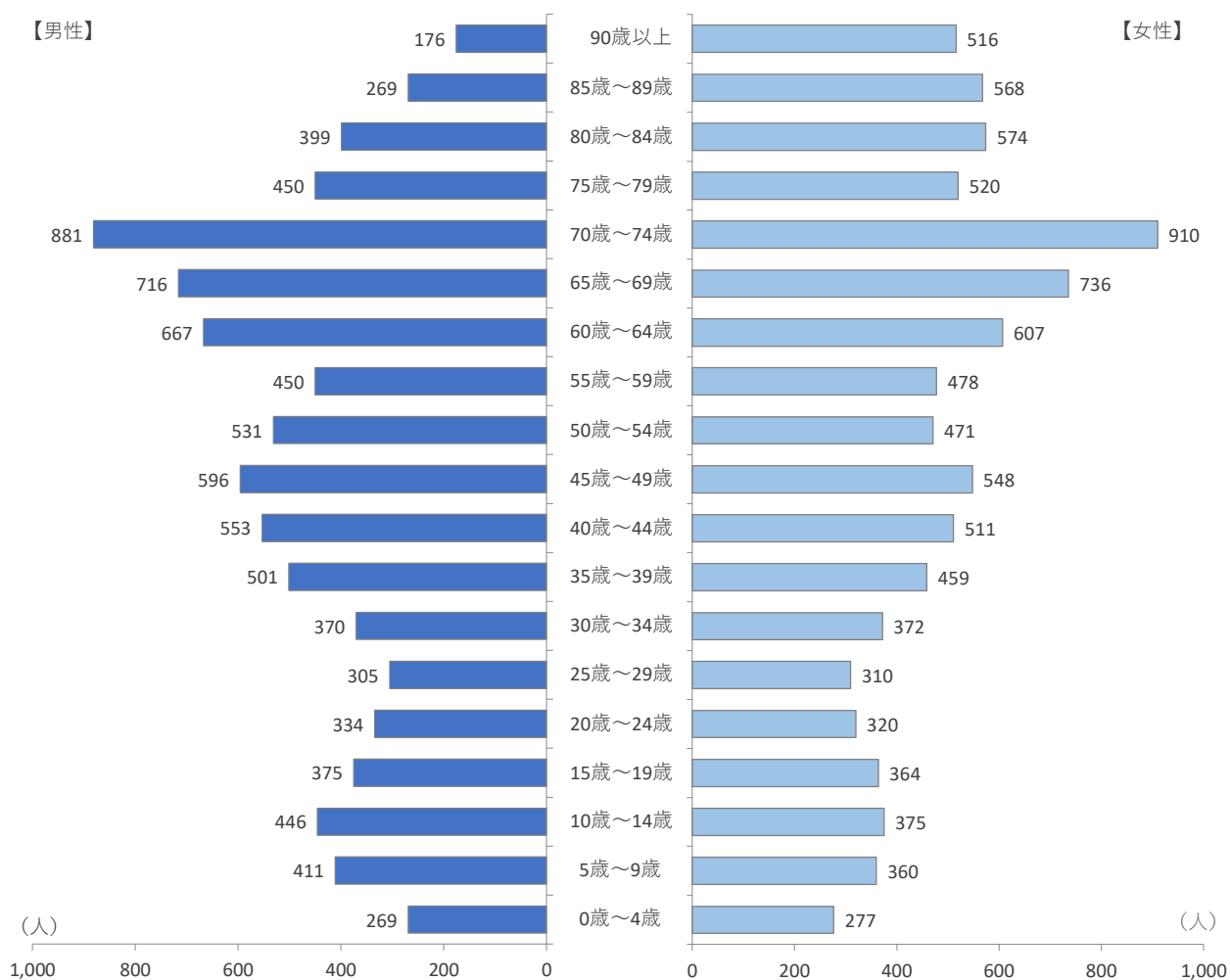


出典：総務省「住民基本台帳」【令和 3 年度までは各年 10 月 1 日時点、令和 4 年度以降は推計値】

②性別・年齢別人口

まんのう町の性別・年齢別人口をみると、5 歳～24 歳、35 歳～54 歳など比較的若い年齢層で男性が多い一方、65 歳以上では女性が多くなっています。

【図2—2】性別・年齢別人口(まんのう町)

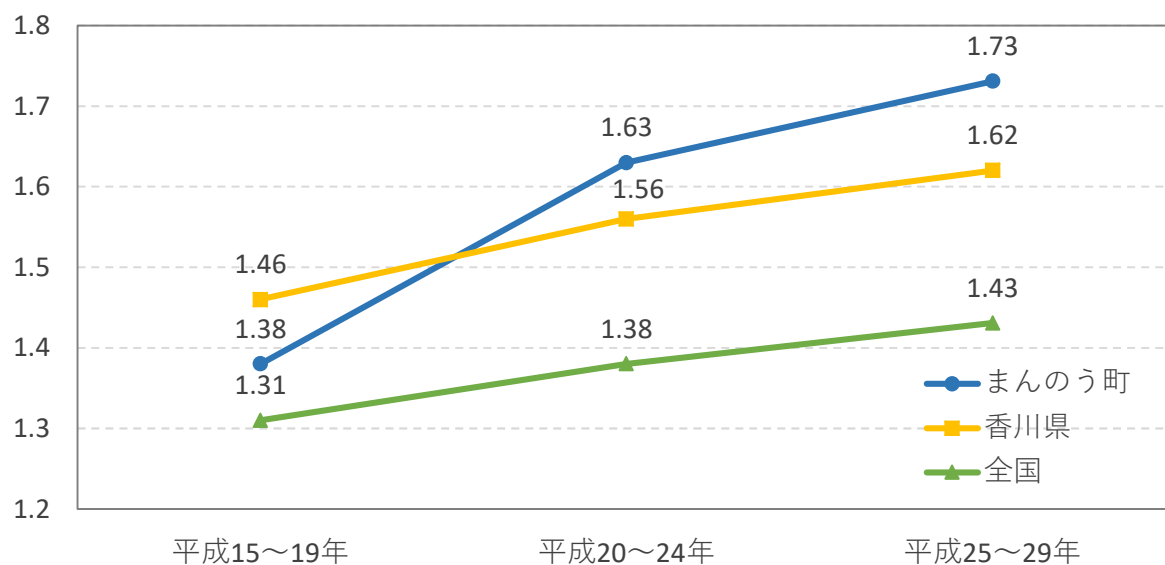


出典：総務省「住民基本台帳」【令和3年10月1日時点】

③合計特殊出生率の推移

まんのう町の合計特殊出生率の推移をみると、平成15～19年の「1.38」から、平成25～29年にかけて「1.73」まで増加しています。全国・香川県と比較すると、平成25～29年にかけて全国（1.43）、香川県（1.62）となっており、まんのう町では0.1ポイント以上高くなっています。

【図2—3】合計特殊出生率の推移(全国・香川県・まんのう町)



出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」ベース推計値

【平成15～19年、平成20～24年、平成25～29年】

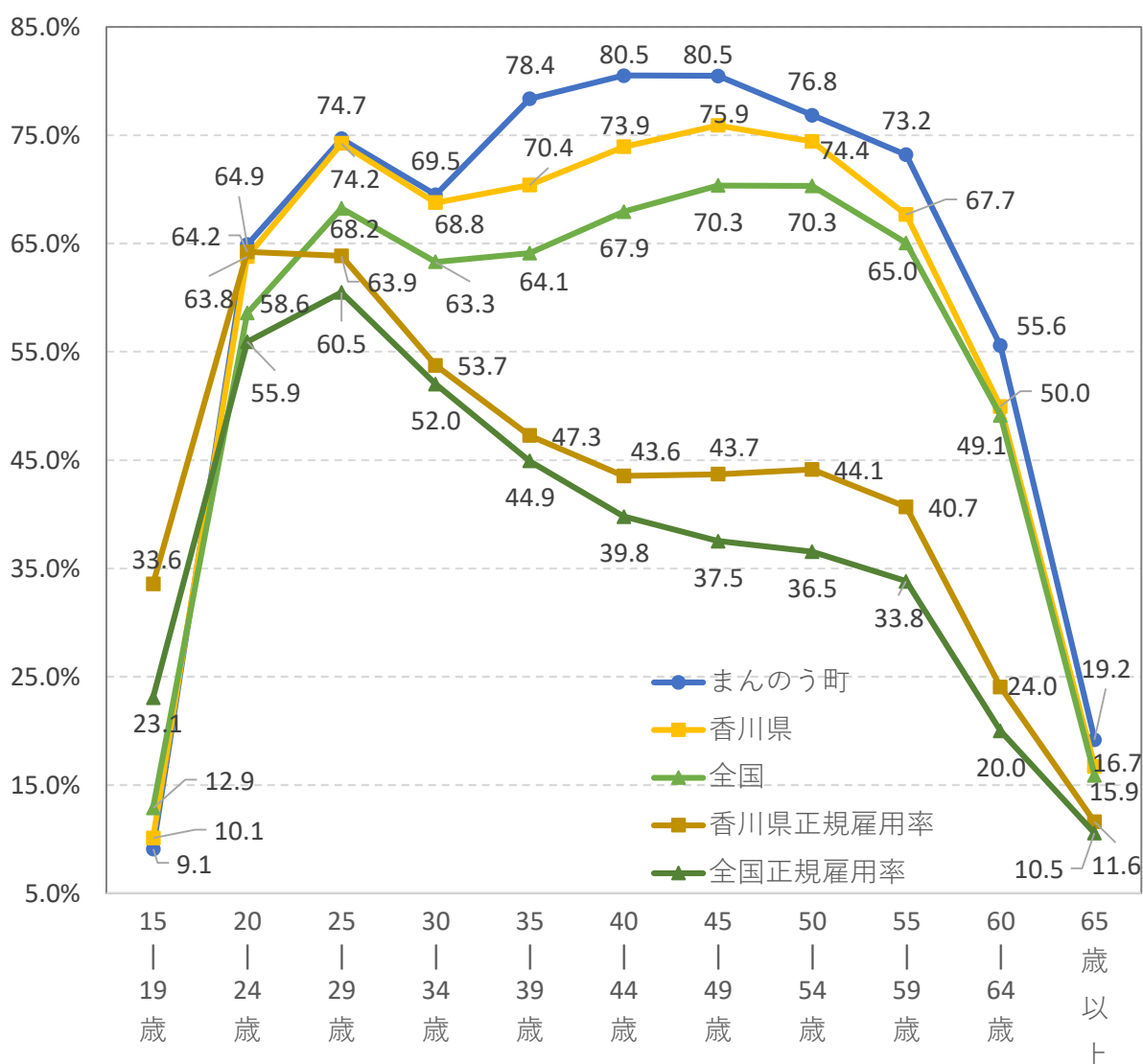
(2) 女性を取り巻く状況

①女性就業率

まんのう町は、全国・香川県と比較して 20 代以上の女性就業率が総じて高くなっています。特に「35～39 歳」では香川県よりもまんのう町が8ポイント高くなっています。また、40 代では 80.5%と8割を超えています。「65 歳以上」の高年齢層でも 19.2%となっており、就業を続ける女性は決して少なくないことが分かります。

また、香川県の正規雇用率をみると、「20～24 歳」(64.2%)を頂点にして、年齢が上がるごとに減少しています。全国と比較すると、減少幅は抑えられているものの、香川県の就業率が最も高くなる「45～49 歳」(75.9%)では、正規雇用率が43.7%となっています。

【図2—4】年齢別女性就業率(全国・香川県・まんのう町)



出典：平成 27 年国勢調査

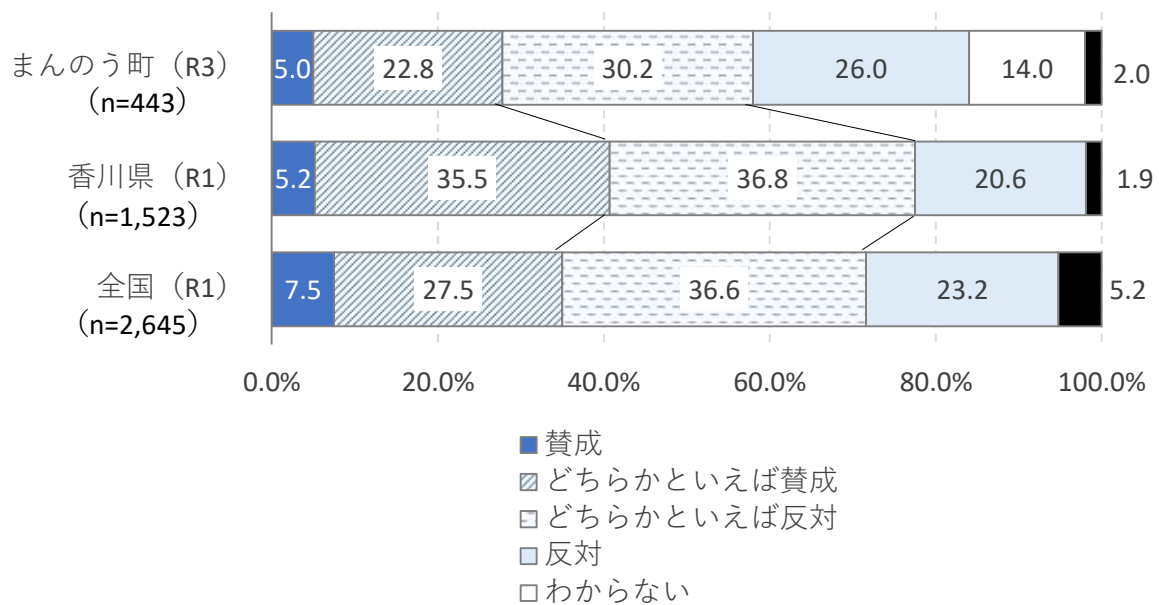
②性別役割分担意識について（住民アンケート調査）

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という性別役割分担意識について「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方の割合は、まんのう町は 56.2%、香川県は 57.4%、全国では 59.8%となっており、まんのう町では比較的少ない傾向にあります。

また、「反対」と回答した方の割合は、まんのう町の男性では 30 歳代が 50.0%、女性では 20 歳代が 52.0%と、特に多くなっています。

【図2—5】性別役割分担意識について(全国・香川県・まんのう町)

あなたは、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】

内閣府政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」【令和元年度】

【図2—6】「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について(住民アンケート調査・まんのう町)

あなたは、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。

単位：％

回答者		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
男性	18～19歳 (n=1)	-	-	-	100.0	-	-
	20～29歳 (n=9)	-	-	55.6	11.1	33.3	-
	30～39歳 (n=14)	7.1	7.1	28.6	50.0	7.1	-
	40～49歳 (n=19)	-	10.5	31.6	36.8	21.1	-
	50～59歳 (n=29)	6.9	10.3	27.6	34.5	17.2	3.4
	60～69歳 (n=37)	-	18.9	45.9	21.6	13.5	-
	70歳以上 (n=87)	9.2	47.1	17.2	16.1	10.3	-
女性	18～19歳 (n=3)	-	-	-	100.0	-	-
	20～29歳 (n=25)	-	8.0	32.0	52.0	4.0	4.0
	30～39歳 (n=16)	6.3	18.8	31.3	31.3	12.5	-
	40～49歳 (n=22)	9.1	13.6	36.4	22.7	18.2	-
	50～59歳 (n=31)	-	12.9	48.4	25.8	12.9	-
	60～69歳 (n=57)	1.8	14.0	43.9	22.8	17.5	-
	70歳以上 (n=89)	7.9	30.3	19.1	22.5	14.6	5.6

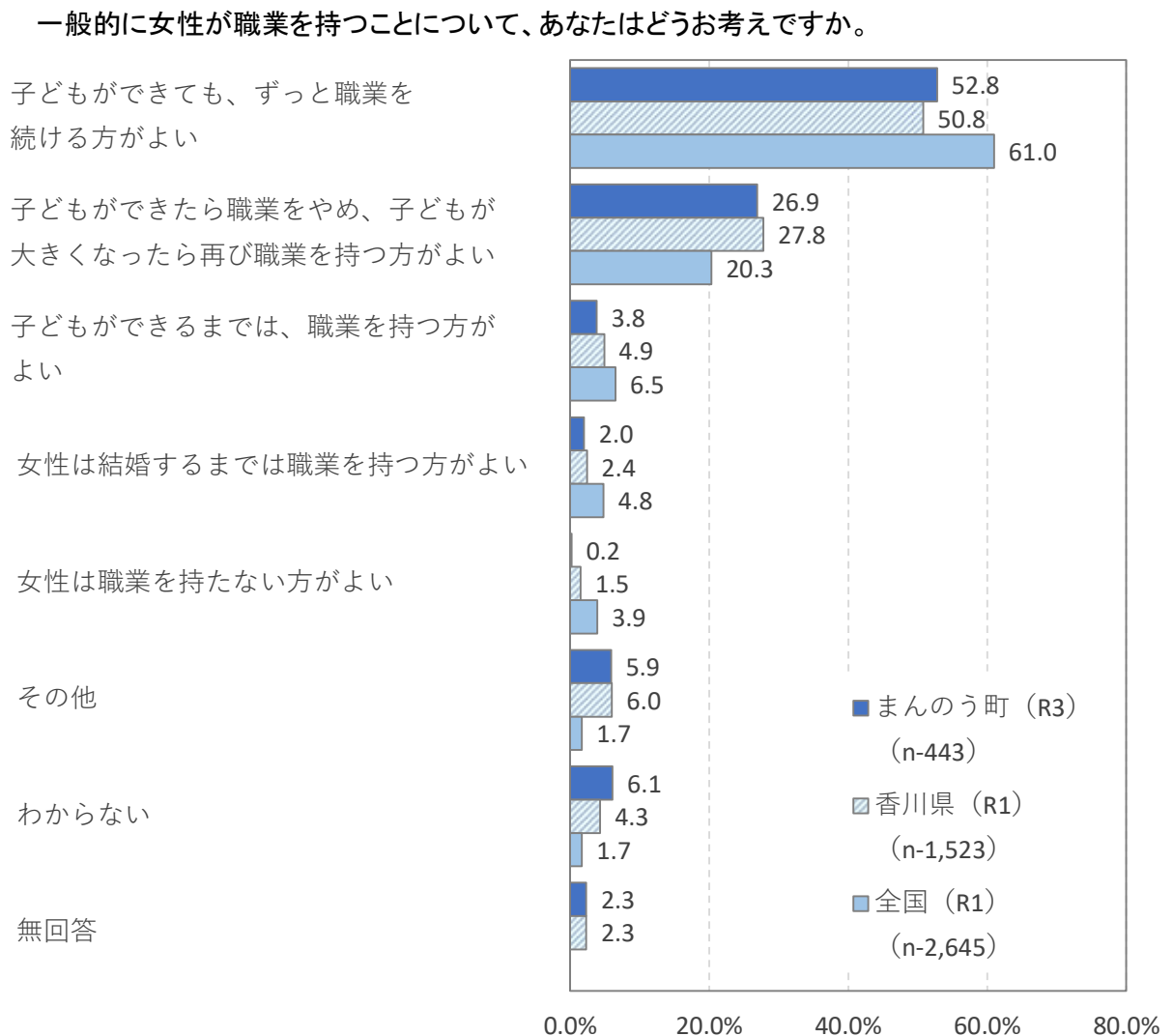
出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

③女性が職業をもつことについて（住民アンケート調査）

女性が職業を持つことについて、まんのう町では52.8%が「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答しています。香川県（50.8%）と比較すると2ポイント高い一方で、全国（61.0%）と比較すると、10ポイント近く低くなっています。

また、「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」について、まんのう町では26.9%となっており、香川県（27.8%）と同じ傾向にあります。これらは、全国（20.3%）と比較すると高くなっており、県内では依然、子どもができたなら一旦職業を辞めることに賛同的な人が少なくないことが分かります。

【図2—7】女性が職業を持つことについて（全国・香川県・まんのう町）



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】

内閣府政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」【令和元年度】

④男女の地位の平等について（住民アンケート調査）

男女の地位の平等について、「家庭生活」や「職場」、「学校教育の場」など様々な場面で調査をした結果、「学校教育の場」を除いて、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかと言えば男性が優遇されている」と回答した方が多く、男性が優遇されていると感じている人が多い傾向にあります。

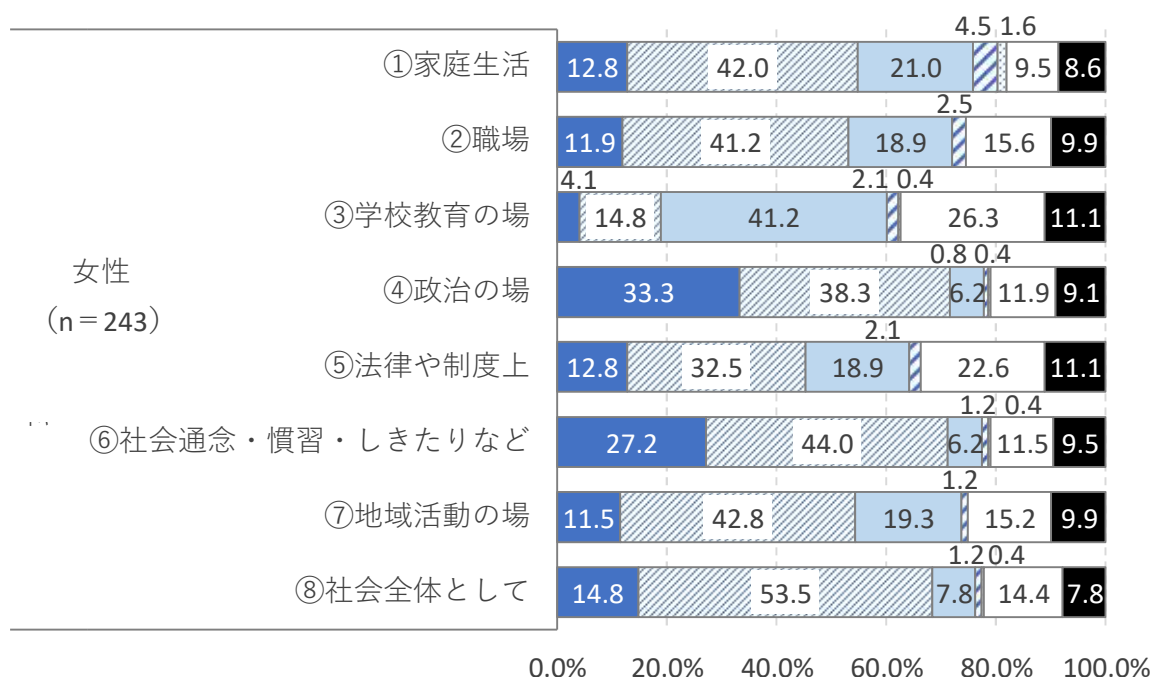
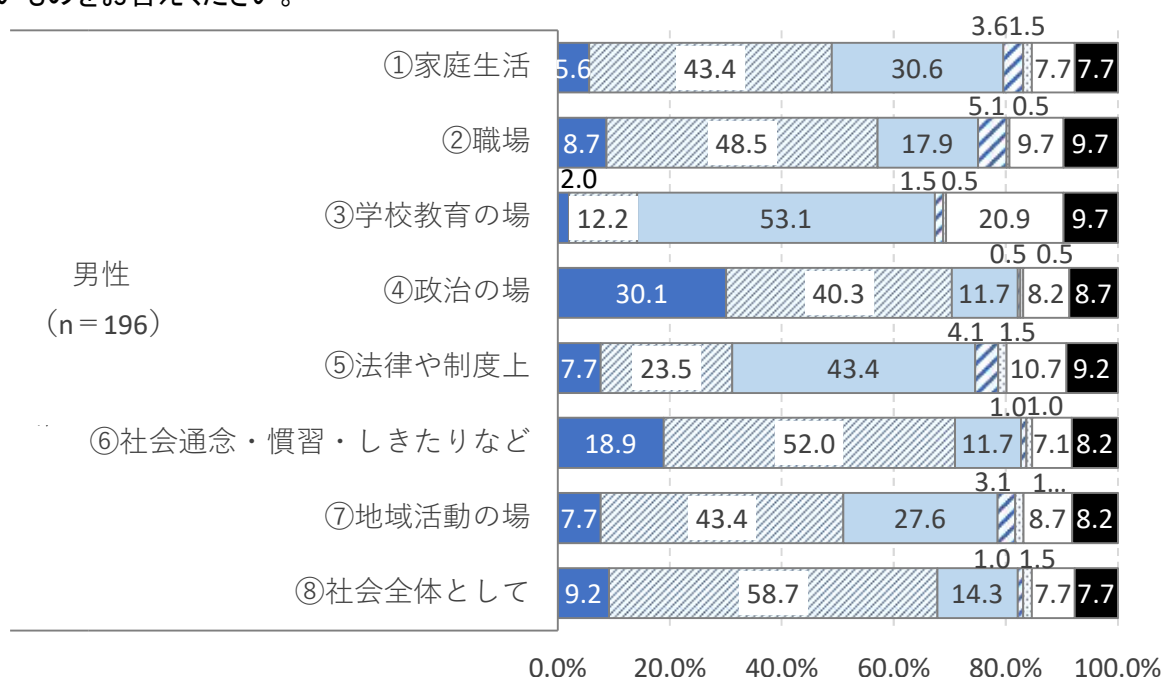
特に、「家庭生活」のほか、「職場」、「社会通念・習慣・しきたりなど」、「地域活動の場」などの社会生活に関する項目については、男女とも半数以上が男性の方が優遇されていると感じており、「政治の場」においては約 7 割の方が、男性が優遇されていると感じています。

男女間での認識の違いについてみると、「法律や制度上」で男性が優遇されていると回答した方の割合が、男性 31.2%に対し、女性は 45.3%となっていました。一方、「平等になっている」と回答した方の割合が、男性は 43.4%であるのに対し、女性は 18.9%となっていることから、今後、女性目線での法令・制度の整備が求められる結果となっています。

また、全国・香川県と比較すると、ほとんどの場面で同じ傾向にあります。しかしながら、「家庭生活」において男性が優遇されていると回答した方の割合は、全国では約 14 ポイント、香川県では約 13 ポイント、男性より女性が高くなっている一方で、まんのう町では女性が約 6 ポイント高くなっており、男女間の認識の違いは少なくなっています。

【図2-8】男女の地位の平等について(まんのう町)

次の項目について、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。

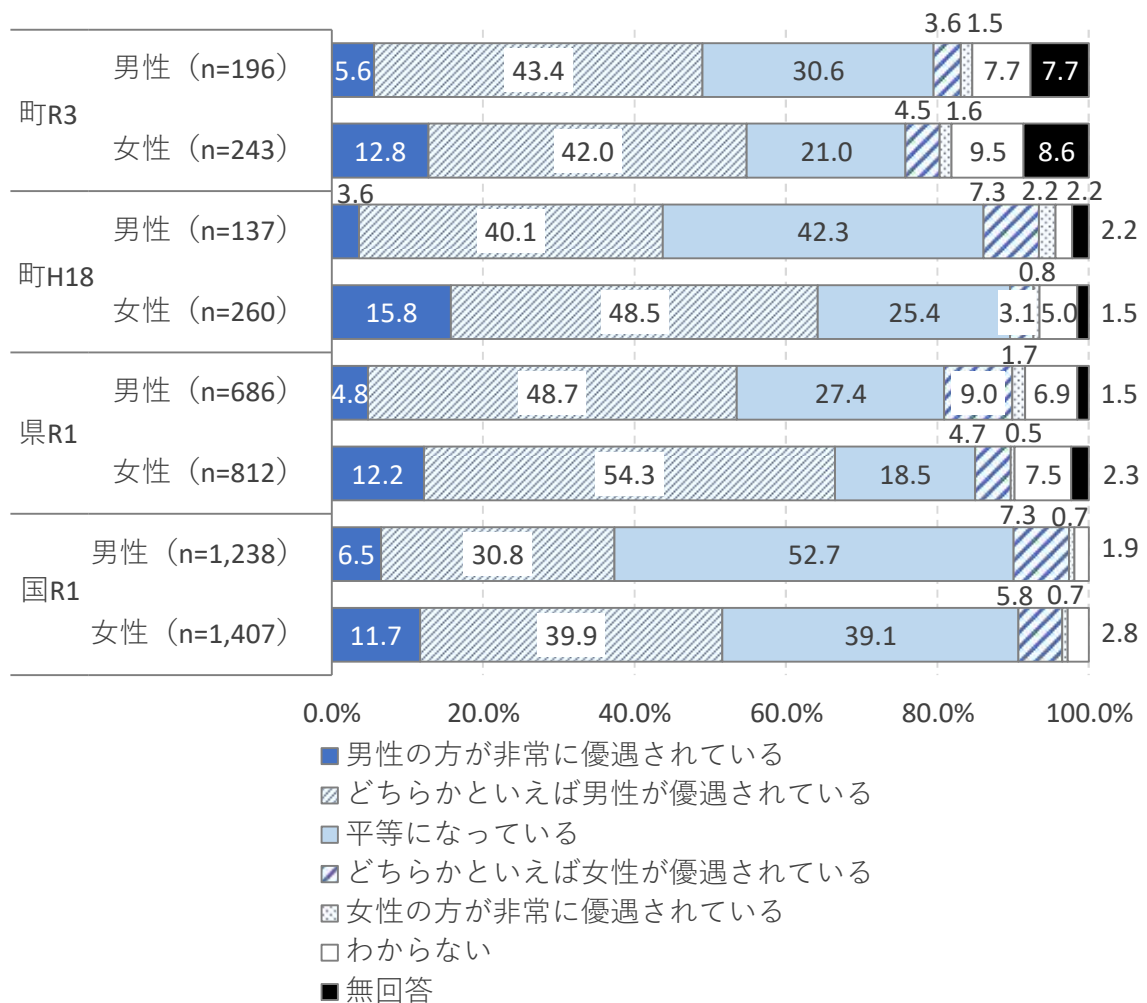


- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等になっている
- ▨ どちらかといえば女性が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図2—9】男女の地位の平等について＜家庭生活＞（全国・香川県・まんのう町）

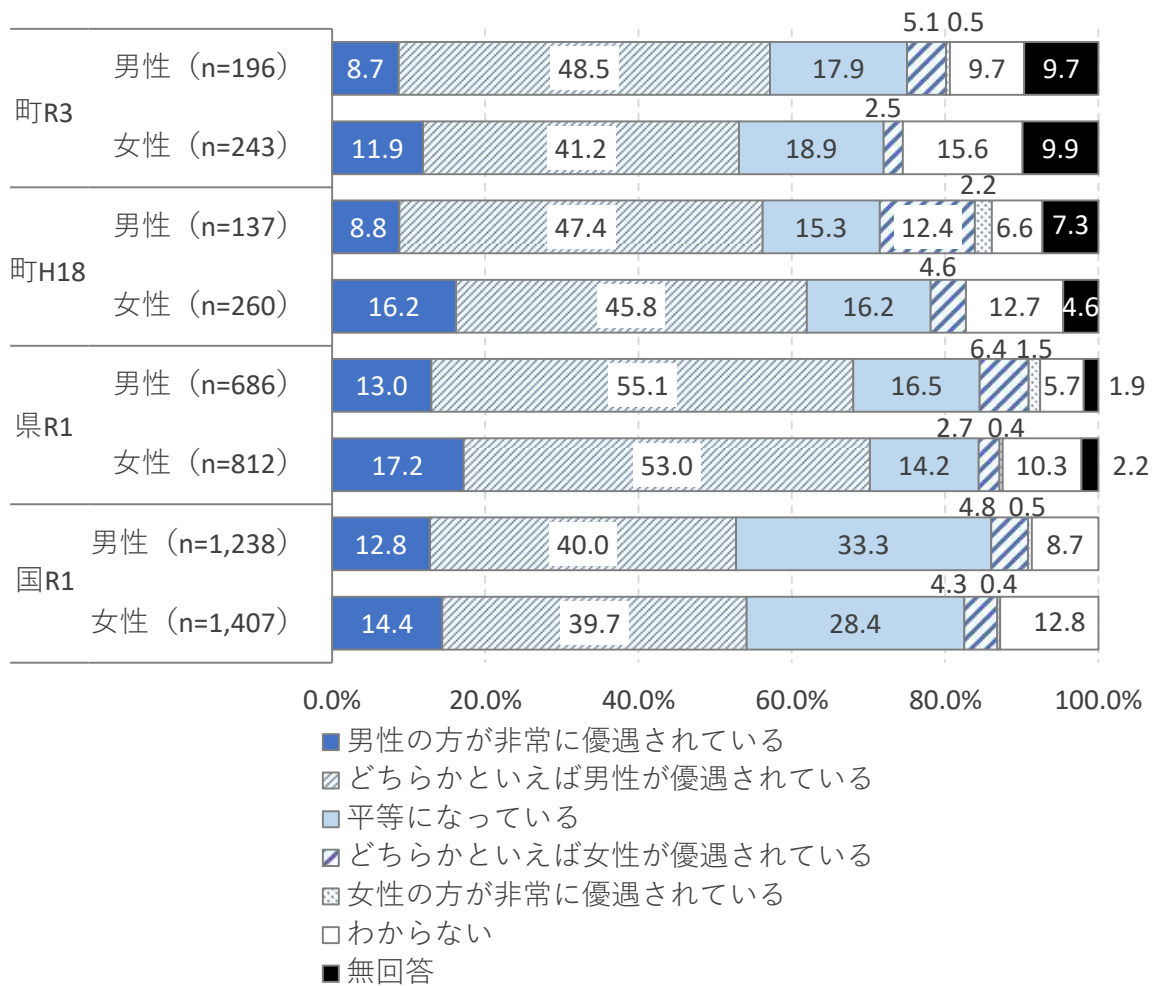
次の項目について、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】
 香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】
 内閣府政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」【令和元年度】

【図2—10】男女の地位の平等について＜職場＞（全国・香川県・まんのう町）

次の項目について、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。



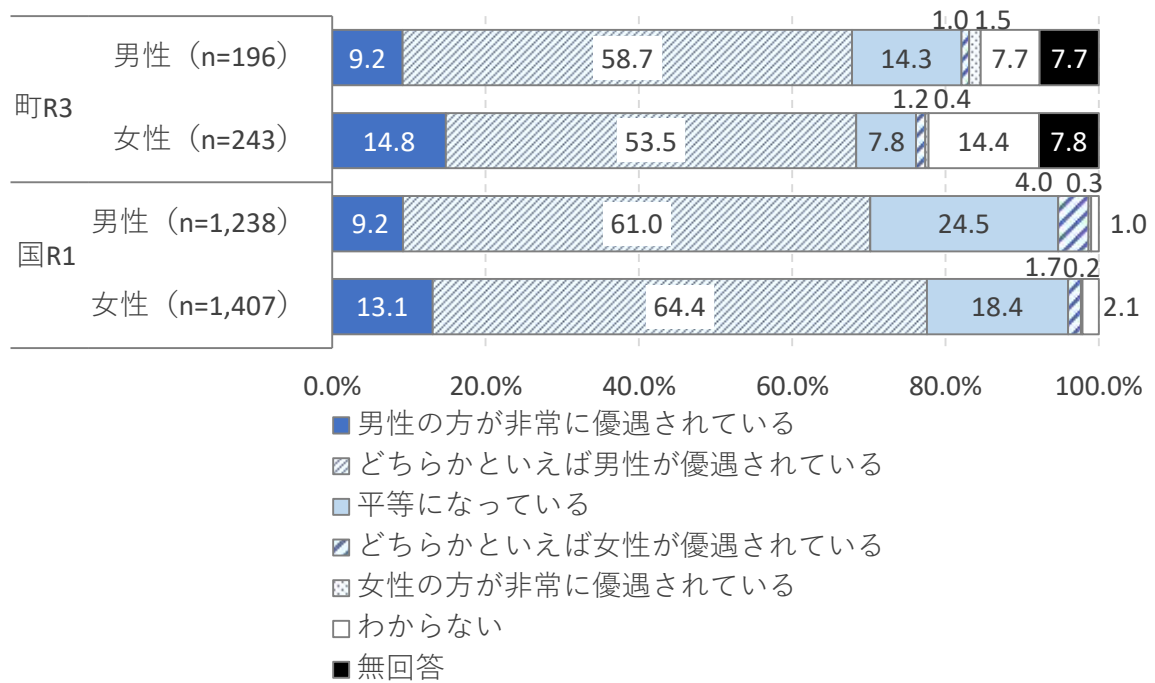
出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】

内閣府政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」【令和元年度】

【図2—11】男女の地位の平等について＜社会全体として＞（全国・まんのう町）

次の項目について、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

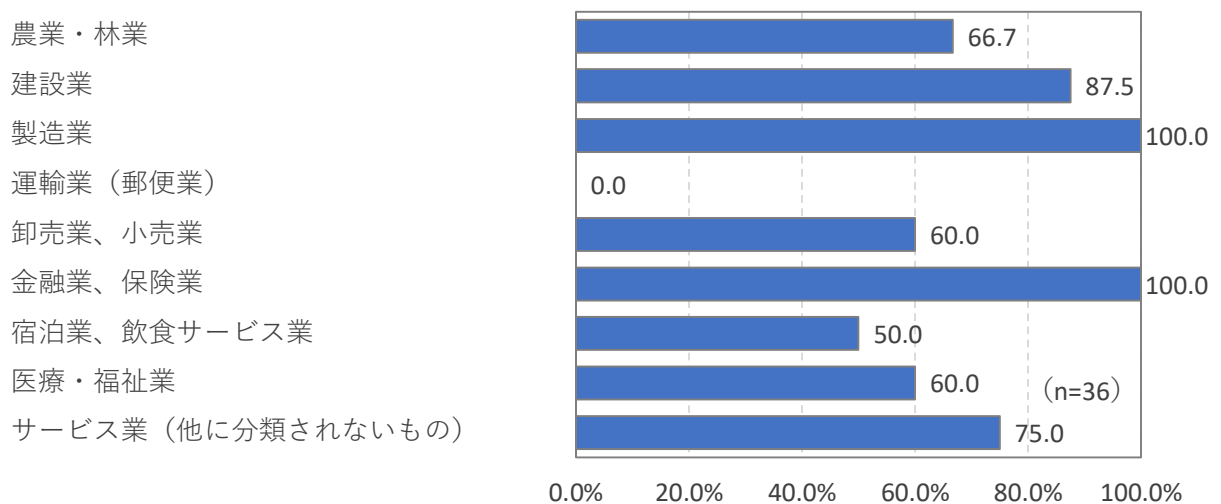
内閣府政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」【令和元年度】

⑤事業所における管理職の男女比について（事業所アンケート調査と全国・県の比較）

業種ごとの事業所総数に占める女性管理職の割合をみると、まんのう町では「製造業」と「金融業、保険業」ですべての事業所が、女性管理職を有しています。またそれ以外にも「建設業」（87.5%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（75.0%）など多くの業種で、女性管理職を有する事業所が半数を超えています。

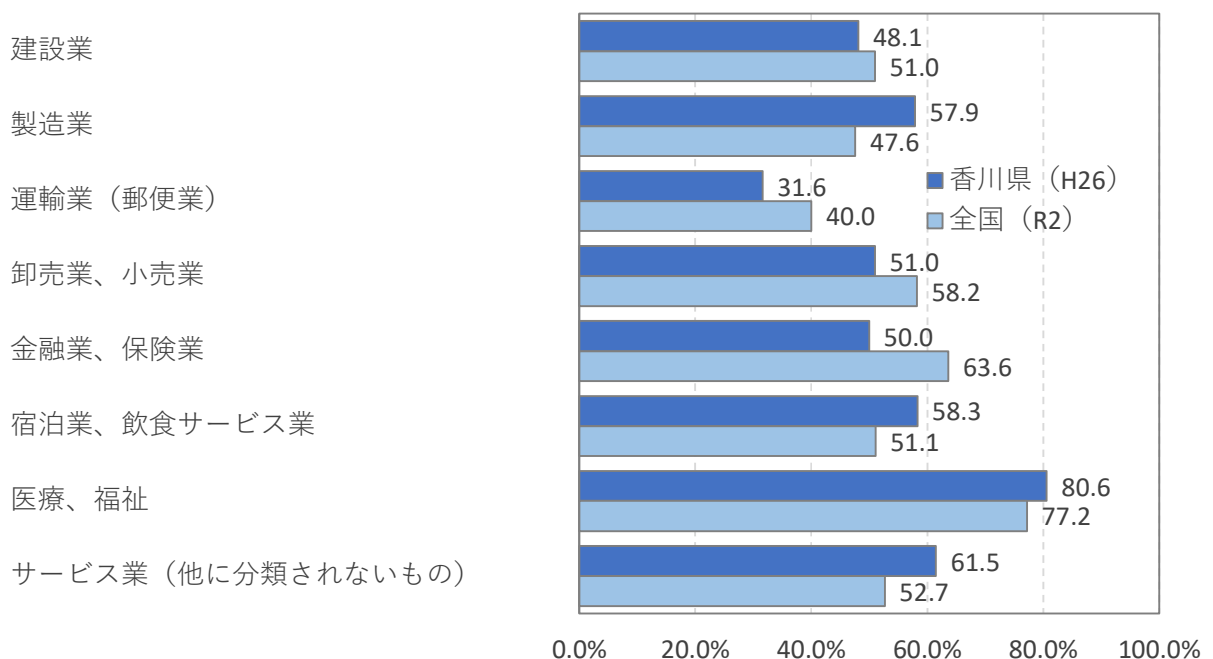
全国・香川県と比較すると、「運輸業」（全国：40.0%、香川県：31.6%、まんのう町：0.0%）、「医療・福祉業」（全国：77.2%、香川県：80.6%、まんのう町：60.0%）などでまんのう町の方が低くなっているものの、多くの業種では女性管理職を有する事業所の割合が高くなっています。

【図2—12】事業所（業種ごと）に占める女性の課長相当職以上の割合（まんのう町）



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図2—13】企業（業種ごと）に占める女性の課長相当職以上の割合（全国・香川県）



出典：雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）【令和2年度】

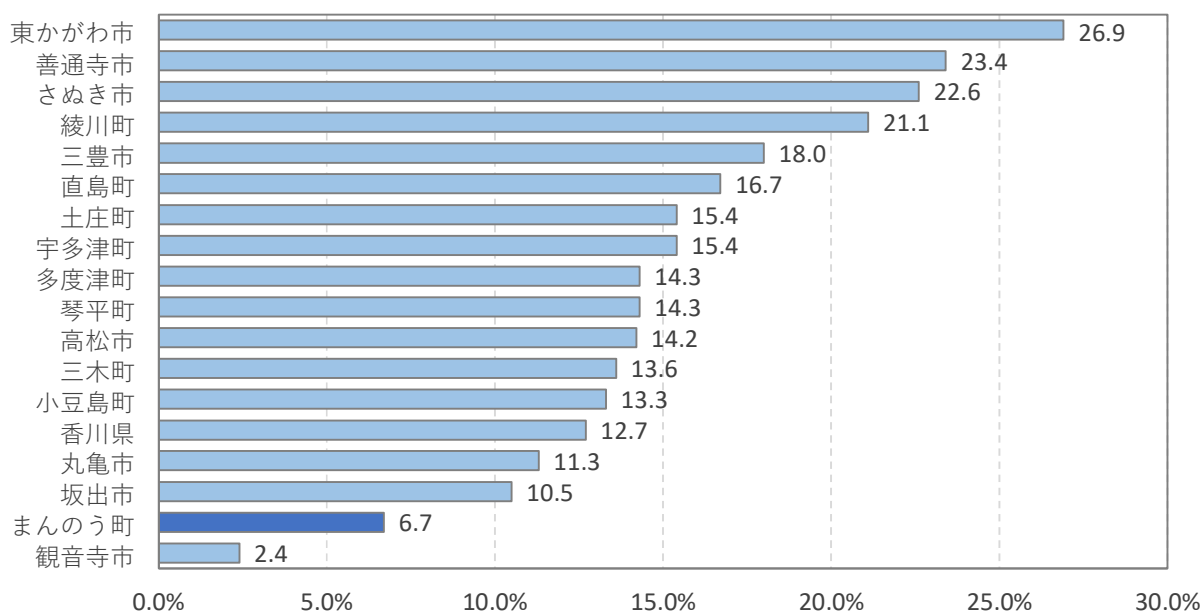
厚生労働省香川労働局雇用均等室「ポジティブ・アクション等に関する雇用管理アンケート結果報告書」【平成26年度】

⑥公務員などの女性の割合（香川県・市町別）

香川県・県内市町の地方公務員の女性管理職の割合をみると、まんのう町は 6.7%と、香川県（12.7%）や県内他市町に比べ低くなっています。県内で地方公務員の女性管理職割合が最も高いのは東かがわ市（26.9%）で、まんのう町と観音寺市を除く県内の市町が1割を超えています。

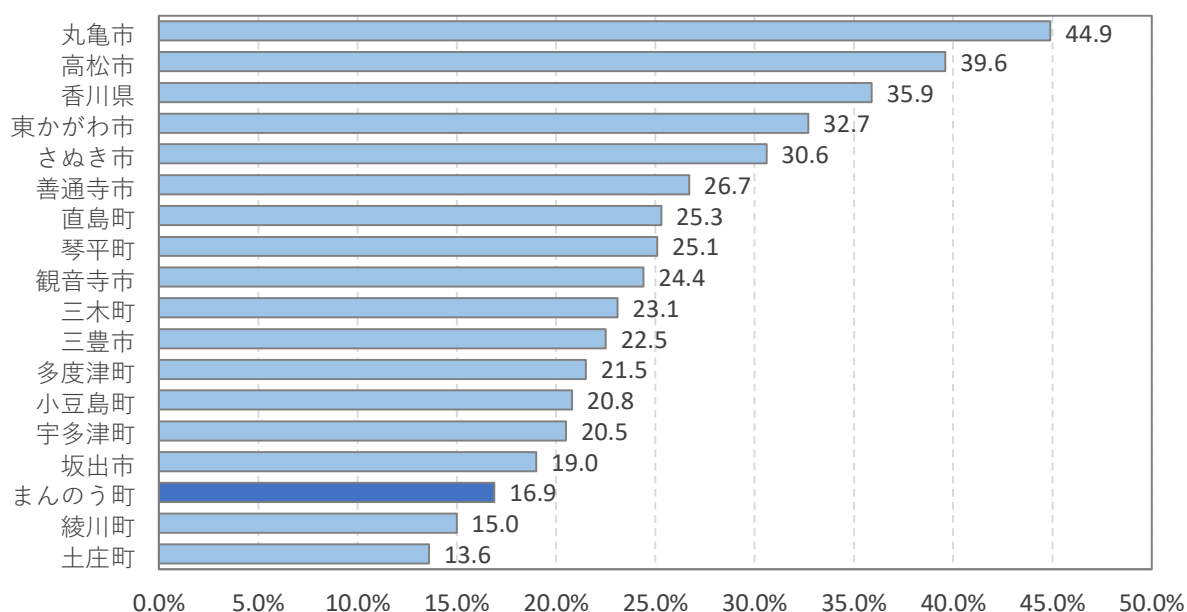
また、香川県・県内市町の審議会の女性委員割合の割合をみると、まんのう町は 16.9%となっており、香川県（35.9%）や他市町と比較すると低くなっています。割合が最も高いのは丸亀市（44.9%）となっており、県内の市町間で大きく差が生じています。

【図2—14】地方公務員の女性管理職割合（香川県・市町別）



出典：香川県「令和3年度版 かがわの男女共同参画（令和2年度年次報告書）」

【図2—15】審議会の女性委員割合（香川県・市町別）



出典：香川県「令和3年度版 かがわの男女共同参画（令和2年度年次報告書）」

⑦女性従業員が活躍するための取り組み（事業所アンケート調査）

まんのう町の各事業所に女性従業員が活躍するための取り組み（今後取り組みたいものも含む。）を尋ねたところ、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が 44.4%、「性別により評価することがないよう人事考課基準を定めている」が36.1%となっています。一方、「特に何もない」も27.8%となっており、一部の事業所では女性従業員活躍のための取り組みを行っていない（今後取り組みたいものはない）と言えます。

育児休業制度及び介護休業制度の規定の有無を尋ねたところ、規定の「ない」事業所は育児休業制度が約4割、介護休業制度は5割を超えています。

女性活躍推進のため、国や県が取り組む各種認定制度の認知度と取得状況を尋ねたところ、「知っている」または「ある程度知っている」と回答した事業所は2割前後、「取得済み」と回答した事業所はいずれも2.8%にとどまっています。

【図2—16】女性従業員が活躍するための取り組み(まんのう町)

貴事業所において、女性従業員が活躍するために、どのような取り組みをしていますか。また、今後取り組みたいことはありますか。

業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している

性別により評価することがないよう人事考課基準を定めている

管理職や従業員に対し女性の活躍の重要性や必要性について啓発している

仕事と家庭生活を両立させるための制度を整備している

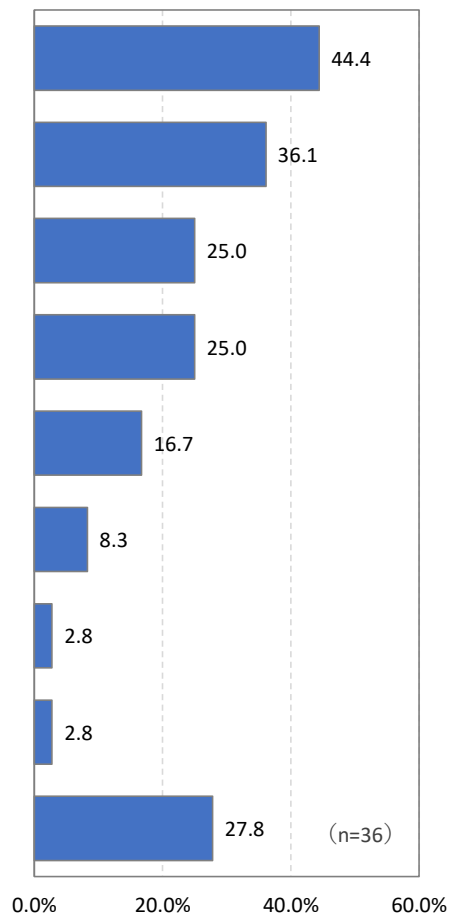
女性が少ない部署・職種への女性従業員の配置や意欲と能力がある女性を積極的に採用している

女性の活躍推進に関するセミナー等に参加し、情報収集を行っている

女性の活躍推進に関する担当部局・担当者を設けるなど、事業所内で推進体制を整備している

その他

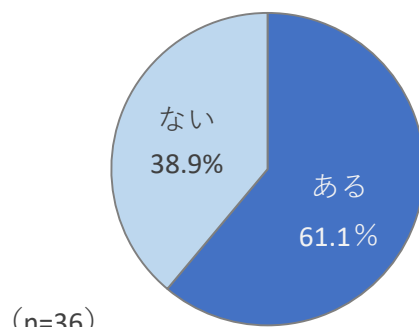
特に何もない



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図2—17】育児休業制度の規定有無について(まんのう町)

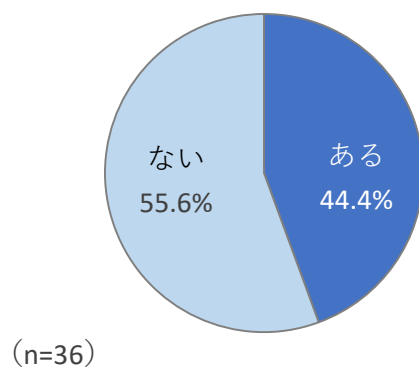
貴事業所には、育児休業制度の規定がありますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図2—18】介護休業制度の規定有無について(まんのう町)

貴事業所には、介護休業制度の規定がありますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図2—19】各種認定制度の認知状況・取得状況について(まんのう町)

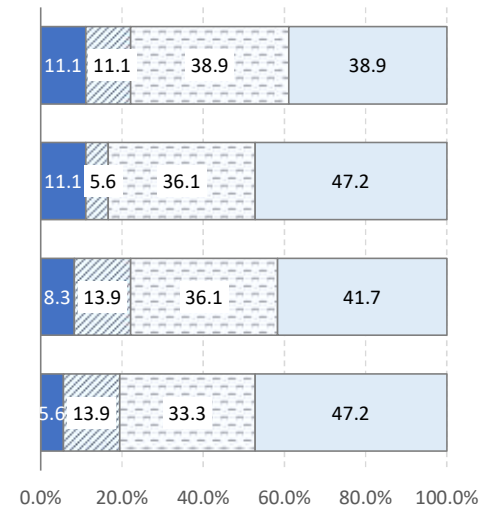
国や香川県が取り組む、次の認定制度の認知状況・取得状況について、①～④の「認知状況」「取得状況」それぞれの当てはまる番号に○をつけてください。

認知状況

- ① (次世代育成支援対策推進法) 「子育てサポート企業」として認定 (くるみんマーク)
- ② (女性活躍推進法) 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の認定 (えるぼし認定)
- ③ かがわ働き方改革推進宣言企業働き方改革について、目標を設定し宣言する企業の登録制度
- ④ かがわ女性キラサポ宣言企業働く女性が、能力を十分に発揮できるような職場環境づくりにむけてサポートする企業の登録制度

(n=36)

■ 知っている
 ■ ある程度知っている
 □ 聞いたことはあるが、内容はよく知らない
 □ 知らない

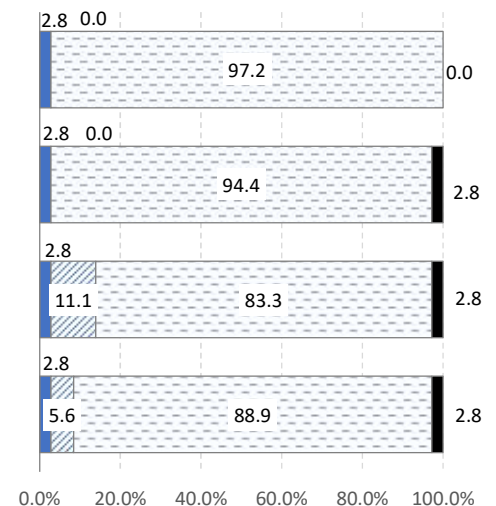


取得状況

- ① (次世代育成支援対策推進法) 「子育てサポート企業」として認定 (くるみんマーク)
- ② (女性活躍推進法) 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の認定 (えるぼし認定)
- ③ かがわ働き方改革推進宣言企業働き方改革について、目標を設定し宣言する企業の登録制度
- ④ かがわ女性キラサポ宣言企業働く女性が、能力を十分に発揮できるような職場環境づくりにむけてサポートする企業の登録制度

(n=36)

■ 取得済み
 ■ 検討中
 □ 未取得
 ■ 無回答



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

(3) 女性に対する暴力をめぐる状況

①ドメスティック・バイオレンスの経験について（住民アンケート調査）

ドメスティック・バイオレンス（DV※）を受けたことがある方は、男性で 1.0%、女性で 6.6%といずれも 1 割未満となっている一方、DV をふるったことがある方は男性で 2.6%となっています。また、「身近に DV を受けた当事者がいる」、「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した方がともに数%ずついることから、まんのう町内でも DV の被害経験を有する人は一定数いると言えます。

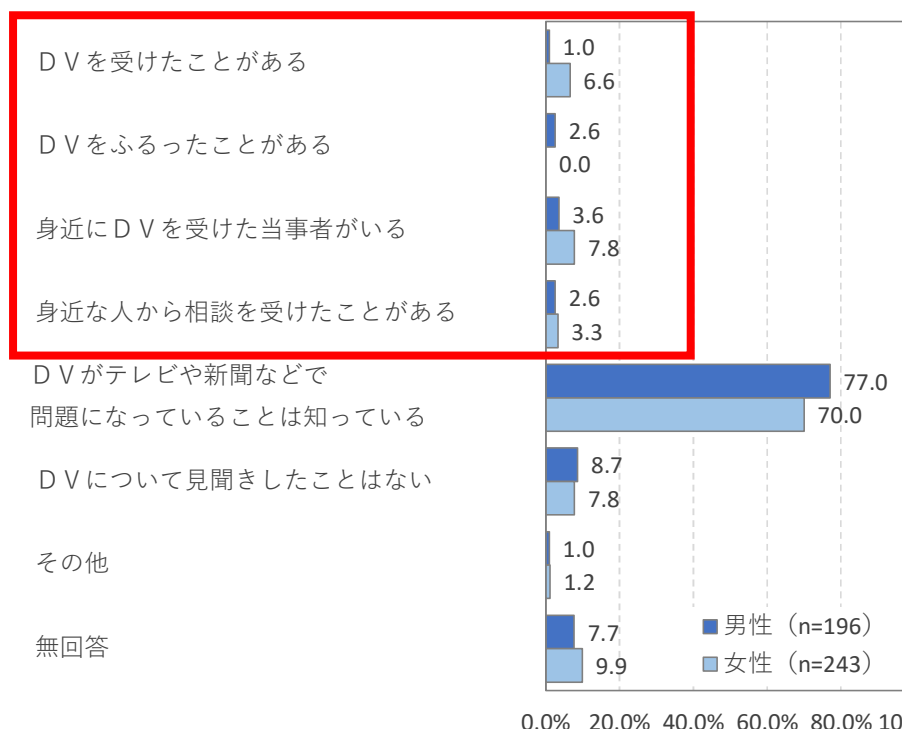
全国・香川県の暴力の被害経験に関する調査項目をみると、配偶者から身体的な暴力を受けた女性は、香川県（16.7%）、全国（17.0%）となっており、2 割近くの女性が配偶者からの身体的な暴力を経験しています。また、男性に関しても、香川県（6.7%）、全国（12.1%）となっており、1 割前後の男性が配偶者からの身体的な暴力を経験しています。身体的・心理的な暴力では 1 割以上の女性が配偶者から何らかの暴力を経験しています。

また、交際相手からの暴力については、男女ともに数%から 10%の方が交際相手からの暴力を経験しています。

DV に対する支援や対策として必要な取り組みは、男女ともに「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多くなっています。また、「DV に関する広報・啓発活動の積極的な実施」では男女で最も顕著な差がみられ、男性が約 4 割に対して女性は約 2 割にとどまっています。

【図2—20】ドメスティック・バイオレンスの経験について(まんのう町)

あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)を経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。

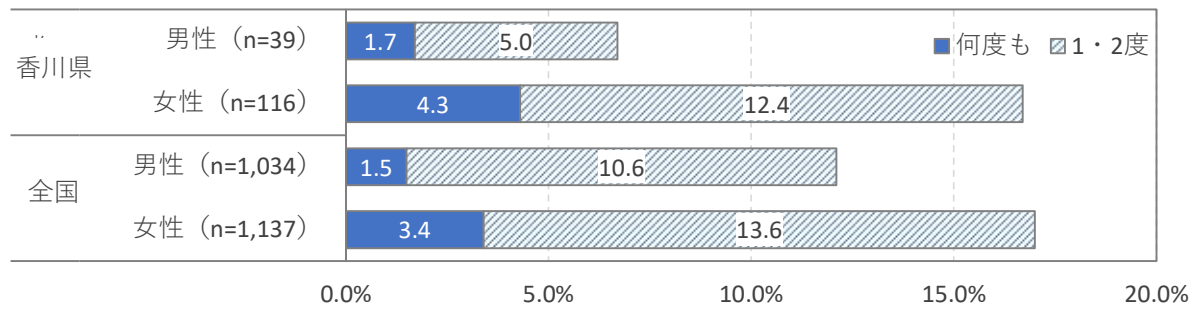


出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

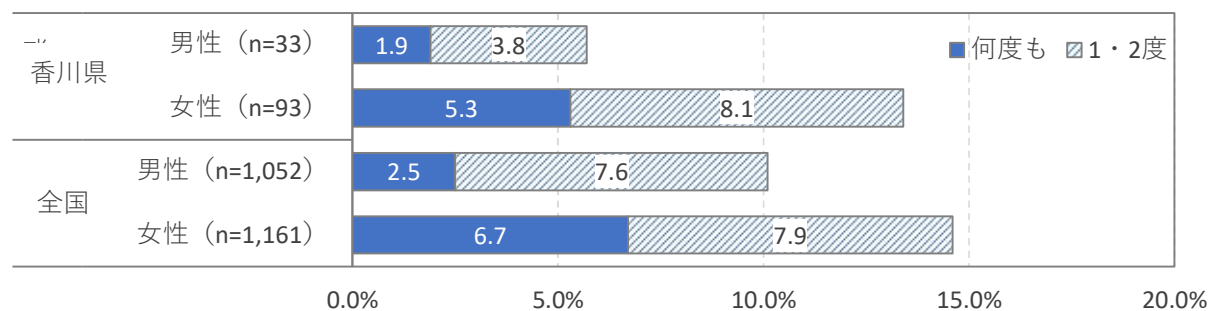
※ DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある者、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。（殴る、蹴るなどの身体的な暴力、心無い言動などによる精神的な暴力、性行為の強要など性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、外出を禁止するなどの社会的な暴力を含む）。

【図2—21】配偶者からの暴力の被害経験について(全国・香川県)

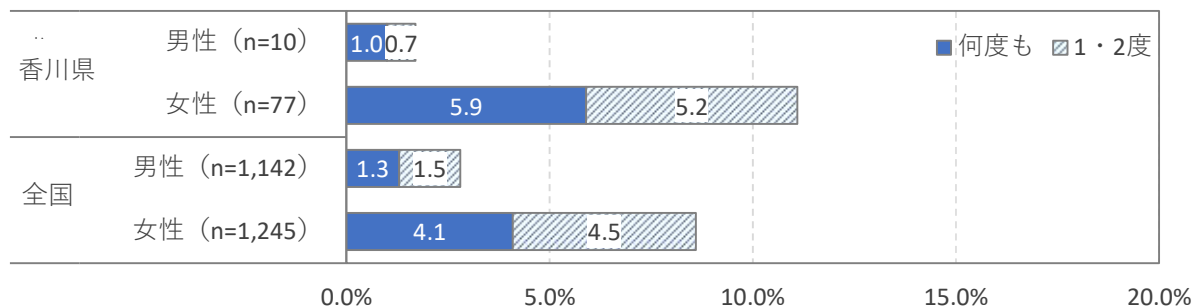
身体的な暴力



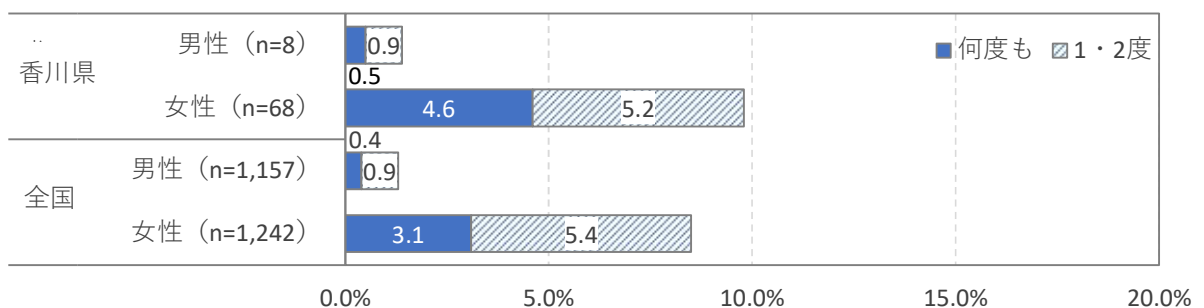
心理的な暴力



経済的な暴力



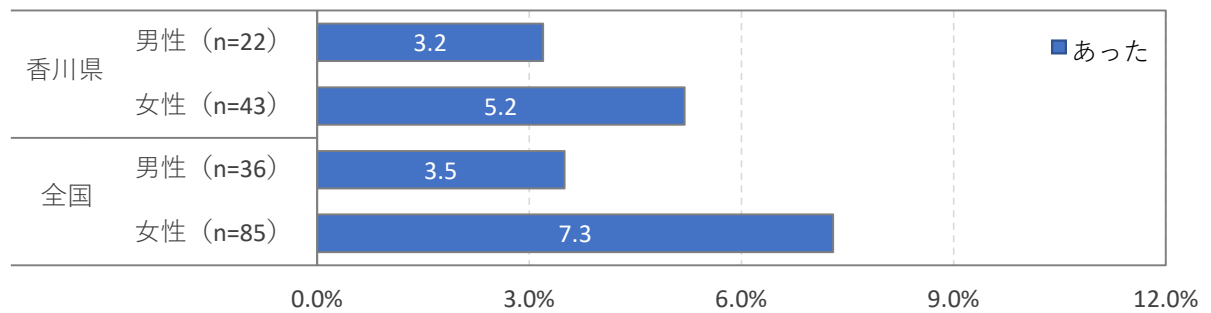
性的な暴力



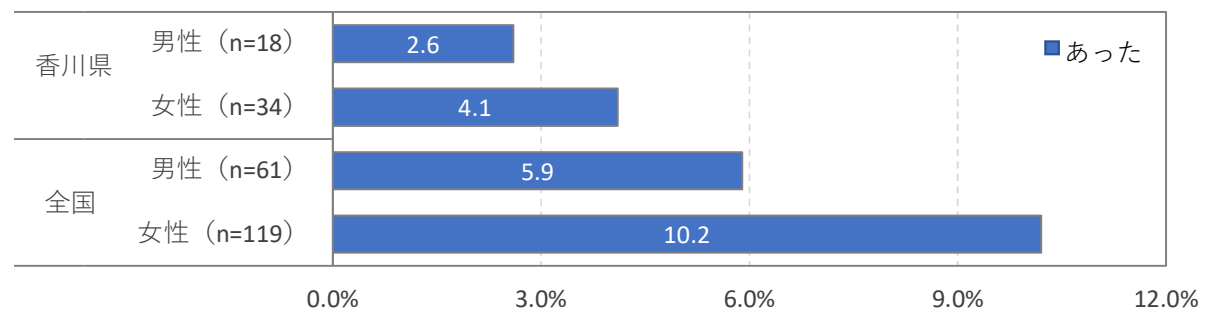
出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」【令和2年度】
香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】

【図2—22】交際相手からの暴力の被害経験について(全国・香川県)

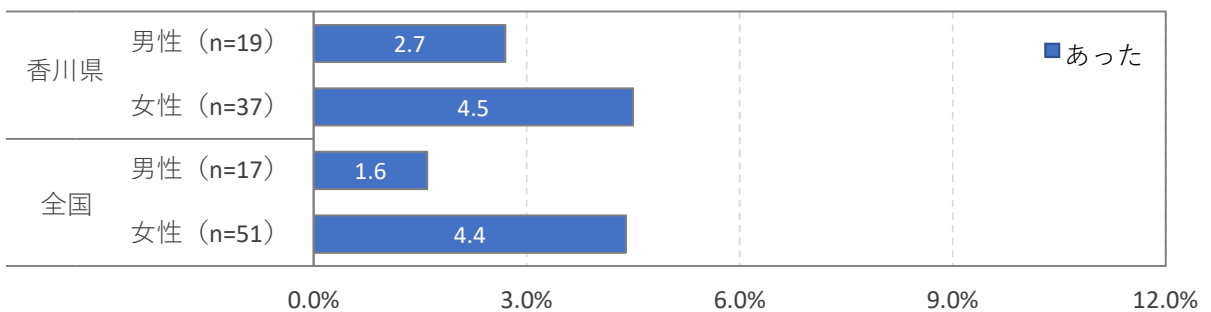
身体的な暴力



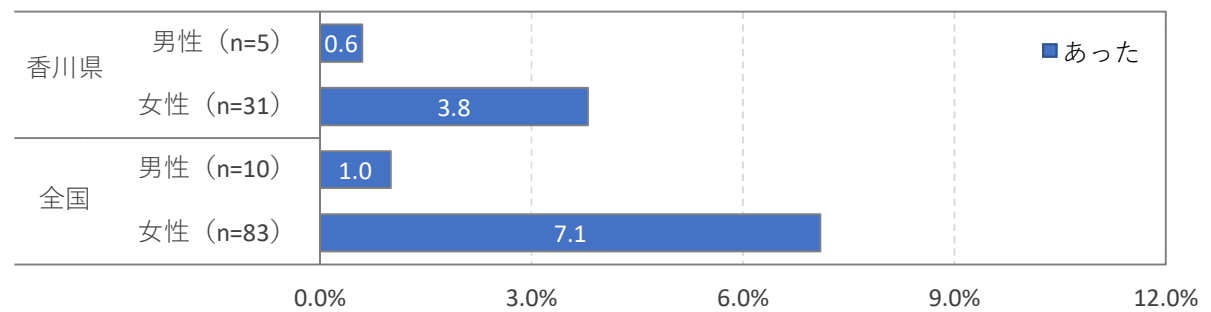
心理的な暴力



経済的な暴力



性的な暴力



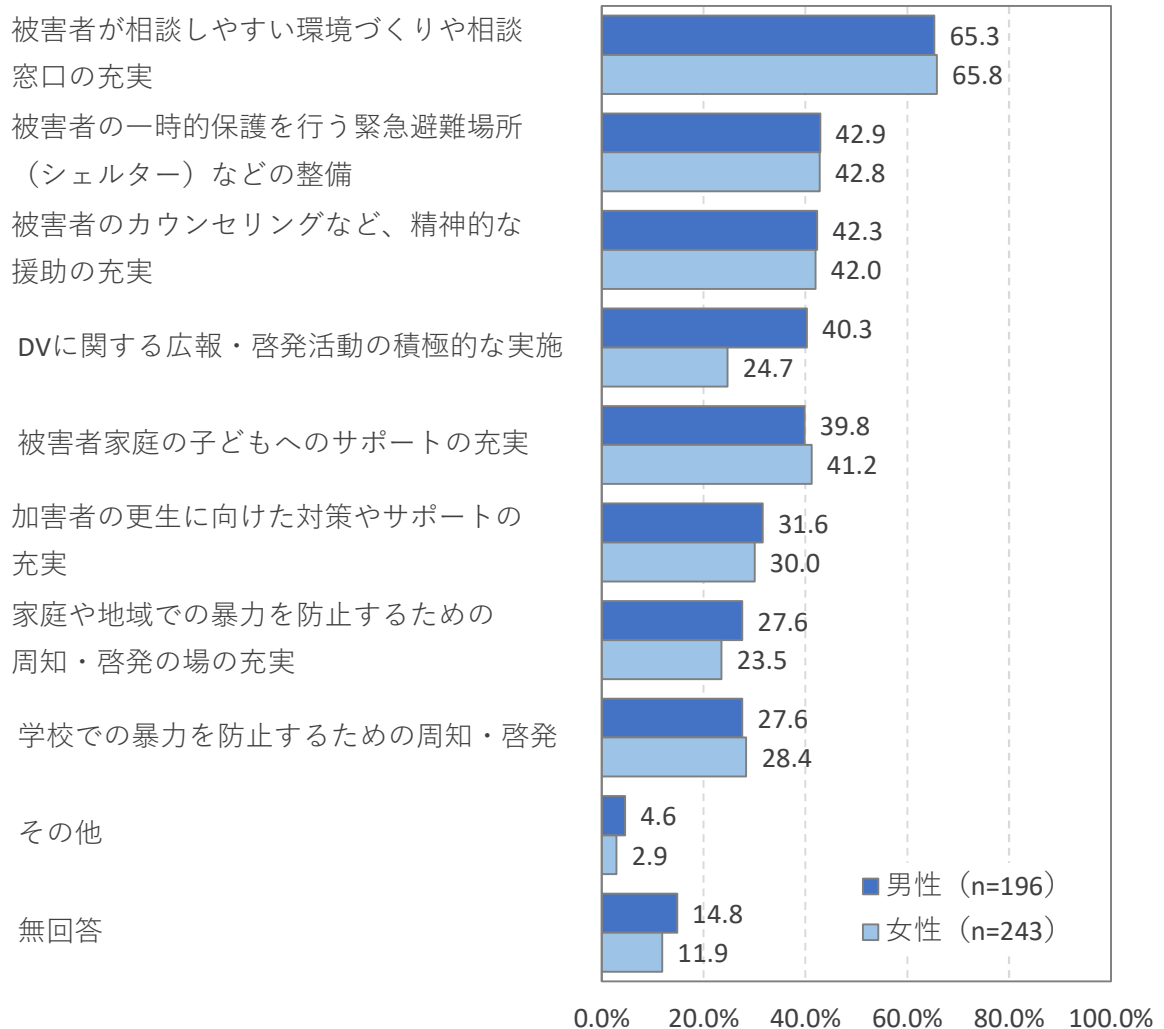
※全国については「10 歳代にあった」「20 歳代にあった」「30 歳代以上にあった」、香川県については「10 歳代、20 歳代いずれにもあった」、「10 歳代であった」、「20 歳代であった」の総計を「あった」として掲載している。

出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」【令和2年度】

香川県「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」【令和元年度】

【図2—23】ドメスティック・バイオレンスに対する必要な取り組みについて(まんのう町)

ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援や対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

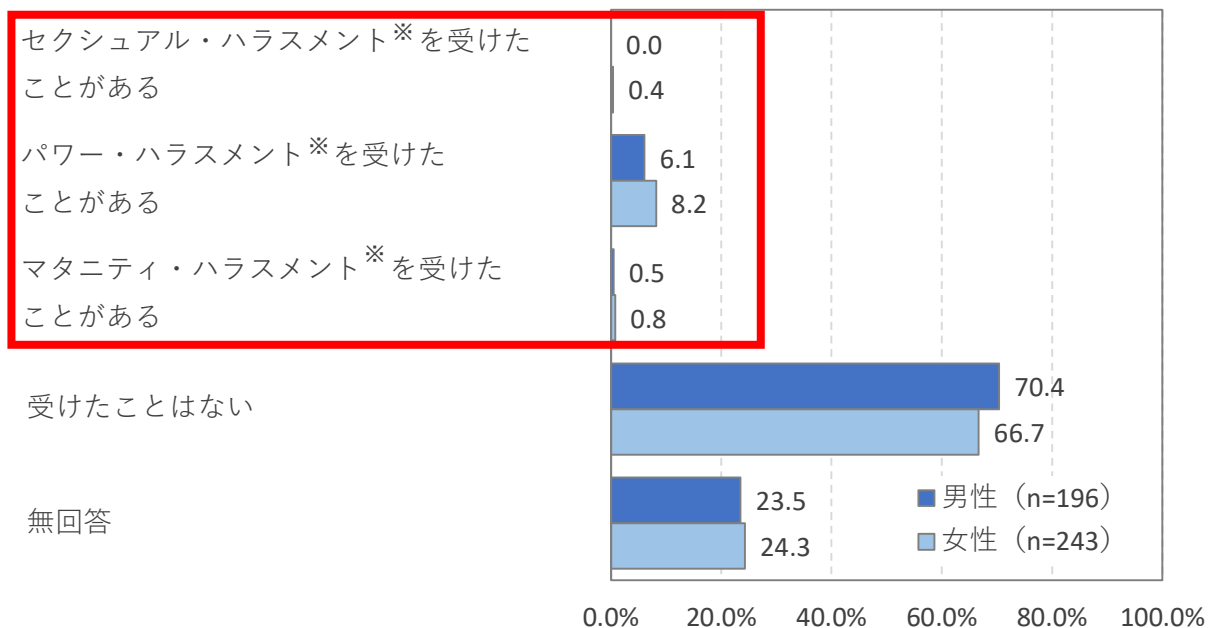
②ハラスメントの経験について（住民アンケート調査）

ここ1～2年の間に、職場・学校・地域でハラスメントを受けたと回答した方は、男女ともに約1割となっており、そのなかでもパワー・ハラスメントが最も多くなっています。

また、ハラスメントについて「相談しなかった（できなかった）」と答えた方は男性で5割、女性で約4割を占めています。

【図2—24】ハラスメントの経験について(まんのう町)

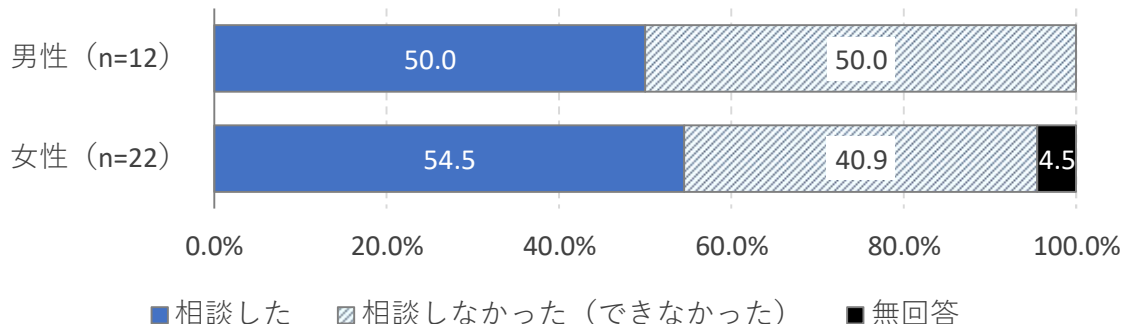
あなたは、ここ1～2年の間に、職場・学校・地域でハラスメントを受けたことがありますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図2—25】ハラスメントの相談について(まんのう町)

あなたはハラスメントについてこれまでにどこ(だれ)かに相談しましたか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

※ セクシュアル・ハラスメント・・・相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などだけでなく、「男らしさ」「女らしさ」などに関する言動など、さまざまなものが含まれる。また、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境を著しく悪化させること。

※ パワー・ハラスメント・・・同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

※ マタニティ・ハラスメント・・・妊娠・出産・育児休業などを理由とする職場などでの不当な扱いや精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

(4) 性的少数者をめぐる状況

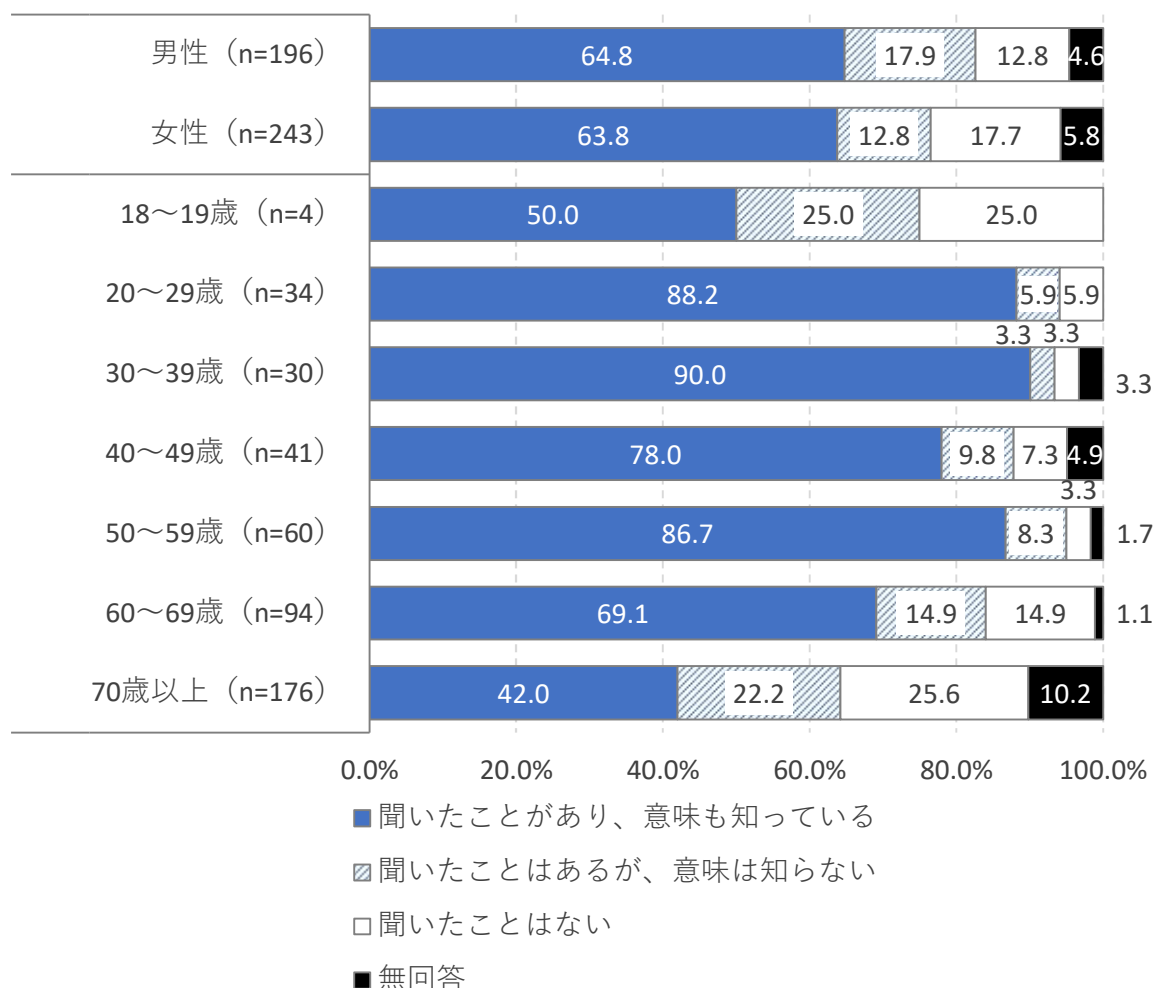
①性的少数者（LGBT 等）という言葉の認知度について（住民アンケート調査）

まんのう町の性的少数者（LGBT※等）という言葉についての認知度は、全体で男女ともに6割以上と高い結果になっています。年代別では、20 歳代～50 歳代は約8割～9割と非常に高くなっていますが、70 歳以上の方になると約4割と低くなっています。

多くの方が「性的少数者（LGBT 等）」の言葉を意味も含めて把握しています。

【図2—26】「性的少数者(LGBT 等)」という言葉の認知度について(まんのう町)

あなたは「性的少数者(LGBT 等)」という言葉を知っていますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

※ LGBT・・・レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：からだの性とこころの性に違和感のある人）、それぞれの英語の頭文字からとった性的少数者を表す言葉の1つ。

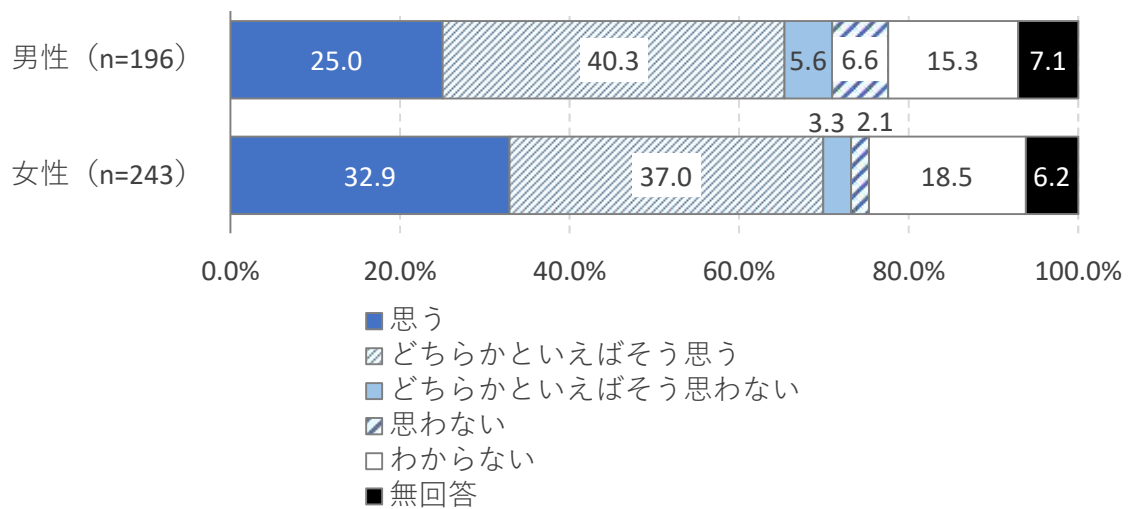
②性的少数者（LGBT 等）の方々にとって生きづらい社会だと思うかについて（住民アンケート調査）

「性的少数者（LGBT 等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生きづらい社会」かどうかの意見を尋ねると、生きづらい社会だと思う方は男女ともに約3割、「どちらかといえばそう思う」と答えた方も含めると約7割の方が生きづらいと社会と考えています。

女性の方がわずかに数値が高いものの、男女間で大きな違いはみられません。

【図2—27】性的少数者（LGBT 等）の方々にとって生きづらい社会だと思うかについて（まんのう町）

現在、LGBT（性的マイノリティ）の方々にとって、偏見や差別などにより、生きづらい社会だと思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

4. まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）の評価

まんのう町男女共同参画プラン（改訂版）を評価するにあたり、主要課題に対する具体的施策について主な担当課ごとに3段階評価で振り返りを実施しています。

A：成果あり、プラン策定時より大きく改善

B：成果はどちらとも言えない、変化なし

C：成果なし、取り組みが不十分・未実施

基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備

1 男女共同参画に向けた意識形成：5施策 14 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 男女共同参画についての住民の理解の促進	1	5	1
(2) 男女共同参画についての町職員等の理解の促進	1	1	3

2 固定的な性別役割分業意識の解消と慣習・慣行の見直し：7施策 17 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 家庭・地域における固定的な性別役割分業意識の解消	1	2	
(2) 働く場における固定的な性別役割分業意識の解消		8	
(3) 教育の場における固定的な性別役割分業意識の解消	1	1	
(4) 慣習や慣行についての見直しと意識の改革		1	
(5) さまざまな社会制度についての学習機会の提供		3	

3 男女平等教育・学習等の推進：6 施策 28 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 家庭における性別役割にとらわれない子育ての推進	3	4	
(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	1	3	
(3) 生涯学習における男女共同参画についての学習の推進	1	3	

4 政策決定の場への女性の参画促進：5施策 8 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 女性の人材情報の把握		1	
(2) 町政をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画の促進		3	
(3) 女性のエンパワーメント※の推進	1	1	

基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備	A	B	C
合 計	10	36	4

※ エンパワーメント・・・自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。平成7（1995）年の第4回世界女性会議（北京）のキーワードであり、その後の女性政策への取り組みのなかでも盛んに用いられるようになった言葉。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための地域・まちづくりの推進

- 1 男女が対等な構成員として、地域活動に参加・参画できるまちづくりの推進：
7施策 15 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 地域活動における男女共同参画の促進	1	3	1
(2) 地域活動のリーダーへの女性参画の促進	1	2	1
(3) 地域における活動の活性化と新たな活動の創出の促進	1	4	

- 2 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備・充実：14 施策 26 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 地域活動における子育て支援システムの充実	2	2	1
(2) 仕事と子育ての両立支援策の整備・充実	5	3	
(3) さまざまな保育ニーズに対応できるような保育施策の整備	2		
(4) すべての子どもが健全に育つ環境の整備・充実	6	3	1

- 3 多様な形態の家族等への理解の促進と自立促進：5 施策 9 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進	1	1	
(2) 多様な形態の家族等への男女共同参画の視点に立った自立支援	1		
(3) 高齢者・しょうがい者への男女共同参画の視点に立った自立支援		3	

- 4 住民と行政の男女共同参画によるパートナーシップの推進とネットワークづくりの推進：
3 施策 2 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 住民・企業・各種団体等とのパートナーシップの推進	3	5	
(2) 情報発信、交流の場の整備と活用	2	1	

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための地域・まちづくりの推進	A	B	C
合 計	25	27	4

基本目標Ⅲ 女性の人権が尊重される地域・まちづくり

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進：10 施策 13 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 女性に対する暴力根絶に向けた啓発活動の推進	1	6	
(2) 女性に対する暴力の相談体制の整備	1		1
(3) 女性に対する暴力被害者の救済と支援	1	2	
(4) 加害者自助グループへの支援		1	

2 女性の働く権利の確立と保障：8 施策 17 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 女性の就労環境の整備		4	
(2) 男女平等な労働観の育成		2	
(3) 労働に関する基本的権利についての学習の機会と情報の提供		1	
(4) 女性の職業意識・能力向上への支援		3	

3 メディアにおける女性の人権の尊重：6 施策 15 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※の育成	1	1	
(2) メディアを活用した男女共同参画情報・女性情報の公開		2	
(3) まんのう町の行政刊行物等の点検及び表現方法の見直し		2	

4 生涯を通じた女性の心とからだの健康づくり：8 施策 24 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 性と生殖に関する健康と権利についての啓発の推進		1	
(2) 生涯の各時期に応じた女性の心とからだの健康づくりの推進	4	1	
(3) 働く女性の健康管理の支援	2		

基本目標Ⅲ 女性の人権が尊重される地域・まちづくり	A	B	C
合 計	10	26	1

※ メディア・リテラシー・・・メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特徴を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

基本目標Ⅳ あらゆる施策への男女共同参画の視点の組み入れ

1 男女共同参画の視点をあらゆる施策に組み入れるための施策の見直しと展開：

4 施策2 事業

具体的施策	A	B	C
(1) 男女共同参画の視点を組み入れるための施策の見直しと展開		1	
(2) 町役場の男女共同参画のモデル事業所への展開			3

基本目標Ⅳ あらゆる施策への男女共同参画の視点の組み入れ	A	B	C
合 計		1	3

評価結果

基本目標Ⅰ「あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備」については、全体を通しての成果はどちらとも言えず、変化なしという結果となりました。

基本目標Ⅱ「男女共同参画社会を実現するための地域・まちづくりの推進」については、「安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備・充実」に関する取り組みや「住民と行政の男女共同参画によるパートナーシップの推進とネットワークづくりの推進」は成果をあげることができました。全体を通しての成果は、改善され成果をあげられたものと、どちらとも言えず変化なしという評価が同程度となっています。

基本目標Ⅲ「女性の人権が尊重される地域・まちづくり」については、「生涯を通じた女性の心とからだの健康づくり」については策定時よりも改善され、成果がみられたものの、全体を通しては、変化はなく成果はどちらとも言えないという結果となっています。

基本目標Ⅳ「あらゆる施策への男女共同参画の視点の組み入れ」については、町役場を男女共同参画のモデル事業所へと展開する取り組みが不十分で、全体を通して成果は上げられていません。

いずれの基本目標ごとの取り組みについても、男女共同参画社会の形成においては重要であることから、本プランにおいても引き続き取り組んでいくとともに、実施が十分でないものについては、取り組み方法の検討や事業の整理などを行います。

5. まんのう町男女共同参画における課題

課題1. 男女共同参画に向けた意識の形成

社会全体で男女共同参画に向けた取り組みが進められており、まんのう町における男女共同参画社会という言葉の認知度は、住民アンケート調査において「よく知っている」と回答した方は、男性は26.5%で前回調査時（平成18年度）の26.3%と差はないものの、女性は21.0%と前回調査時の28.1%より減少しています。（P.40 図4—I-1）

また、住民アンケート調査における“男女の地位は平等になっていると思うか”という設問では、男女で差はあるものの、学校教育を除いて男女で不平等を感じる場面が多くなっています。

また、固定観念的な性別役割分担意識を示す「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、全国や県に比べ“賛成”の割合は低いものの、男性では70歳以上で5割を超え、女性では30歳代、40歳代でも2割を超えるなど、性別役割分担意識を払拭できていないのが現状です。

さらに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）」において、ゴールのひとつに設定されている「ジェンダー*平等を実現」は、目標の一つであるだけでなく、他のすべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されており、男女共同参画社会の実現に取り組むことで、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現へとつながります。

男女共同参画という考えの浸透や男女の平等についての理解は進んでいるものの、男女共同参画社会の実現に向け、今後も引き続き意識の形成に努めていく必要があります。

課題2. 男女が平等に働き、活躍するための環境づくり（女性の活躍

推進に関する取り組み）

少子高齢化が進行し、今後の労働力不足が懸念されるわが国において、持続可能な社会を推進していくためには、女性が自身の能力を十分に発揮し、希望に応じた働き方を実現していく必要があります。

しかし、まんのう町における女性職員の管理職登用率や審議会での女性委員の割合は、香川県や県内他市町と比較して低い水準となっています。

事業所アンケート調査における「女性従業員が活躍するためにどのような取り組みをしているか、または今後取り組みたいこと」についての調査結果についても、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」事業所が約半数を占めているものの、「特に何もなし」と回答した事業所は約3割を占めています。

※ ジェンダー・・・生まれつきの生物学的な性別（セックス／sex）に対し、国や地域、時代によって作り上げられた「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

また、国が取り組む、女性の活躍推進に関する状況などについて優良な事業主が認定される「えるぼし認定※」を取得している事業所はわずか 2.8%となっており、育児休業制度の規定のない事業所は約4割、介護休業制度の規定のない事業所は5割を超えるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保ちながら働くための環境整備が十分ではなく、事業所などへの意識啓発が課題となっています。

課題3. あらゆる暴力など人権を侵害する要因への取り組み

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などのあらゆる暴力は、人権を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。

女性に関する相談窓口である「香川県子ども女性相談センター」への相談件数は、平成26年度の4,837件をピークに平成29年にかけて減少傾向だったものの、その後増加を続け、令和2年度には過去最多の4,935件となりました。また、そのうち配偶者からの暴力相談受付件数は934件とこちらも過去最多となっています。（出典：香川県「令和3年度版 かがわの男女共同参画（令和2年度年次報告書）」）

住民アンケート調査の結果をみると、DVを受けたことがある人やDVをふるったことがある人、また身近にDVを受けた当事者がいる人は一定数存在していることから、関係者への支援が求められています。また、暴力の根絶はもちろん、DVを含むあらゆる暴力に関する相談体制の充実や相談先の周知・啓発が課題となっています。さらに、すべての住民の、いかなる暴力も許さないという意識を高めるとともに、いかなる暴力もない社会を形成していく必要があります。

また、多様な性や考え方への理解の促進は、今後の男女共同参画社会を形成していくうえで重要となります。住民アンケート調査において、「性的少数者（LGBT等）」という言葉について「聞いたことがあり、意味も知っている」は男女ともに6割を超えているものの、性的少数者（LGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生きづらい社会だと思うかについては、男女とも“思う”（「思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた）は男女ともに約7割と高くなっています。すべての人の人権を尊重し、誰もが住みやすいまんのう町にしていくためには、多様な性への理解の促進が必要となっています。

これらの課題をもとに、3つの基本目標と10の主要課題を設定し、施策を展開してまいります。

※ えるぼし認定・・・「女性活躍推進法」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。

第3章 プランのめざす方向

1. 基本理念

「性別にかかわらず、互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」

性別や年齢などにかかわらず、誰もが互いに尊重し、多様性を認め合い、自らの意思によって地域・家庭・職域・学校、その他の社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、あらゆる暴力などにより人権が侵害されることなく、喜びも責任も分かち合いながら支えあえるまちを行政、事業所、町民が三位一体となってつくっていきます。

2. 基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備

男女共同参画社会の実現にあたっては、意識啓発が重要な取り組みとなります。

住民や事業所、町職員への意識啓発、家庭や教育の場、生涯学習における男女共同参画の学習の機会の充実、メディア・リテラシーやデジタル・リテラシー※の向上など、まんのう町のすべての人々への意識啓発に取り組みます。

基本目標Ⅱ 男女がともに（誰もが）活躍するための環境づくり

性別にかかわらず、誰もが活躍するまんのう町をめざして、政策・方針決定の過程への女性参画や職域における女性の活躍推進、男女共同参画の視点からの地域づくり、仕事と子育ての両立支援などのワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ すべての人権が尊重され、誰もが安心・安全に暮らせる

まちづくり

女性へのあらゆる暴力の根絶への取り組み、困難を抱えている人も安心して暮らせる環境づくり、男女の健康づくりの推進により、誰もが人権を侵害されることなく、安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

※ デジタル・リテラシー・・・インターネットなどデジタル情報や通信、またスマートフォンやパソコンなどの機器について知識をもってそれらを活用する能力のこと。

3. 施策体系図

基本目標Ⅰ					ページ
あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備					
主要課題		施策			
1	男女共同参画に向けた意識形成	(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実			41
		(2) 町職員における男女共同参画意識の浸透			42
		(3) 性別にもとづく思い込みや固定的性別役割分担意識の解消			43
2	男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	(1) 家庭における性別にとらわれない子育ての推進			48
		(2) こども園・学校における男女平等教育の推進			49
		(3) 生涯学習における男女共同参画についての学習の推進			50
3	メディア・リテラシー、デジタル・リテラシーの向上	(1) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成			52
		(2) デジタル・リテラシー教育の推進			53
		(3) まんのう町の行政刊行物の点検及び表現方法の見直し			53
基本目標Ⅱ					
男女がともに（誰もが）活躍するための環境づくり					
主要課題		施策			
1	政策決定の場への女性の参画促進	(1) 女性の人材情報の把握			56
		(2) 町政をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画の促進			56
		(3) 女性のエンパワーメントの推進			57
2	男女共同参画の視点からの地域活動への参加・参画できるまちづくり	(1) 地域活動における男女共同参画の促進			62
		(2) 地域活動のリーダーへの女性参画の促進			63
		(3) 防災における男女共同参画の推進			64
		(4) 住民と行政のパートナーシップとネットワークづくりの推進			65
3	女性の活躍推進のための取り組み	(1) 女性の就労環境の整備			70
		(2) 労働に関する基本的権利についての学習の機会と情報の提供			72
		(3) 女性の職業意識・能力向上への支援			73
4	ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組み	(1) 仕事と子育ての両立支援策の整備・充実			77
		(2) さまざまな保育ニーズに対応できるような保育施策の整備			78
		(3) 事業所における両立支援の取り組みの促進			78
基本目標Ⅲ					
すべての人権が尊重され、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり					
主要課題		施策			
1	女性へのあらゆる暴力根絶への取り組みの推進	(1) あらゆる暴力を許さない意識の啓発			81
		(2) 暴力に関する相談支援体制の充実			82
		(3) 安心・安全な保護を受けられる体制整備			83
		(4) 被害者の自立を支える体制づくり			84
		(5) 加害者自助グループへの支援			84
2	困難を抱えていても誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1) 多様な性や考え方に関する住民への普及・啓発の取り組み			87
		(2) 支援を必要とする人の把握や取り組み			88
		(3) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進			88
		(4) 多様な形態の家族や高齢者・障害者への男女共同参画の視点に立った自立支援			89
3	生涯を通じた男女の心とからだの健康づくり	(1) 性と生殖に関する健康と権利についての啓発の推進			90
		(2) 生涯の各時期に応じた男女の心とからだの健康づくりの推進			91
		(3) 働く男女の健康管理の支援			92

第4章 プランの取り組み内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画を推進するための条件整備

国及び地方公共団体は、広報活動などを通じて、男女共同参画の基本理念への国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないことが「男女共同参画社会基本法」に定められているとともに、国及び地方公共団体のみならず、国民も男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める責務があることが明記されています。

性別にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、家庭や子どもの頃からの性別にとらわれない男女平等の教育や意識啓発など、住民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解できるよう、条件整備を図ります。

主要課題1 男女共同参画に向けた意識形成

【現状】

調査結果からもわかるように男女共同参画という考え方や男女平等についての理解は、まんのう町だけでなく、社会全体で取り組みがすすめられてきたことにより浸透しつつあります。それでも根強く残っている性別役割分担意識の払拭など、男女共同参画への意識啓発は、男女共同参画社会の形成にあたって、今後も引き続き重要な取り組みとなります。

【課題】

まんのう町では、毎月広報誌に掲載している「人権コラム」での男女共同参画に関する啓発推進やパンフレット・ホームページ・講演会・公民館まつりなどを利用し、関係機関と連携した男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施しています。また、町職員や事業主を対象に講演会を開催し、男女共同参画への理解を深めてきました。しかし町内の事業所、団体などの実態把握には至っておらず、女性の管理職への登用やワーク・ライフ・バランスの充実など働きやすい職場環境の整備などが課題となっています。

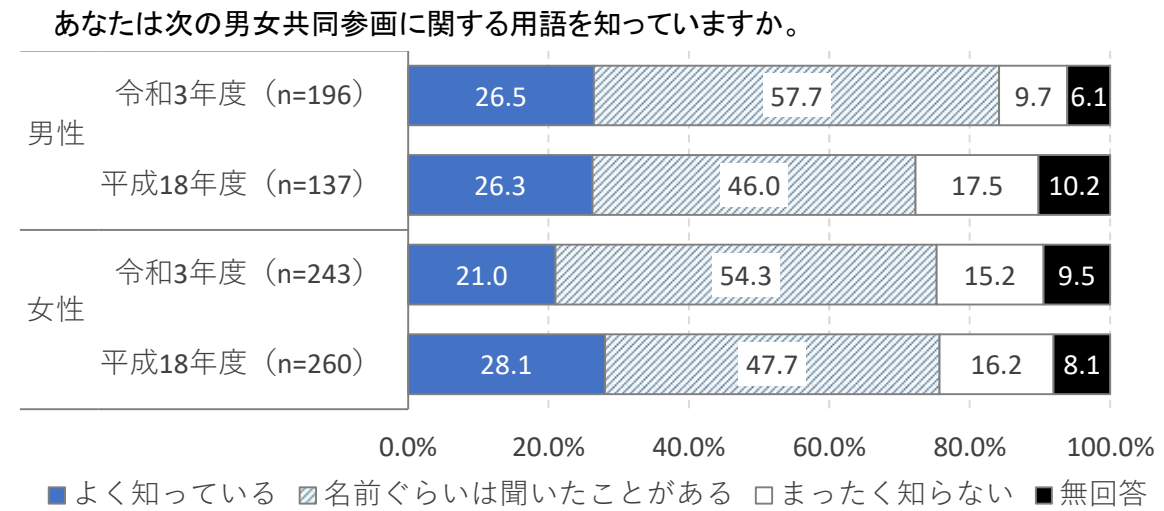
住民アンケート調査での「男女共同参画社会」という用語を知っていますかという調査結果をみると、前回調査時と比較して、「よく知っている」と回答した男性は約3割弱で女性は減少しているものの、「名前ぐらいは聞いたことがある」と回答した方を含めると男性は多くなっています（P.40 図4-I-1）。「ジェンダー」については、男女ともに大幅に増加しています（P.40 図4-I-2）。

【施策の方向性】

引き続き住民、町職員への男女共同参画の広報啓発や性別に基づく性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、町内事業者や団体などへの「男女雇用機会均等法※」の遵守などについても働きかけていきます。

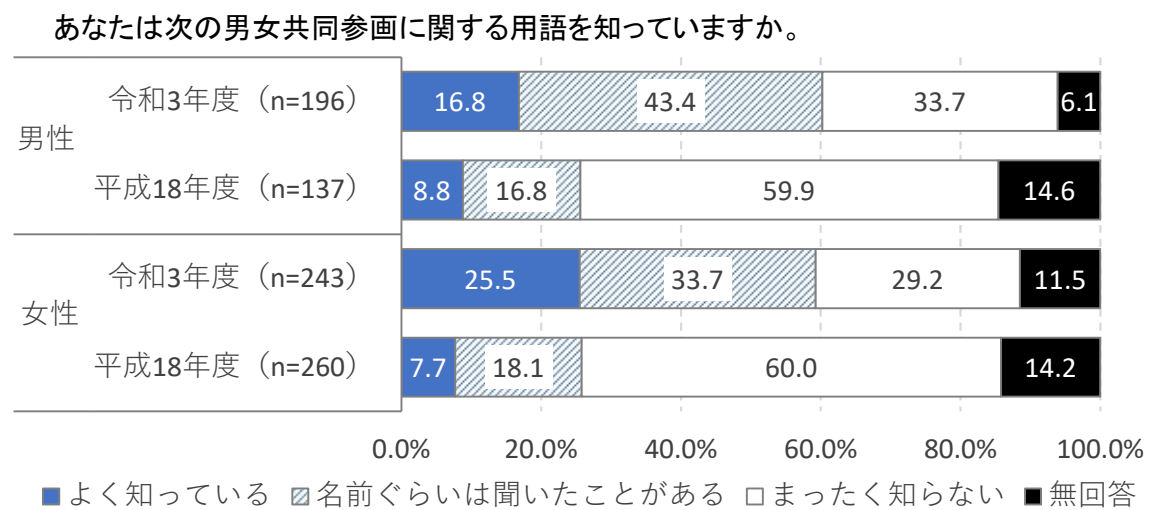
※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）・・・職場における性別による差別を禁止し、男女とも平等に扱う法律で、①募集・採用・配置・昇進などでの女性差別を「禁止」、②機会均等調停委員会での紛争調停は、女性労働者など一方の申請だけで受けられる、③企業が行うポジティブ・アクションに対しては国が援助をする、④職場のセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の配慮義務の規定などが盛り込まれている。

【図4—I—1】「男女共同参画社会」という用語の認知度について（住民アンケート調査・まんのう町）



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図4—I—2】「ジェンダー」という用語の認知度について（住民アンケート調査・まんのう町）



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

①広報・啓発による住民の理解促進

住民の理解を深めるため、啓発冊子の内容を充実させるとともに、様々な機会を通じて、啓発活動の充実を図ります。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	企画政策課 教育委員会 地域振興課

②事業所などへの情報提供と啓発活動の推進

町内の事業所、各種団体などの実状を把握し、情報提供と啓発活動を行います。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	企画政策課 教育委員会 地域振興課

③自主的な住民グループとの連携による慣習・慣行調査と学習機会の提供

自主的な住民グループなどと連携して、職場・地域・家庭などにおける慣習・慣行について調査を行います。その結果を住民に公開し、慣習・慣行が男女いずれかに対して不利益を与える結果になっていないかどうか考える機会を提供します。

事業項目	担当課
・講演会・研修会の受講者に対する自主活動グループの支援 ・各種講演会・研修会の情報提供	企画政策課

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
「男女共同参画社会」という用語の認知度	男性 26.5% 女性 21.0%	男女とも 30.0%以上	企画政策課
「ジェンダー」という用語の認知度	男性 16.8% 女性 25.5%	男女とも 30.0%以上	企画政策課

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
「男女共同参画」の啓発推進をテーマとした研修会や講演会などの開催回数	研修会 年1回 講演会 年1回 (コロナの為に令和元年度)	研修会 年1回 講演会 年1回	企画政策課
広報誌への男女共同参画関連記事の掲載	年1回	年3回	企画政策課
日本女性会議への参加	年1回	年1回	企画政策課

（２）町職員における男女共同参画意識の浸透

①町職員への男女共同参画研修の実施

町職員を対象とした男女共同参画研修を行うとともに、他団体が実施する男女共同参画をテーマとする研修を町職員研修として取り入れます。

事業項目	担当課
- 研修計画の作成、体系的な研修の実施 - 他団体が開催する研修への職員の参加促進 - 男女共同参画に関する情報の提供	企画政策課 総務課

②町職員意識調査・実態調査の実施

町職員の意識調査や実態調査を行い、結果を公表します。

事業項目	担当課
必要に応じた意識調査の実施	企画政策課 総務課

③教職員への男女共同参画研修の実施

教職員を対象とした男女共同参画研修を行うとともに、他団体が実施する男女共同参画をテーマにした研修を教職員研修として取り入れます。

事業項目	担当課
- 研修計画の作成、体系的な研修の実施 - 他団体が開催する研修への参加促進	教育委員会

④柔軟な人事管理

女性職員の管理職登用について積極的に推進するとともに、女性が幅広い分野での職務経験を積めるよう人事異動、人事配置を行います。

事業項目	担当課
・「第2次まんのう町特定事業主行動計画※」の遂行 ・職場における男女共同参画を推進	総務課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和7年度）	担当課
女性職員の管理職登用率※	18.36%	25.0%以上	総務課

※出典：第2次まんのう町特定事業主行動計画

（3）性別にもとづく思い込みや固定的性別役割分担意識の解消

①家庭・地域における固定的な性別役割分担意識の解消

町の広報媒体や講座などの啓発活動によって、性別にとらわれず男女がともに家庭生活、地域活動に参加・参画する機運を高めることに努めます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・各種研修会などへの参加促進 ・保護者を対象とした学習機会の提供 ・パパママ学級などへの父親の参加促進 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施	企画政策課 教育委員会 健康増進課

※ 特定事業主行動計画・・・国・地方公共団体といった特定事業主が策定・公表する計画で、職場の女性活躍に関する現状と課題を踏まえ、今後の目標や取り組み内容・時期などが記載されたもの。

②事業主への男女雇用機会均等法などを遵守し性差別のない職場環境づくりへの働きかけ

事業主などに対して、「男女雇用機会均等法」を遵守し、性差別のない職場環境づくりおよび職場における慣習・慣行などにおいて一方の性の不利益にならないように働きかけます。

事業項目	担当課
・「家族的責任」と「職場での責任」の両立支援の重要性認識のための啓発の促進 ・不公平是正のための啓発	企画政策課 地域振興課

③女性の経営参画に向けた情報提供や学習機会の提供

女性が対等な構成員として経営に参画できるよう、情報提供や学習会、研修会を開催します。

事業項目	担当課
・家族経営協定※の締結促進と女性認定農業者への誘導 ・生産技術や経営能力向上のための講座などの情報提供	地域振興課 農林課

④教職員の固定的な性別役割分担意識への気づきのための学習機会の提供

いわゆる「隠れたカリキュラム」といわれるものに、固定的な性差観に基づく性別役割分担意識が潜んでいることを保育教諭、教職員に気付かせるよう、こども園・学校の教職員を対象とした研修会を開催するとともに、他団体が実施する研修会への参加を促します。

事業項目	担当課
・研修会の開催 ・研修への参加促進 ・研修計画の作成、体系的な研修の実施 ・他団体が開催する研修への職員の参加促進 ・男女共同参画に関する情報の提供 ・必要に応じた意識調査の実施	企画政策課 教育委員会

※ 家族経営協定・・・農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

⑤男女平等な労働観の育成

学校教育や社会教育を通じて男女平等な労働観の育成に努めます。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用 ・各種研修会などへの参加促進 ・こども園案内などの活用 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施	企画政策課 教育委員会

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方の賛成意見割合	男性 33.2% 女性 23.8%	男女とも 20.0%以下	企画政策課

主要課題2 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

【現状】

次代を担う子どもへの男女共同参画の教育は非常に重要な取り組みの一つとなります。子どもにとって最も身近な家庭において、「女らしく、男らしく」といった性別によって異なる扱いを受けることは、無意識に子どもに性別役割分担意識を内在させることになります。小学5年生に対してのこども啓発用パンフレットの配布や学習機会の提供による意識啓発、母子手帳交付時に男性の育児参加を促すリーフレット配付、全戸乳児訪問による児童虐待の発生予防や早期発見など、男女平等意識や子どもの人権尊重の重要性について啓発を行っています。

【課題】

未成年の子どもと同居している方のうち、子どもの教育や世話を日常的に担っているのは、男女ともに理想では「夫と妻で分担協力」が6割を超えているものの（P.47 図4-1-3）、現実では4割未満となっており、子育ては夫婦すべきものという考え方にはなっているものの、男性のさらなる子育てへの参加が求められています。

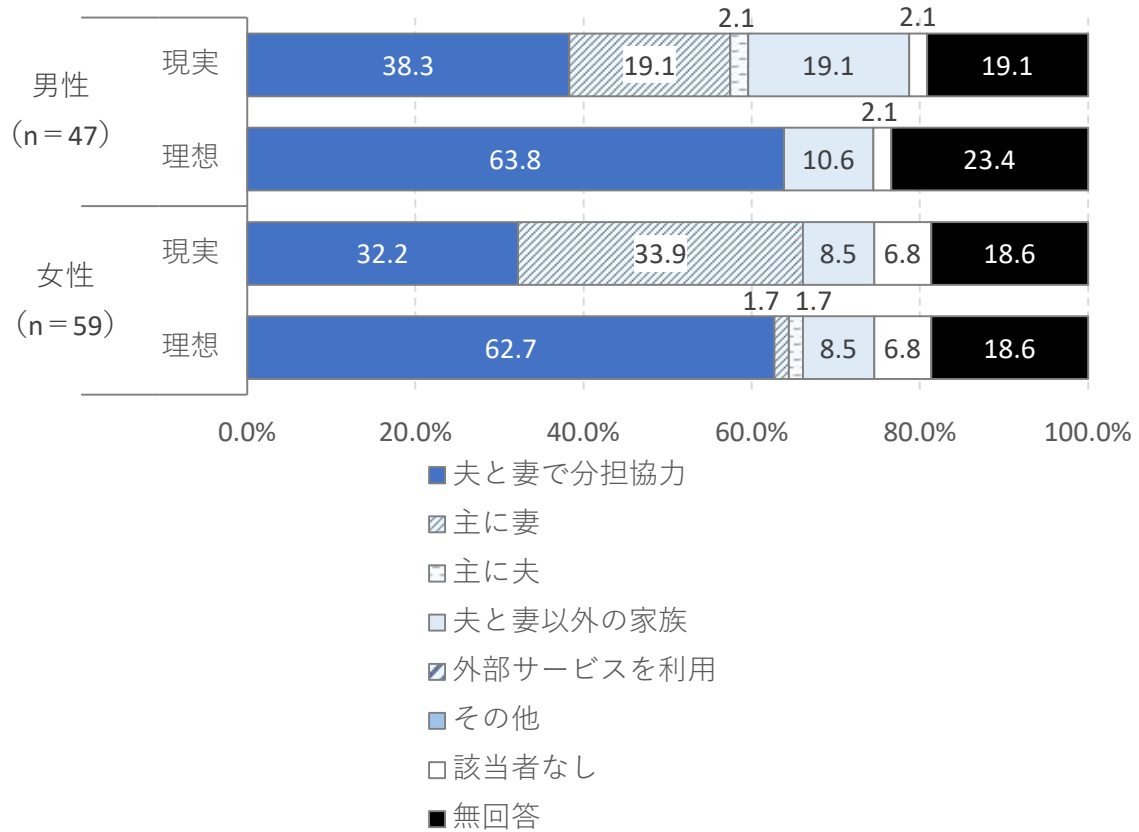
家庭の次に身近なこども園や小中学校での保育や教育の場における男女共同参画の視点も重要です。平成25年度から令和2年度までに延べ8人の女性が町内小中学校長に登用されており、男女平等意識について「学校教育の場」においては他の場面に比べて進んでいるようにみえます。しかしながら、住民アンケート調査において女性では半数を下回っていることから、教育の場における男女共同参画についてさらに推進していく必要があります。また、性別役割分担意識は、中高年に強くみられる傾向にあることから、子どもたちの教育はもちろんのこと、すべての住民に男女共同参画に関する考え方についての学習機会を確保する必要があります。

【施策の方向性】

家庭や教育の場における性別にとらわれない子育てや教育の推進、すべての世代における男女共同参画の学習を推進していきます。

【図4—I—3】家事などの日常的な担い手と理想＜子どもの教育や世話＞（未成年の子どもと同居している方のみ）（まんのう町）

家事などは誰が日常的に担っていますか。また、理想ではどうしたいと考えていますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

（１）家庭における性別にとらわれない子育ての推進

①性別役割分担意識にとらわれない子育て情報の提供

広報誌や講座などで「女らしく、男らしく」といった性別役割分担意識にとらわれない子育てについての情報提供をします。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用 ・各種研修会などへの参加促進 ・乳幼児健診、子育て教室での情報提供 ・性別役割にとらわれない子育てに重きを置いたパパママ学級などの開催 ・パパママ学級などへの父親の参加促進 ・こども園案内などの活用 ・高齢者のための講座の活用 ・保護者を対象とした学習機会の提供 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施 ・家事・育児・介護に積極的に参画している男性の実績事例の広報誌への掲載【新設】 ・イクメン※・イクジイ※養成講座への参加促進【新設】	企画政策課 教育委員会 健康増進課 福祉保険課

②子どもの人権尊重についての学習機会の提供

「子どもの権利条約」「児童虐待防止法」「児童買春・児童ポルノ禁止法」など、子どもの人権尊重の重要性について啓発と学習機会の提供を行います。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用 ・各種研修会などへの参加促進 ・保護者を対象とした学習機会の提供 ・乳児全戸訪問、乳幼児健診の実施 ・産婦健診	企画政策課 教育委員会 健康増進課

評価指標

	実績（令和２年度）	目標（令和８年度）	担当課
パパママ学級に夫婦で参加した人の割合	76.9%	85.0%	健康増進課

※ イクメン・・・積極的に子育てや家事を行う男性のこと。

※ イクジイ・・・子育てではなく「孫育て」に積極的に取り組む高齢者世代の男性のこと。

(2) こども園・学校における男女平等教育の推進

①男女共同参画の視点からの指導カリキュラムの見直し

保育、教育を進めるための指導方法やカリキュラムを男女共同参画、ジェンダー平等の視点で見直します。

事業項目	担当課
・学校などにおける男女平等教育の推進（推進計画及び実施情報の報告・混合名簿などの実施状況調査報告） ・学校図書への配慮 ・がん具、絵本、教材への配慮 ・発表会、文化祭、体育祭などの行事において、その活動が性別による偏りがな いかどうか点検実施 ・研修会の開催 ・研修への参加促進 ・研修計画の作成、体系的な研修の実施 ・他団体が開催する研修への職員の参加促進 ・男女共同参画に関する情報の提供 ・必要に応じた意識調査の実施 ・性別に関わらず文化芸術・科学分野への関心を高める教育の推進【新設】	企画政策課 教育委員会

②男女共同参画の視点からの採用や配置

採用条件で男女の区別をすることなく、男女共同参画の視点で保育教諭の採用や配置を行います。

事業項目	担当課
・男女共同参画の視点での職員配置の徹底	教育委員会

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
男女共同参画に関する 啓発用パンフレットの配布 回数	年1回	年1回	企画政策課

(3) 生涯学習における男女共同参画についての学習の推進

①生涯学習の場への参加の働きかけ

各公民館での各種講座の開催による生涯学習の機会の提供など、男女とも生涯学習の場に参加するよう働きかけます。

事業項目	担当課
・男女がともに参加しやすくなるように配慮した情報の提供 ・保育付き講座の開催	教育委員会

②幅広い世代への学習機会の提供

幅広い世代に対し、さまざまな生涯学習の場での男女共同参画について学習する機会を提供します。

事業項目	担当課
・関係課の連携による講座、講演会などの開催 ・学習機会の提供 ・エンパワーメントのための学習講座の開催 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施 ・事業所や各種団体への情報提供	企画政策課 教育委員会

③社会制度に関する学習機会の提供

社会制度や慣行などのなかに、性差別や個人の個性と能力の発揮を阻害する性別による固定的な役割分担、偏見などがないかどうかを学習する機会を提供します。

事業項目	担当課
・学習機会の提供	税務課

評価指標

	実績（令和元年度）	目標（令和8年度）	担当課
女性学級参加者数	278 人	300 人	教育委員会
高齢者学級参加者数	2,221 人	2,500 人	教育委員会
家庭教育学級の参加者数	1,893 人	2,000 人	教育委員会
租税教室の実施	4校で実施 (令和2年度)	6校で実施	税務課

主要課題3 メディア・リテラシー、デジタル・リテラシーの向上

【現状】

SNS などを通じて誰もが簡単に情報を入手できることで便利な社会になっている反面、誤った情報や男女共同参画の考えに反したり誹謗中傷にさらされる機会もまた同様に多くなっています。このような情報社会において、住民が正しく情報を利活用できるよう、メディア・リテラシーやデジタル・リテラシーを男女共同参画の視点からも向上させていく必要があります。

【課題】

まんのう町では、男女共同参画週間に合わせて町ホームページで PR を行うなど情報発信に努めていますが、メディアなどでの性的な表現の悪用や性差別など、行政として間違いや悪質なものを正し、よりよい男女共同参画社会への情報発信につなげていくことが課題となっています。また、刊行物などの発行についても、性の多様性なども考慮し、時代のニーズに合わせて不適切な表現がないかなどを協議確認していますが、これまでの刊行物についても時代に合わせて定期的に作り替えていく必要があります。

【施策の方向性】

住民の男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーやデジタル・リテラシーが向上していくよう、学習機会の提供などにより理解を促進していきます。

(1) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成

①住民のメディア・リテラシーへの理解促進

メディア・リテラシーについての学習・啓発の機会を提供し、住民のメディア・リテラシーについての理解を深めます。

事業項目	担当課
・メディア・リテラシーについての学習機会の提供  ・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村女性の日」における啓発活動 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	企画政策課 農林課

②住民の自主的な活動の育成

メディアにおける表現に対して、性に関する固定観念のない表現を求める住民の自主的な活動の育成を図ります。

事業項目	担当課
・学習機会の提供などにより、住民のメディア・リテラシーへの関心を深め、性に関する固定観念のない表現を求める住民の自主的な活動を育成	企画政策課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
メディア・リテラシーに関する学習会への参加回数	-	年1回	企画政策課



(2) デジタル・リテラシー教育の推進

①正しい情報収集のための条件整備

住民が男女共同参画の視点にたった正しい情報が収集できるよう、積極的な情報発信を行います。

事業項目	担当課
・ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用	企画政策課

②住民の自主的な活動の育成

住民が情報通信機器の知識や技術を習得し、女性活躍に関する情報や、子育て情報を正しく収集し、活用する力を養うための機会を提供します。

事業項目	担当課
・パソコン教室の開催 ・町立図書館を活用した講座などの開催 ・中学生を対象にした学習機会の検討	教育委員会

(3) まんのう町の行政刊行物の点検及び表現方法の見直し

①男女共同参画の視点に立った刊行物の点検・見直し

まんのう町の行政刊行物などにおける表現について、国や県のガイドラインに準じて、性別に関する固定観念を含む表現がないかどうかの点検・見直しの検討を行います。

事業項目	担当課
・既存の行政刊行物などの点検検討 ・男女共同参画の視点に立った表現の庁内ガイドラインの作成 	企画政策課

評価指標

	実績（令和3年度）	目標	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた適切な表現についての庁内ガイドラインの作成	-	令和8年度までに作成	企画政策課 

基本目標Ⅱ 男女がともに（誰もが）活躍するための環境づくり

基本理念にもあるように、誰もが活躍するまんのう町をめざして環境を整備していく必要があります。

まんのう町の地方公務員に占める女性管理職の割合をみると、わずか 6.7%と県内でも下から2番目に位置しています。あらゆる場面での男女平等が進んでいるものの、「職場」や「政治の場」における男女がともに活躍するための条件整備などの環境づくりは今後も重要な取り組みとなります。

誰もが活躍するための環境づくりとして、政策・方針決定の過程への女性の参画促進、女性が活躍するためのワーク・ライフ・バランスの向上など労働環境の整備に向けた取り組みを推進します。

主要課題1 政策決定の場への女性の参画促進

【現状】

「男女共同参画社会基本法」では「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない」とされています。しかし、まんのう町だけでなく、国における政治への女性の参画は国際的にみても進んでいないのが現状です。

【課題】

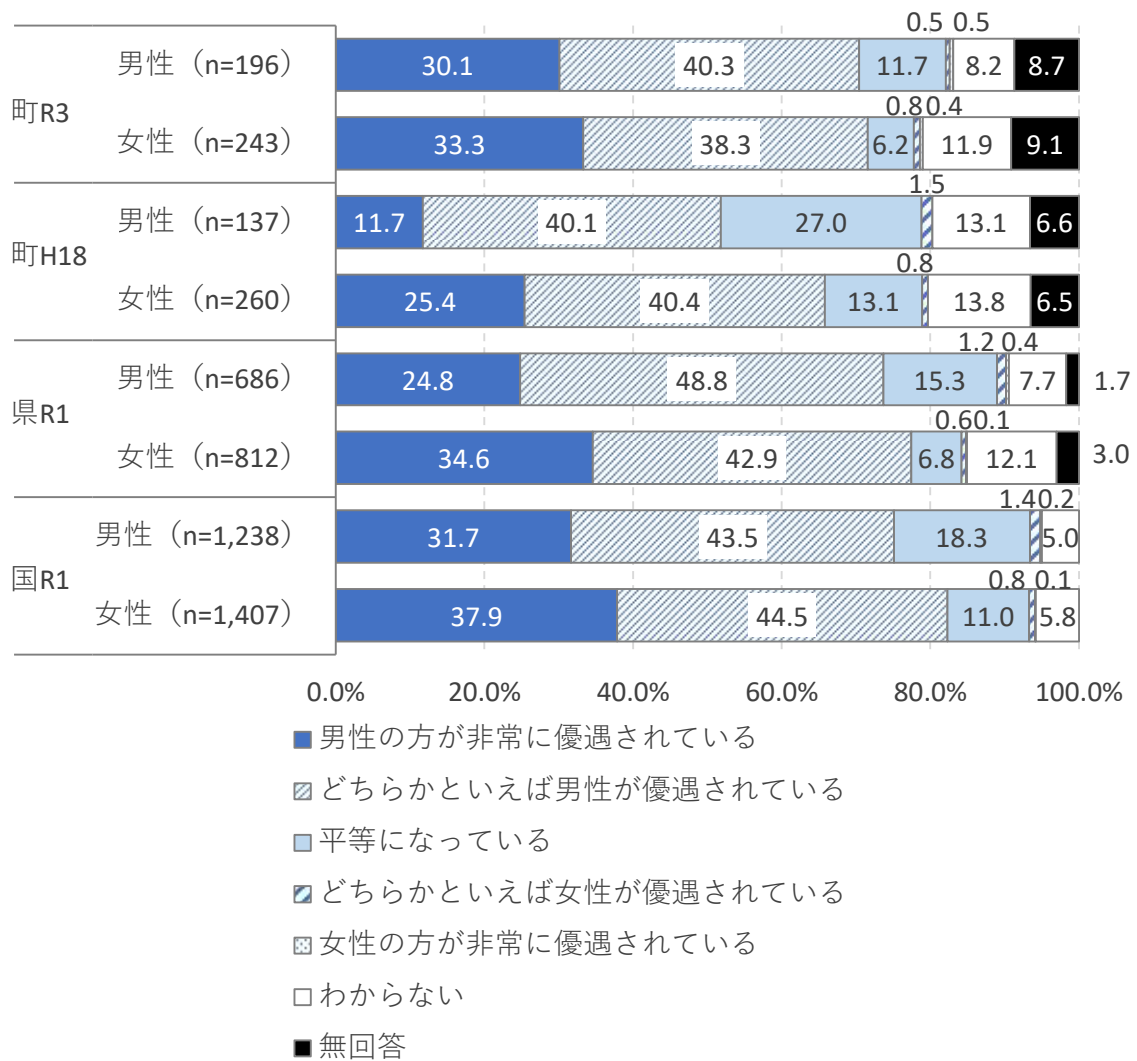
まんのう町においては、住民アンケート調査の結果からも「政治の場」において男女は平等になっていると感じている人の割合は、男性は 11.7%、女性 6.2%と非常に少なくなっています（P.55 図4ーⅡー1）。また、審議会に占める女性委員の割合は 16.9%と県内他市町と比較して 15 位と下位に位置しています。

【施策の方向性】

誰もが活躍する男女共同参画社会の実現のためには、政策や方針の立案・決定の場への女性の参画が非常に重要であることから、町政をはじめとする政策・方針決定の場への女性の参画推進やエンパワーメントの推進を図ります。

【図4—Ⅱ—1】男女の地位の平等について＜政治の場＞（住民アンケート調査・まんのう町）

次の項目について、男女の地位は平等になっていると思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

(1) 女性の人材情報の把握

①女性の人材に関するデータベース化

女性の人材に関する幅広い情報の収集や整備を行うため、各委員名簿を作成し、データベース化に努めます。

事業項目	担当課
・人材育成に関する情報の収集と整備 ・情報収集のための統一様式などの整備	教育委員会 総務課

(2) 町政をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画の促進

①女性が参画しやすい環境づくりの推進

町政をはじめとする政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

事業項目	担当課
・女性委員の割合増加の促進 ・「地方自治法」第 180 条の 5 に基づく委員会などにおける女性の参画割合の増加 ・「地方自治法」第 202 条の 3 に基づく審議会などの委員における女性の参画割合の増加	企画政策課 教育委員会 総務課

②女性登用に関する目標設定とその実現

まんのう町の行政委員・審議会委員などへの女性登用に関する目標値を設定して、その実現を図ります。

事業項目	担当課
・女性委員の割合増加の促進 ・「地方自治法」第 180 条の 5 に基づく委員会などにおける女性の参画割合の増加 ・「地方自治法」第 202 条の 3 に基づく審議会などの委員における女性の参画割合の増加	企画政策課 教育委員会 総務課

③委員公募制の積極的採用

「委員公募制」において、女性の積極的な採用を図ります。

事業項目	担当課
・女性委員の割合増加の促進 ・「地方自治法」第 180 条の 5 に基づく委員会などにおける女性の参画割合の増加 ・「地方自治法」第 202 条の 3 に基づく審議会などの委員における女性の参画割合の増加	企画政策課 教育委員会 総務課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
審議会の女性委員の比率	27.6%	35.0%以上 （令和7年度）	総務課
教育委員会の女性登用率	75.0%	75.0%	教育委員会
各種委員会における 女性委員の参画率	54.0%	54.0%	教育委員会

（3）女性のエンパワーメントの推進

①女性リーダーの育成

女性の政策・方針決定過程への参画を促進するために女性学級など女性のエンパワーメントを図る学習講座などを開催し、女性リーダーの養成に努めます。

事業項目	担当課
・エンパワーメントのための学習講座の開催 ・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	企画政策課 教育委員会

主要課題2 男女共同参画の視点からの地域活動への参加・参画できるまちづくり

【現状】

まちづくりは性別にかかわらず、住民と行政が協力して進めていくものです。男女が対等な構成員として地域活動に参加・参画できるよう、男女どちらか一方の性に偏ることのない、男女共同参画という視点からまちづくりを推進していく必要があります。

【課題】

住民アンケート調査の結果からまんのう町の地域活動の状況をみると、地域活動は日常的に「主に夫」が担う割合が高くなっています（P.59 図4―Ⅱ―2）。参加した地域活動の内訳をみると、「自治会、組合、老人クラブ、女性会などの活動」への参加は男性は5割を超えているものの、女性では3割台となっています（P.60 図4―Ⅱ―3）。

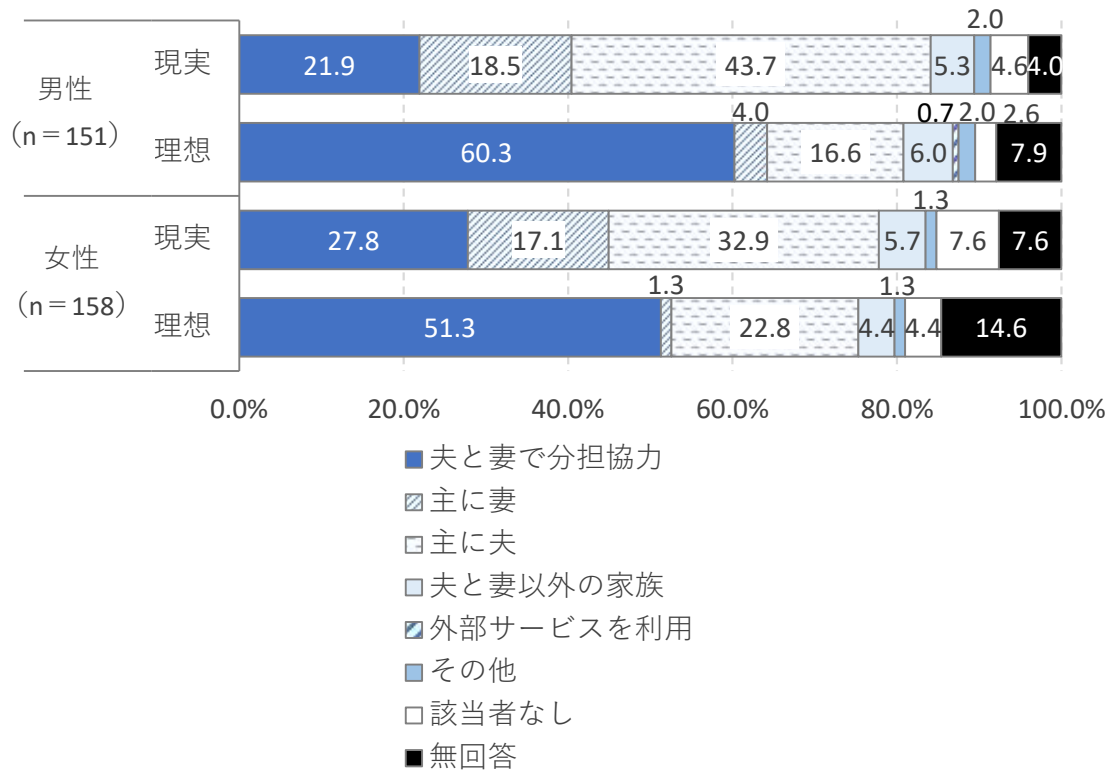
また、地震や近年各所で甚大な被害をもたらしている豪雨などによる風水害などへの防災に対する意識が高まっているなかで、防災の現場における女性リーダーの育成やさまざまな意思決定過程への女性の参画など、男女共同参画の視点が非常に重要性を高めています。住民アンケート調査で防災に関する男女共同参画を推進していくために必要なことを尋ねたところ、女性は「女性に配慮した避難所設備の確保」を挙げた人が一番多く、女性目線での意見を反映する場が必要であるとの結果となった反面、「自主防災組織への女性の積極的な参加」や「女性消防職員や消防団員の育成」では、男性の回答よりも大きく下回っていることから、女性目線で活躍できる場についての検討が必要となっています。（P.61 図4―Ⅱ―4）。

【施策の方向性】

まちづくりに男女共同参画の視点を反映させられるよう、地域活動における男女共同参画の促進や防災における男女共同参画を推進していきます。

【図4—Ⅱ—2】家事などの日常的な担い手と理想＜地域活動（自治会活動）＞（住民アンケート調査・まんのう町）

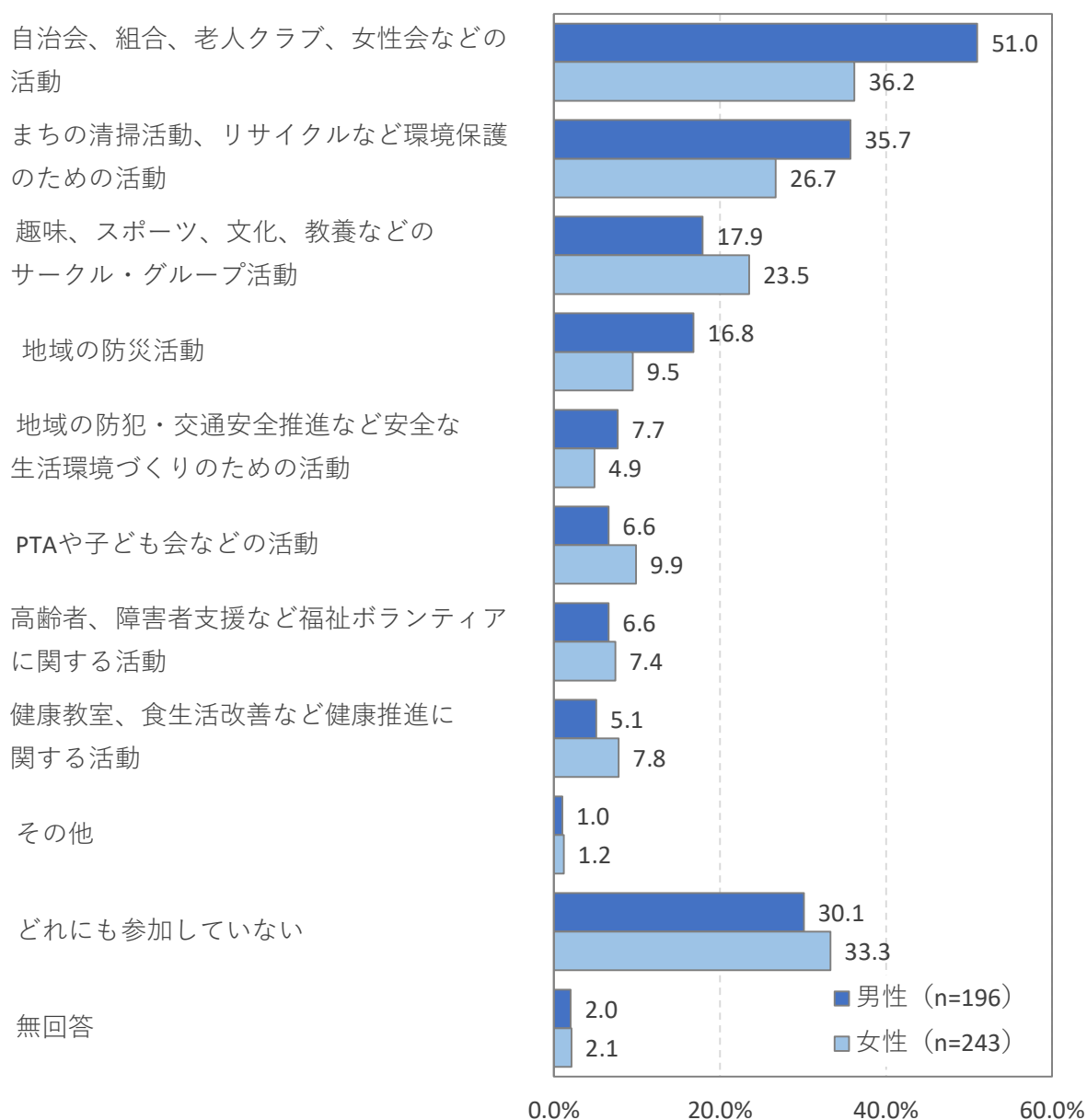
家事などは誰が日常的に担っていますか。また、理想ではどうしたいと考えていますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—3】この1年間で参加した地域活動(住民アンケート調査・まんのう町)

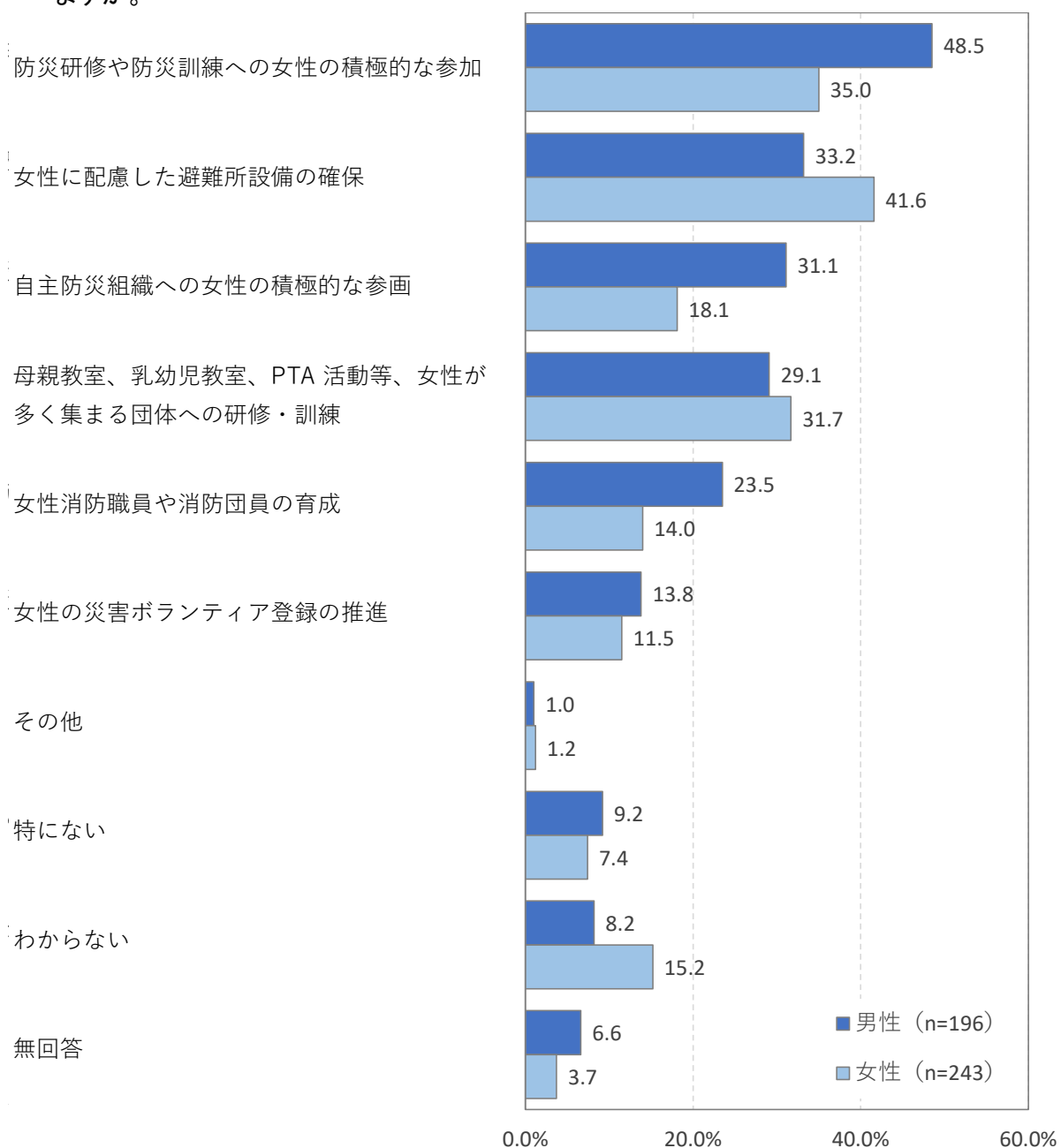
あなたはこの1年間で、どのような地域活動に参加しましたか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—4】防災活動の男女共同参画の推進について(住民アンケート調査・まんのう町)

防災活動に関して、男女共同参画を推進していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

（１）地域活動における男女共同参画の促進

①男女共同参画型の地域活動の推進

地域活動の構成員が一方の性別に偏らず、男女共同参画型の活動ができるよう、自治会や子ども会、PTA など地域の住民組織を対象に、広報誌や啓発冊子の活用を含め、男女共同参画型の活動になるよう働きかけます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村女性の日」における啓発活動 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・男女がともに参加しやすくなるように配慮した情報の提供 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施 ・保育付き講座の開催 ・関係課の連携による講座、講演会などの開催 ・学習機会の提供 ・高齢者のための講座の活用	企画政策課 教育委員会 福祉保険課

■評価指標

	実績（令和３年度）	目標（令和８年度）	担当課
地域活動への参加	男性 51.0% 女性 36.2%	男女とも 50.0%以上	企画政策課
シルバー人材センター 会員登録人数	344 人 (令和２年度)	370 人	福祉保険課

(2) 地域活動のリーダーへの女性参画の促進

①指導的立場への女性の参加促進

地域活動における指導的立場への女性の参画促進に努めます。また、女性のニーズを地域活動に反映させるため、女性が参画しやすい環境の整備に努めます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・各種講座の情報提供 ・関係課の連携による講座、講演会などの開催 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・「男女共同参画週間」「人権週間」「農山漁村女性の日」における啓発活動 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施 ・連合自治会などの会議において、地域活動に女性が参加しやすい環境づくりの検討【新設】 ・女性リーダー養成講座の各種研修会への参加促進【新設】 ・女性の活動グループの支援	企画政策課 教育委員会 福祉保険課

②男女共同参画の視点での地域活動の組織運営

地域活動のリーダーが一方の性に偏らないよう男女共同参画の視点で組織の運営を行うよう働きかけます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・各種講座の情報提供 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・エンパワーメントのための学習講座の開催 ・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施	企画政策課 教育委員会

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
女性議会の開催	年1回 （コロナの為に令和元年度）	年1回	企画政策課
女性の自治会長数	10人	12人	企画政策課



（3）防災における男女共同参画の推進【新設】

①防災に関する活動への女性の参画の促進

自主防災組織や防災会議への女性の参加の促進など、防災に関連する地域活動への女性の参画を推進します。

事業項目	担当課
- 避難所運営の男女共同参画の視点反映【新設】 - 防災会議への女性委員の登用【新設】 - 男女共同参画の視点に立った自主防災組織の育成強化【新設】	総務課



②防災の現場での男女共同参画の推進

男女を問わず防災への意識を高めるとともに、防災の現場への女性の参画を推進します。

事業項目	担当課
- 男女を問わない防災士の育成【新設】 - 地域防災のリーダーを担う女性の育成【新設】 - 消防団における男女共同参画の拡大【新設】 - 自主防災組織への女性の加入促進【新設】	総務課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和7年度）	担当課
防災会議の女性委員の比率	12.0%	15.0%以上	総務課
女性が多く集まる 団体などへの研修・訓練	-	年1回以上	総務課
男女共同参画の視点に基づ く防災関係での環境整備	1項目	3項目	総務課



(4) 住民と行政のパートナーシップとネットワークづくりの推進

①地域活動に関する情報提供

住民に地域活動についてのわかりやすい情報を提供します。

事業項目	担当課
・住民にわかりやすい情報提供の検討・実施 ・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施 ・コミュニティ組織同士や住民同士、行政との交流の場の整備について検討	教育委員会 健康増進課

②ニーズにあった地域活動の充実

住民が求める時代のニーズに合った地域活動の充実に努めます。

事業項目	担当課
・住民の自主的な活動とのパートナーシップを深めることで住民ニーズの把握 ・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施 ・コミュニティ組織同士や住民同士、行政との交流の場の整備について検討	福祉保険課 教育委員会 健康増進課

③活動支援によるパートナーシップの深化

住民の自主的な活動を支援し、住民活動とのパートナーシップを深めます

事業項目	担当課
・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施	福祉保険課 教育委員会 健康増進課

④ボランティアグループのネットワーク化

ボランティアグループのネットワーク化を促進します。活動を支援できるような体制づくりを行い、現状把握・意見交換会の場を提供します。

事業項目	担当課
・住民、企業、各種団体などの現状把握と意見交換の実施 ・「ささえあいサービス」事業の充実【新設】 	福祉保険課 教育委員会 健康増進課

⑤情報交換や交流の場の提供

男女共同参画社会の実現に向けた住民同士あるいは住民と行政の、情報交換や交流の場の開設について検討します。

事業項目	担当課
・コミュニティ組織同士や住民同士、行政との交流の場の整備について検討	企画政策課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
「ささえあいサービス」へのボランティア登録者数	34 人	100 人	福祉保険課
認知症カフェ事業団体数	5 団体	7 団体	福祉保険課
介護予防サポーター講習の受講者数	79 人 （令和3年度）	100 人	福祉保険課
認知症サポーター講習の受講者数	27 人	200 人	福祉保険課
まんのう町高齢者など徘徊SOSネットワーク協力員登録者数	104 人	110 人	福祉保険課



主要課題3 女性の活躍推進のための取り組み

【現状】

少子高齢化及び人口減少が進むわが国では、労働力の減少が懸念されています。持続可能な社会を築くためには、女性の職業生活における活躍が求められており、国においては「女性活躍推進法」が平成27（2015）年に施行されました。

【課題】

まんのう町の事業所アンケート調査における「女性活躍推進法」の認知度についてみると、半数の事業所で認識されているものの、内容をよく知らない事業所が33.3%、まったく知らない事業所が16.7%と周知されていないのが現状です（P.67 図4—Ⅱ—5）。また、住民アンケート調査で企業や地域社会、政治や行政において、企画立案や方針決定の過程に女性リーダーが少ない理由を尋ねたところ「男性優位の組織運営」が男女ともに最も高くなっており、女性が活躍するための職場環境整備が十分でないと考えられます（P.68 図4—Ⅱ—6）。

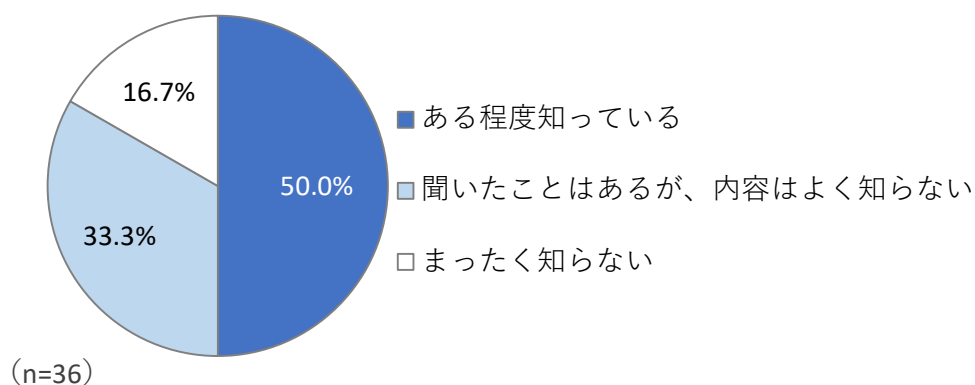
また、事業所アンケート調査における各種ハラスメントに対する取り組みとして、「就業規則などにハラスメント防止の規定を設けている」企業が多いものの、ハラスメントの種類に限らず「特に何も行っていない」企業が3割～4割と多く、「無回答」（2割～3割）も含めると、事業所全体の5割以上がハラスメントへの取り組みを実施していないという結果になっています（P.69 図4—Ⅱ—7）。

【施策の方向性】

女性が活躍できる職場環境の整備には、事業所の理解や取り組みが必要となりますが、調査結果からもわかるように「女性活躍推進法」の認知度が低いことなどから、事業所への学習機会の提供など女性が働きやすい環境整備が進むように働きかけていきます。

【図4—Ⅱ—5】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の認知度について（事業所アンケート調査・まんのう町）

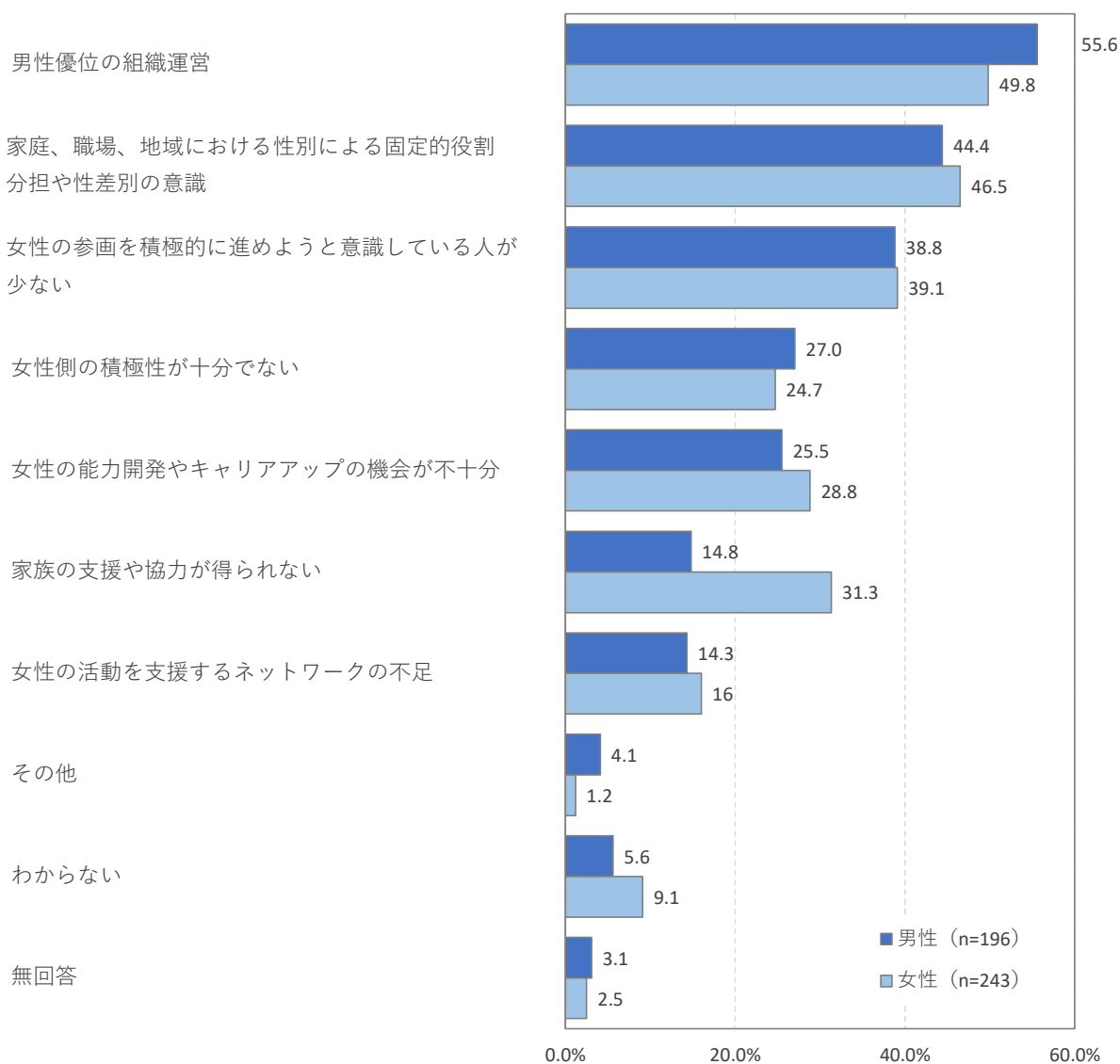
事業所では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」について、どの程度認識していますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—6】企画立案や方針決定の過程に女性リーダーが少ない理由（住民アンケート調査・まんのう町）

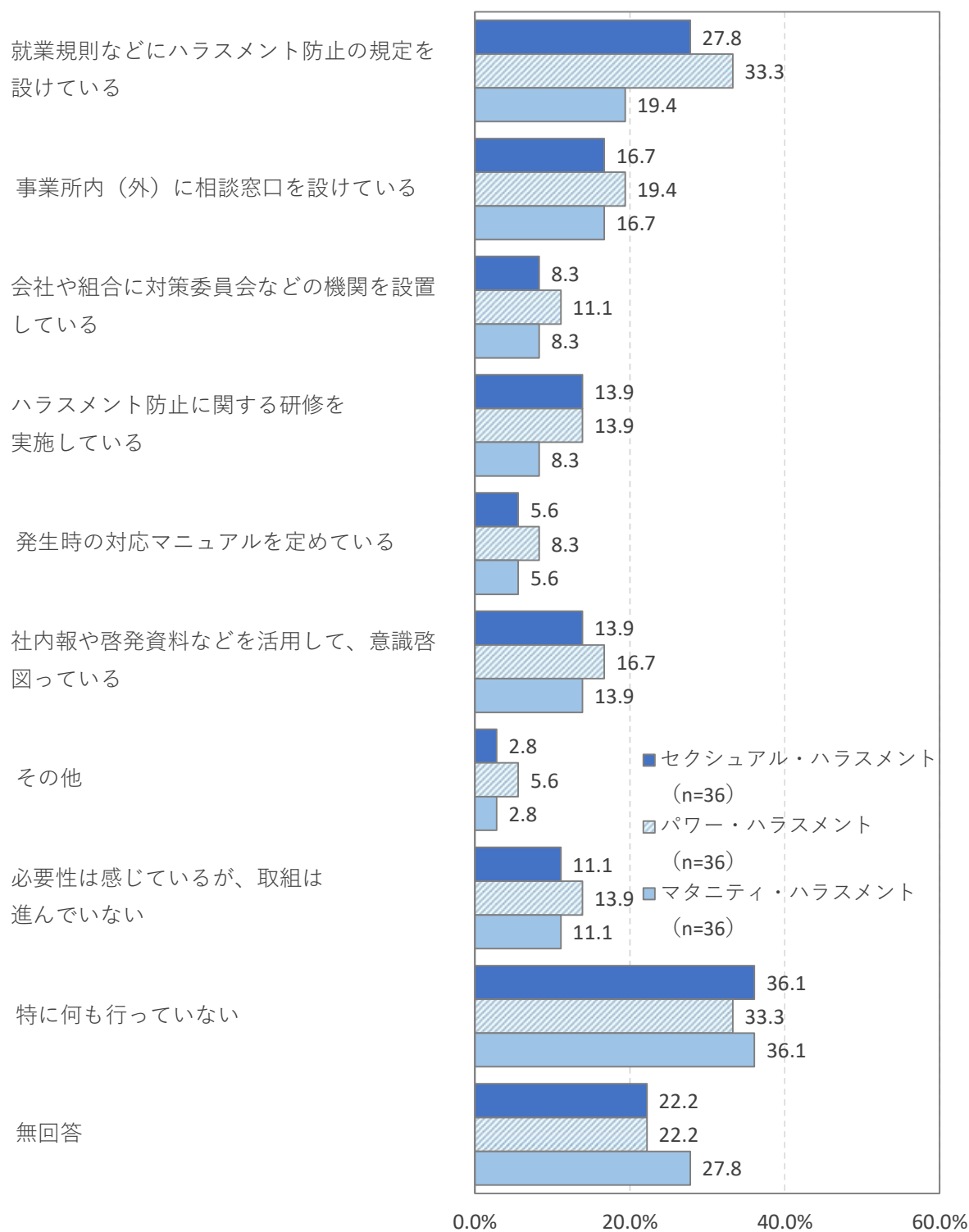
あなたは、企業や地域社会、また政治や行政において、企画立案や方針決定の過程に女性リーダーが少ない理由は何だと思えますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—7】職場におけるハラスメント防止の取り組み(事業所アンケート調査・まんのう町)

貴事業所では、職場における「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」を防止するため、現在、取り組んでいることはありますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

（１）女性の就労環境の整備

①男女の均等な雇用機会と待遇のための啓発

町内事業所などに対する雇用の分野での男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発活動を行います。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	地域振興課

②ハラスメント防止対策の促進

町内事業所などに対してセクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメント防止対策の促進を図るよう働きかけます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	地域振興課

③ポジティブ・アクションの促進

町内事業所などに対してポジティブ・アクション※の促進を図るよう働きかけます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会※において実施する女性活躍推進研修会、企業顕彰制度、コンサルタント派遣事業などの積極的な活用促進	企画政策課 地域振興課

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）・・・男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る、男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。

※ 瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会・・・丸亀市を中心市とし、近隣の善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町の２市３町で「瀬戸内中讃定住自立圏」を形成し、一体となって圏域内の産業の活性化や働く場、働き手の確保に取り組んでいる。この２市３町と経済団体、国の機関、報道機関で構成された協議会で、企業のワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進の取り組みを後押しするため、関連情報の発信や研修会の開催などを行っている。

④女性家族従業者の地位向上のための啓発

自営業（農林水産業や小売業などを含む）を対象に、女性家族従業者の地位向上のため、性別役割分担意識に基づいた業務分担や労働条件改善などの啓発に努めます。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・「家族的責任」と「職場での責任」の両立支援の重要性認識のための啓発の促進 ・不公平是正のための啓発 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・家族経営協定の締結促進と女性認定農業者への誘導 ・生産技術や経営能力向上のための講座などの情報提供 ・対象となる農業経営者への個別説明の実施 ・家族経営協定を締結した家族の広報誌などでの紹介により、家族経営協定締結促進の啓発実施【新設】 ・女性農業者、若手農業者をクローズアップし広報やホームページで紹介【新設】	農林課 地域振興課

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
かがわ女性キラサポ宣言※ 企業の事業所の割合	2.8%	3.0%以上	地域振興課
えるぼし認定の 取得事業所の割合	2.8%	3.0%以上	地域振興課
事業所における「女性活躍 推進法」の認知度	50.0%	60.0%以上	企画政策課
家族経営協定締結農家数	3戸	5戸以上	農林課
女性認定農業者の 新規認定数	7人	10人	農林課
女性活躍実践アイデア企業 顕彰応募企業数	1事業所	1事業所	企画政策課



※ かがわ女性キラサポ宣言・・・働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業などの自主宣言。

(2) 労働に関する基本的権利についての学習の機会と情報の提供

①労働に関する基本的権利の周知

事業主、管理者、企業の労務担当者、労働者に対して「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」「ILO 条約（第 156 号）」など労働に関する基本的権利について周知を図ります。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・事業所や各種団体への情報提供 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	地域振興課

■ 評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
広報誌掲載による「男女雇用機会均等法」「労働基準法」などの啓発	年2回	年3回	地域振興課

(3) 女性の職業意識・能力向上への支援

①エンパワメントの機会の提供

就労を希望する女性に対し、就業のためのエンパワメント（能力向上や技術習得）の機会を提供します。

事業項目	担当課
・就業のための能力向上や技術習得の機会の提供 ・男女がともに参加しやすくなるように配慮した情報の提供 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動 ・啓発冊子の活用 ・固定的な性別役割分担意識の解消に視点を置いた情報の発信 ・固定的な性別役割分担意識の解消に配慮した事業の実施 ・エンパワメントのための学習講座の開催 ・事業所や各種団体への情報提供	地域振興課

②エンパワメントの情報の提供

固定的な性別役割にとらわれない職業選択ができるような情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・固定的な性別役割にとらわれない職業選択に重きを置いた職業体験授業の実施 ・性別役割にとらわれない職業意識形成につながる講座などの情報提供	地域振興課

主要課題4 ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組み

【現状】

男女がともに活躍する社会の実現にあたっては、誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で子育てや介護の時間、家庭や地域、趣味や自己学習など個人の時間を持って心身ともに健康で豊かな生活ができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要不可欠となります。国では長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などが盛り込まれた「働き方改革関連法」が平成 30（2018）年に成立し、取り組みが進められています。

【課題】

事業所アンケート調査から、ワーク・ライフ・バランスに関する状況をみると、事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての認知度は「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると約4割を占めていますが（P.74 図4―Ⅱ―8）、休暇や労働時間に関する取り組みと比べて、「ワーク・ライフ・バランス」の推進にかかわる、育児や介護と仕事の両立に取り組んでいる事業所は相対的に少なくなっています（育児：25.0%、介護：11.1%）（P.75 図4―Ⅱ―9）。

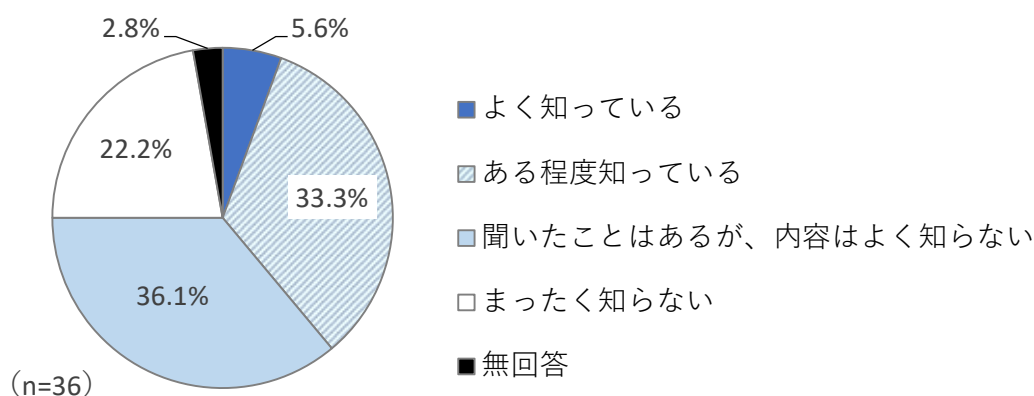
住民アンケート調査における男女共同参画社会を実現していくためにまんのう町が力を入れるべきこととして、女性では保育サービス・高齢者サービス、ワーク・ライフ・バランスの支援などを求める声が3割程度となっています（P.76 図4―Ⅱ―10）。

【施策の方向性】

男女にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現していけるよう、仕事と子育て両立支援の充実や事業所における取り組みの促進を図ります。

【図4―Ⅱ―8】「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度について（事業所アンケート調査・まんのう町）

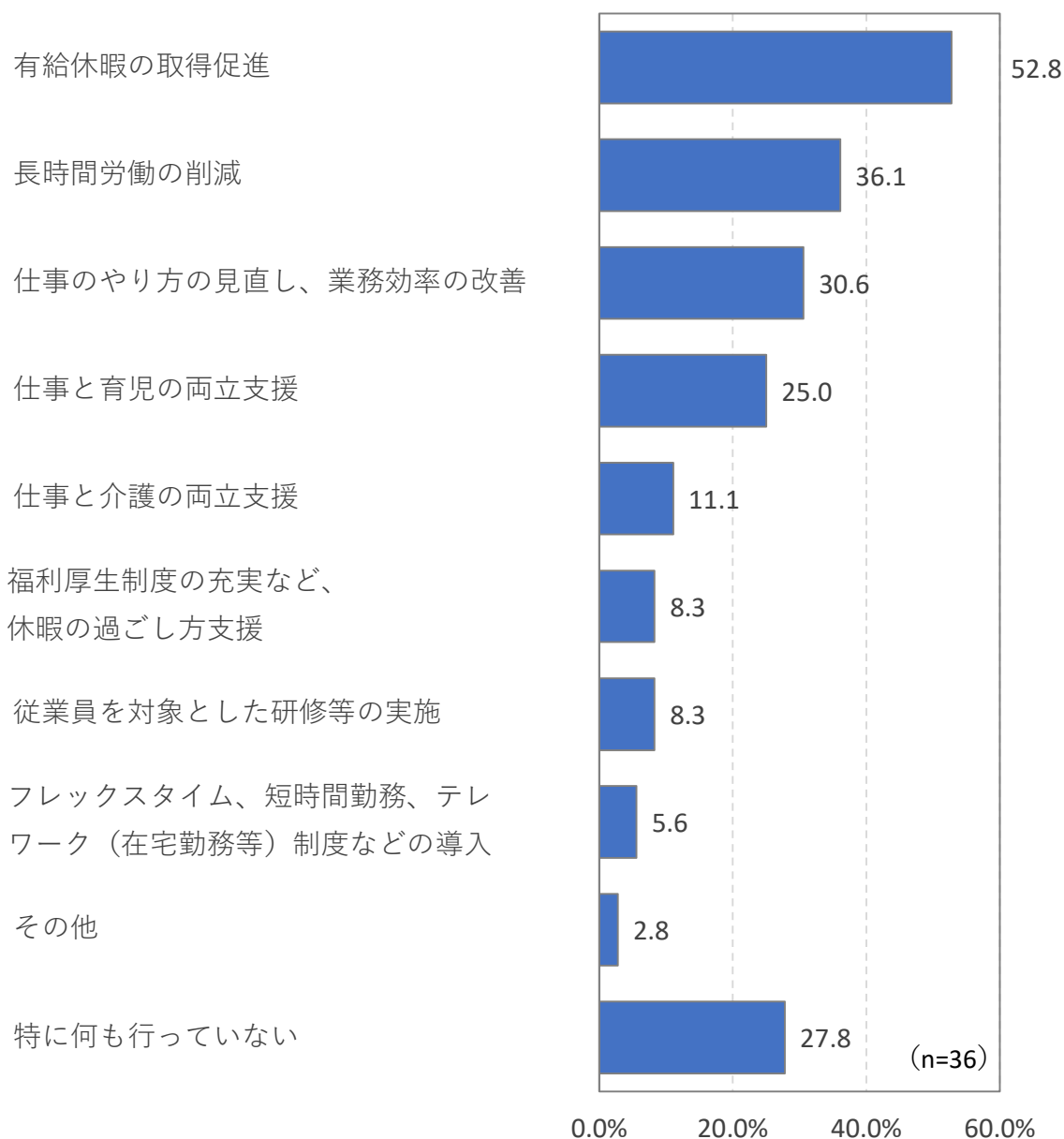
貴事業所において「ワーク・ライフ・バランス」についてどの程度ご存知ですか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—9】「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための取り組み(事業所アンケート調査・まんのう町)

貴事業所において、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を推進するために取り組んでいることはありますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅱ—10】男女共同参画社会実現のためにまんのう町が力を入れていくべきこと(住民アンケート調査・まんのう町)

男女共同参画社会を実現していくために、今後、まんのう町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力など学習を充実する

男女共同参画の広報・啓発活動を充実する

保育の施設・サービスなど子育て育児に関する支援を充実する

高齢者施設・サービスなど今後に関する支援を充実する

各種審議会など、政策決定の場に女性を積極的に登用する

男性の家事・育児・介護などへの参加を促進する

事業所におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援を進める

女性の悩みや人権侵害などに対する相談機能を充実する

女性リーダーの養成をする

事業所の管理職などに女性の活用が進むように啓発する

地域や職場で、女性が能力を伸ばせるような学習の場を充実する

地域活動やボランティアの場を提供する

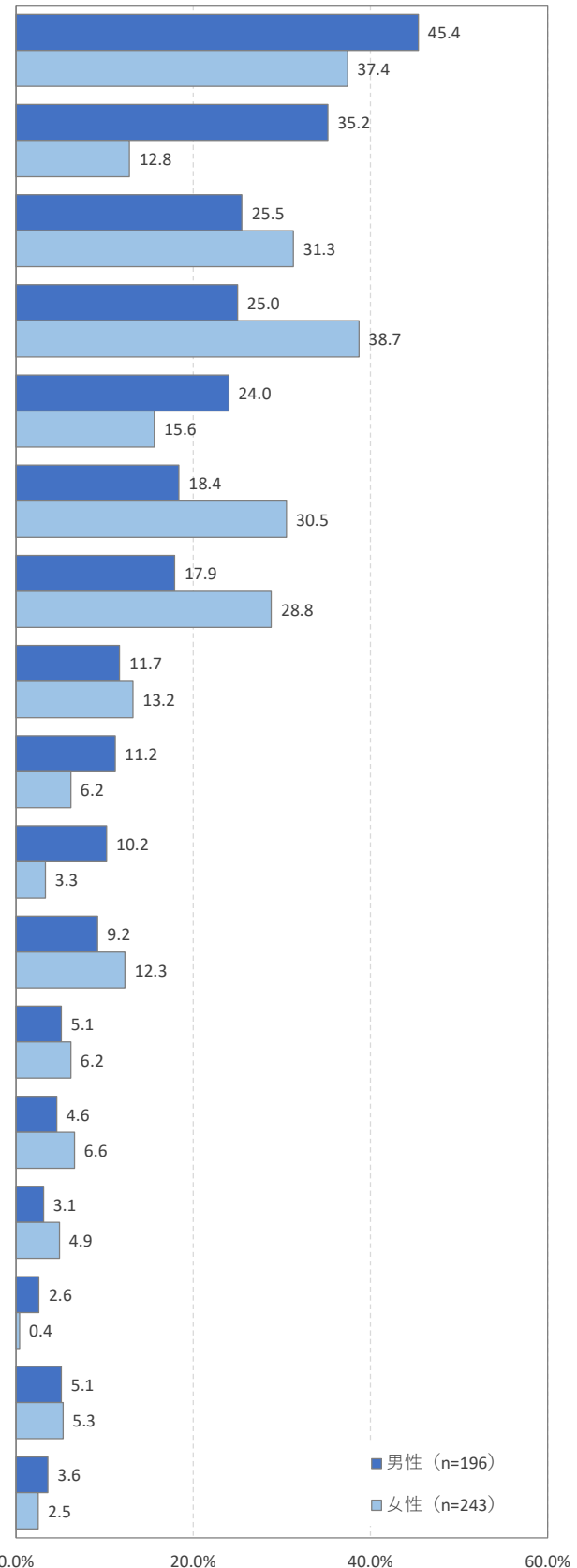
防災活動に関し男女共同参画の視点を充実する

母性保護や健康対策を充実する

その他

わからない

無回答



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

(1) 仕事と子育ての両立支援策の整備・充実

①働く男女の多様な保育ニーズへの対応

育児休業制度の適用のない職場（農林業、自営業など）やすべての働く親などの子育て支援のための保育体制を充実します。保育時間の延長、一時保育（宿泊を伴わない。）、病時保育、病後時保育、夜間保育、休日保育、産後休暇後の保育、育児休業後の保育など働く男女の多様な保育ニーズに対応する保育体制の整備を行います。

事業項目	担当課
・保育時間の延長の実施 ・一時保育の実施 ・病時保育、病後時保育、夜間保育、休日保育の実施の検討	教育委員会

②子育て支援ホームヘルパーの派遣

産前産後の子育て支援ホームヘルパーの派遣及び養成のためのフォローアップを行います。

事業項目	担当課
・産前産後のホームヘルパーの派遣と養成	健康増進課

③放課後児童健全育成事業の充実と周知

働く親を支援する放課後児童健全育成事業（学童期保育）を充実し、働く男女の子育てと仕事の両立への理解を深めるため、子育て世代をはじめ、広く地域の人々や事業所などを対象に啓発活動を行います。

事業項目	担当課
・利用者ニーズの把握 ・学童保育の充実 ・広報誌、ホームページなどの活用	教育委員会

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
介護休業制度を導入している事業所の割合	44.4%	50.0%以上	地域振興課
こども園待機児童数	0人	0人	教育委員会
放課後子ども教室の参加者数	1,598人 （令和元年度）	1,700人	教育委員会

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
放課後児童クラブの 待機児童数	0人	0人	教育委員会

（2）さまざまな保育ニーズに対応できるような保育施策の整備

①主婦（夫）が一時保育を受けるための整備

家事など無償労働を行っている主婦（夫）が、病気、冠婚葬祭、学習、地域活動への参加などに際して一時保育が容易に受けられるシステムの整備を図ります。

事業項目	担当課
・保育時間の延長の実施 ・一時保育の実施 ・病児保育、病後時保育、夜間保育、休日保育の実施	教育委員会 福祉保険課

（3）事業所における両立支援の取り組みの促進【新設】

①両立支援に関する事業所などへの広報・啓発活動

事業所に対し、働く男女が仕事と家庭生活やその他の活動を両立できる支援や環境整備について広報・啓発を行います。

事業項目	担当課
・働きやすい職場づくりのための企業・事業所などへの広報・啓発活動の推進 【新設】 ・再雇用に向けた支援の啓発 ・男性職員に対して育児休暇取得を促進する取り組みの実施・情報発信について検討【新設】	企画政策課 地域振興課 総務課

■評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
育児休業制度を導入している事業所の割合	61.1%	70.0%以上	地域振興課
企業主に対する再雇用制度の普及啓発のためのパンフレット配布	年5回	年6回	地域振興課
男性職員の育児休暇の取得率※	男性 0.0% 女性 100.0% (令和2年度)	男性 10.0%以上 女性 100.0% (令和7年度)	総務課
男性職員の出産休暇の取得率※	100.0% (令和2年度)	100.0% (令和7年度)	総務課

※出典：第2次まんのう町特定事業主行動計画

基本目標Ⅲ すべての人権が尊重され、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

「個人の尊重と法の下での平等」は「日本国憲法」でうたわれている権利であり、人権の尊重は男女共同参画社会の基本理念でもあります。しかし、DV やハラスメントなど女性への暴力や性の多様性への理解が十分でないなど、人権が侵害される事象が存在しています。また、誰もが自分らしく安心・安全に暮らすためには、“健康”であることも欠かすことのできない要素となります。

住民アンケート調査からも、男女ともに DV を受けたことがある人、ハラスメントを受けたことがある人が一定数存在していることがわかります。また、性的少数者（LGBT 等）の方々にとって、偏見や差別などにより生きづらい社会だと感じる人が多い一方で、そのことを誰にも相談していない人がいるのが現状です。

誰も人権を侵害されることなく、安心・安全に暮らせるまちづくりをめざして、男女間のあらゆる暴力の根絶や多様化する社会のなかで支援を必要とする人への対応、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

主要課題1 女性へのあらゆる暴力根絶への取り組みの推進

【現状】

女性への暴力は DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などさまざまな形がありますが、いかなる暴力も人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。しかし、これらの暴力は命にかかわる重大な問題でありながら、根絶することができていないのが現状です。

【課題】

住民アンケート調査における DV に対する支援策として、最も求められている取り組みは「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」です。次いで「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」「被害者の一時的保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「DV に関する広報・啓発活動の積極的な実施」が続いています（P.80 図4－Ⅲ－1）。

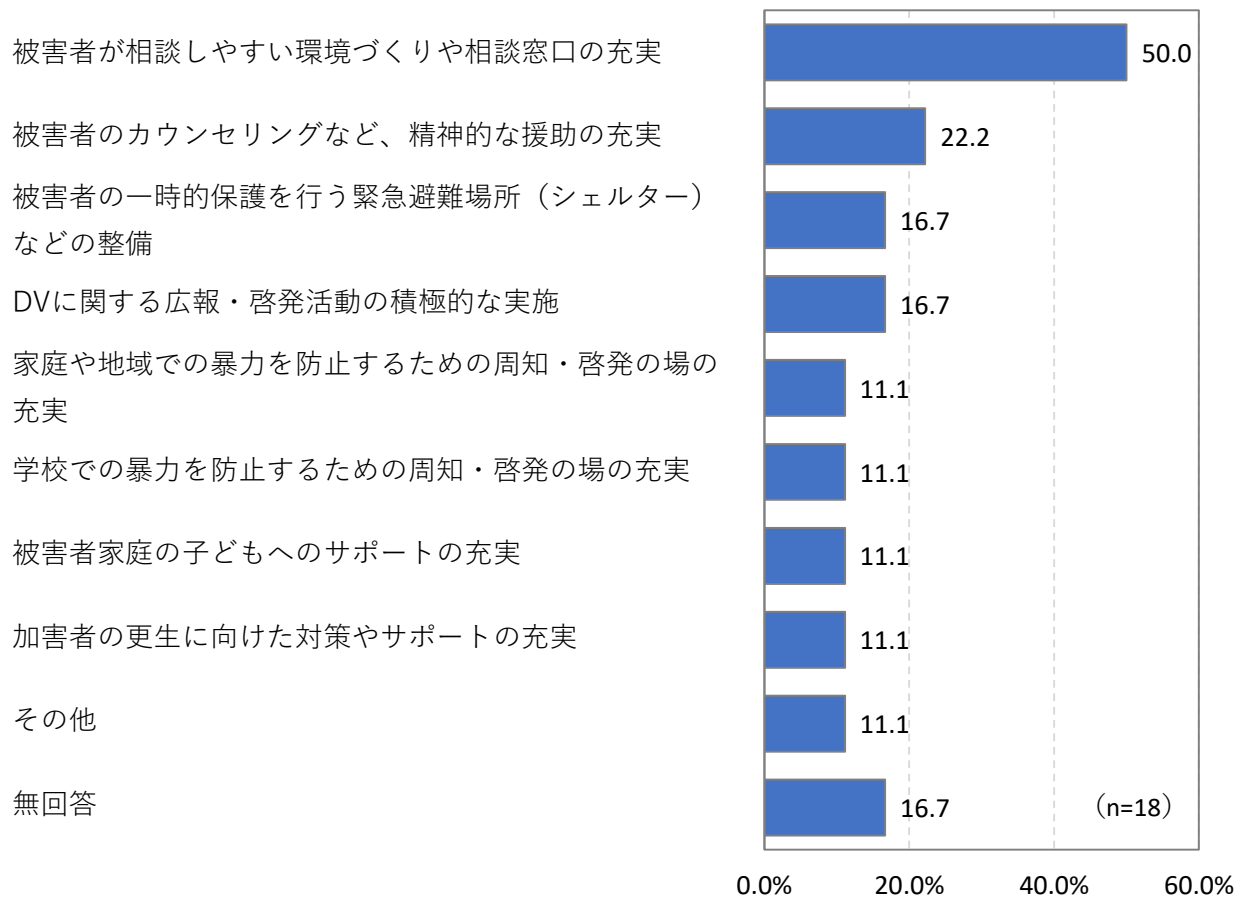
また、各種ハラスメントについて誰にも相談しなかった（できなかった）理由として、男女ともに「相談しても無駄だと思ったから」が最も多くなっており、相談体制について適切な周知が必要となっています（P.80 図4－Ⅲ－2）。

【施策の方向性】

住民からも求められている、相談体制の充実及び周知、被害者の保護、広報・啓発に取り組み、女性へのあらゆる暴力の根絶に努めます。

【図4—Ⅲ—1】ドメスティック・バイオレンスに対する必要な取り組みについて(DV を受けたことがある方のみ)(住民アンケート調査・まんのう町)

ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援や対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

【図4—Ⅲ—2】ハラスメントについて相談しなかった(できなかった)理由(住民アンケート調査・まんのう町)

相談しなかった(できなかった)のはなぜですか。

単位：%

	どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから	相談する人がいなかったから	被害を受けたことを思い出しなかったから	相談しても無駄だと思ったから	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていたから	他人を巻き込みたくなかったから	自分にも悪いところがあると思ったから	相談するほどのことではないと思ったから	その他
男性（n=6）	33.3	33.3	-	83.3	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7
女性（n=9）	-	11.1	11.1	66.7	33.3	22.2	-	33.3	33.3

出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

(1) あらゆる暴力を許さない意識の啓発

①女性への暴力についての啓発活動の充実

女性に対する暴力の実態を知り、具体的な解決策の検討及び理解を深めるための啓発活動を充実します。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・人権週間記念行事、イベントなど開催時におけるコーナー設置などの啓発活動 ・地域の活動団体や自治会との連携による啓発活動、学習機会の提供 ・学生と保護者を対象にした学習機会の検討	企画政策課 教育委員会 福祉保険課

②女性への暴力について学習機会の提供

女性に対する暴力を許さない社会的機運を高めるため、学習機会を設けるなど方策を講じます。(男女ともに「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「児童買春・児童ポルノ禁止法」「DV 防止法」などについての学習機会を提供します。)

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・人権週間記念行事、イベントなど開催時におけるコーナー設置などの啓発活動 ・地域の活動団体や自治会との連携による啓発活動、学習機会の提供	企画政策課 福祉保険課

③あらゆる暴力を許さない意識を育てる教育の推進

個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を高める教育を推進します。

事業項目	担当課
・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・人権週間記念行事、イベントなど開催時におけるコーナー設置などの啓発活動 ・地域の活動団体や自治会との連携による啓発活動、学習機会の提供	企画政策課 福祉保険課

④関係部署の職員への研修機会の充実

DV に関する認識を高めて、被害者への対応方法についてなど職員への研修機会を検討します。

事業項目	担当課
・DV に関する職員研修の検討 ・他団体が開催する専門的な研修会への参加促進	企画政策課 福祉保険課

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
DV を受けたことがある人の割合	男性 1.0% 女性 6.6%	男女とも 1.0%以下	企画政策課
職員への DV に関する研修会への参加回数	年0回 （令和2年度）	年1回	企画政策課
職員のハラスメントに関する研修会の受講率	23.9% （令和2年度）	90.0%以上 （令和7年度）	総務課

（2）暴力に関する相談支援体制の充実

①被害者相談支援事業の充実

ストーカー、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者に対する相談事業の充実や相談窓口の情報を提供します。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用	企画政策課

②専門家による相談事業の実施

暴力被害者に対する専門家による相談事業の実施を図ります。

事業項目	担当課
・専門家による相談事業の実施の検討 	企画政策課

評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
（被害者が）DV被害を相談しなかった割合	男性 50.0% 女性 31.3%	男女とも 30.0%以下	企画政策課
（被害者が）ハラスメントを相談しなかった割合	男性 50.0% 女性 40.9%	男女とも 30.0%以下	企画政策課



（3）安心・安全な保護を受けられる体制整備

①関係機関との連携による支援体制の整備

女性相談センター、警察など関係機関と相互連携して女性や子どもに対する暴力の被害者の把握と救済に努め、迅速に支援につなげます。

事業項目	担当課
・ 庁内体制と関係機関との連携を図るため、被害者支援体制の整備	福祉保険課

②被害者の心身の回復援助

女性や子どもに対する暴力の被害者に救済活動を行っている組織や関係機関と連携、早期発見・早期対応できる体制整備を図り、被害者の心身の回復援助に努めます。

事業項目	担当課
・ 庁内体制と関係機関との連携を図るため、被害者支援体制の整備	福祉保険課

③緊急一時避難に関する情報提供

県や関係機関と連携して、DVなどの被害者の緊急一時避難についての情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・ 庁内体制と関係機関との連携を図るため、被害者支援体制の整備	福祉保険課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
「まんのう町要保護児童対策地域協議会」の実施	年2回	年2回（現状維持）	福祉保険課

（４）被害者の自立を支える体制づくり【新設】

①被害者への切れ目のない支援の充実

被害者の保護から自立支援における段階において、被害者の意思を尊重するとともに、切れ目のない支援に努めます。

事業項目	担当課
・緊急保護施設、一時保護施設などとの連携【新設】 ・広域連携による保護に関する情報提供【新設】 ・担当者の専門研修参加などによる相談機能の強化【新設】 ・被害者の町営住宅への優先入居の実施について検討【新設】	福祉保険課

（５）加害者自助グループへの支援

①加害者のための学習機会に関する情報提供

暴力の加害者を対象とした非暴力トレーニングプログラムなどの学習機会についての情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用	福祉保険課

主要課題2 困難を抱えていても誰もが安心して暮らせる環境づくり

【現状】

ライフスタイルが多様化している現代、性の考え方や価値観についても多様化が進んでいます。また、高齢化の進行による高齢者独居世帯の増加、離婚率の上昇による単身世帯の増加、父母のいない祖父母と孫の世帯など家族形態も多様化しています。誰もが互いに尊重しあい、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、このような多様化に対する住民の理解が進むとともに、さまざまな住民のニーズに応じた支援が受けられる環境づくりが必要となります。

【課題】

多様な性に関する状況として、住民アンケート調査において性的少数者の方々にとって生きづらい社会だと思うと回答した方は男女ともに約7割（「思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた）と高くなっています。また、性の多様性を認める社会を実現するために必要なこととして、男女ともに性的少数者の人権を尊重した学校教育を求める声が最も多くなっています。また、男性では正しい理解のための周知啓発、女性ではパートナーシップ制度※の意見も多くなっています（P.86 図4－Ⅲ－3）。

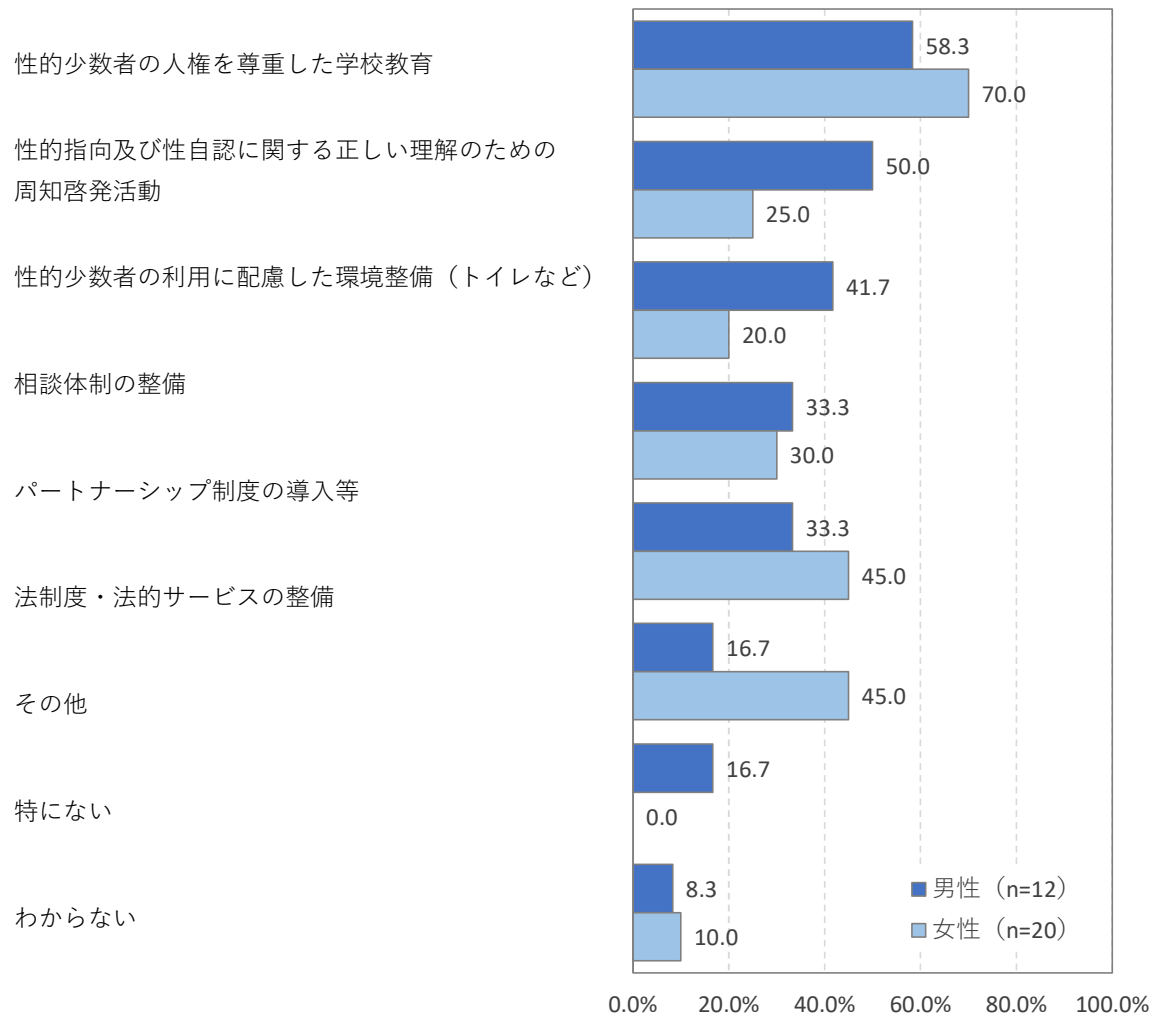
【施策の方向性】

性の考え方や価値観、家族形態などが多様化するなかで、まずはそれらが受け入れられ、誰もが尊重されるよう意識啓発を行うとともに、困難を抱えていても自分らしく安心・安全に暮らせるよう必要な支援を行います。

※ パートナーシップ制度・・・各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度。

【図4—Ⅲ—3】性的少数者の多様性を認める社会の実現のために必要なこと(住民アンケート調査・まんのう町)

性的少数者の多様性を認める社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



出典：まんのう町「まんのう町男女共同参画に関する住民アンケート調査」【令和3年度】

（１）多様な性や考え方に関する住民への普及・啓発の取り組み【新設】

①多様な性に関する周知・啓発

多様な性（性的少数者（LGBT 等））についての基礎知識や日常生活や職場などにおいて配慮されるべき点をまとめたパンフレットを作成し、周知・啓発します。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用【新設】 ・啓発冊子の活用【新設】 ・多様な性に関するパンフレットの作成・配付【新設】	企画政策課



②多様な性に関する学習機会の提供

小中学校における多様な性（性的少数者（LGBT など））に関する学習の時間について検討します。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用【新設】 ・啓発冊子の活用【新設】 ・小中学校での講座開催の検討【新設】	企画政策課 教育委員会

③住民の多様な考え方や生き方への理解の促進

多様な考え方や生き方があることについて住民の理解が深まるよう、町ホームページや各種イベント、研修などを通じて普及・啓発に努めます。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用【新設】 ・啓発冊子の活用【新設】	企画政策課

評価指標

	実績（令和３年度）	目標（令和８年度）	担当課
性的少数者（LGBT 等）の認知度	男性 64.8% 女性 63.8%	男女とも 70.0%以上	企画政策課
人権研修会・講演会の開催	年２回 （コロナの為に令和元年度）	年２回（現状維持）	企画政策課
人権・同和問題研修会などへの参加者数	259人 （コロナの為に令和２年度）	285人以上	企画政策課



(2) 支援を必要とする人の把握や取り組み

①性的少数者などの相談事業の充実

性的少数者であることなどに悩みを抱え、支援を必要とする人へ、相談窓口などについて情報を提供します。

事業項目	担当課
・LGBT 電話相談などの情報提供	企画政策課

(3) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進

①多様な家族形態への理解を深める啓発

一人暮らし、ひとり親家庭、高齢者だけの家族、障害者のいる家族、国際結婚の家族など、さまざまな形態の家族を認め合い、分かり合うための啓発活動を行います。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用 ・人権週間記念行事、イベントなど開催時におけるコーナー設置などの啓発活動 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	企画政策課 福祉保険課

（４）多様な形態の家族や高齢者・障害者への男女共同参画の視点に立った自立支援

①多様な家族形態のニーズに合った相談・情報提供

ひとり親家庭、高齢者だけの家族、障害者のいる家族、国際結婚の家族など多様な形態の家族のニーズに合った相談や情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用	健康増進課 福祉保険課

②男女共同参画の視点から的高齢者や障害者の活動の広報・啓発

高齢者、障害者自身の活動が男女共同参画の視点で行われ、積極的に社会参加できるよう、広報・啓発を行います。

事業項目	担当課
・広報誌、ホームページなどの活用 ・啓発冊子の活用	福祉保険課

③男女共同参画の視点からの看護・介護の啓発

男女とも参加できる高齢者の看護・介護教室の開催を図るとともに、障害者の看護・介護相談についての指導では、看護・介護者が女性に偏らないような指導を行います。

事業項目	担当課
・男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者の看護・介護教室の開催	福祉保険課

■評価指標

	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）	担当課
障害者相談の実施	年 50 回	年 62 回	福祉保険課

主要課題3 生涯を通じた男女の心とからだの健康づくり

【現状】

医療の進歩により、人々の平均寿命は延伸しています。高齢化が進行するなかで、歳を重ねても元気で暮らせる期間である健康寿命（日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間）を延伸させることが求められています。

【課題】

男女がいいきと社会参画していくためには、日頃からの心身の健康づくりが必要不可欠です。健康であるということは、単に病気や病弱でないという身体的、精神的なことだけでなく、社会的に安定して活動できる状態を維持することが求められています。

【施策の方向性】

特に女性は妊娠や出産といったライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することとなります。妊娠、出産、子育て期などあらゆるライフステージに応じた支援を図るとともに、男女を問わず生涯を通じた健康づくりを推進します。

（１）性と生殖に関する健康と権利についての啓発の推進

①性に対する学習機会の提供

性の自己管理、自己決定の尊重と理解の浸透を図るため、学習機会の提供に努めます。

事業項目	担当課
・不妊に対する正しい理解を得るための啓発と専門相談、専門治療などの情報提供 ・生涯学習の場における学習機会の提供 ・保護者を対象とした学習機会の提供 ・啓発冊子の活用 ・広報誌、ホームページなどの活用 ・各課が実施する事業を活用した体系的な啓発活動 ・イベント開催時のコーナーの設置などの啓発活動	健康増進課

（２）生涯の各時期に応じた男女の心とからだの健康づくりの推進

①思春期の相談窓口の情報提供

思春期の性や心とからだに関する相談窓口について、関係機関と協力して情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・心の相談事業の充実 ・医療機関の専門外来についての情報提供 ・相談窓口の情報提供 ・小中学校での性教育へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の視点の組入れ	教育委員会 健康増進課

②思春期の摂食障害に関する相談窓口の情報提供

思春期に多い摂食障害の相談窓口についての情報提供に努めます。

事業項目	担当課
・生涯の各時期に応じた男女の心とからだに関する専門相談事業実施の検討	教育委員会 健康増進課

③関係機関との連携による健康づくりの推進

妊娠、出産、更年期、高齢期など各世代に応じて女性の身体的症状を心とからだの両面からとらえ、保健所、医療機関、医師会、歯科医師会などとの連携を図り、生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進します。

事業項目	担当課
・母子保健事業の充実 ・女性の健康づくり事業の充実 ・健康教室や健診時における一時保育の実施 ・専門家による相談事業の実施の検討 ・生涯の各時期に応じた女性の心とからだに関する専門相談事業実施の検討	健康増進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口開発会議「行動計画」、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において唱えられた概念で、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得られるという基本的権利と、性に関する健康やリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利とされている。

④性感染症に関する啓発の推進

思春期から HIV／エイズ、性感染症に対する啓発を推進します。

事業項目	担当課
・ 性教育授業での学習機会の提供 ・ 啓発方法の検討	教育委員会

⑤健康管理意識を高める啓発

女性、男性どちらも自らの健康管理意識を高めるよう啓発に努めます。

事業項目	担当課
・ 性別にかかわらず参加しやすい健康教室の開催	健康増進課

(3) 働く男女の健康管理の支援

①働く男女の健康に関する情報提供・健康相談事業の充実

働く男女の心とからだの健康管理について情報提供を行うとともに、健康相談事業の充実に努めます。

事業項目	担当課
・ 啓発冊子の活用	健康増進課

②働く女性の健康診査受診の促進

家族従業者を含む農林漁業、自営業、パートタイマーなどすべての働く女性の健康診査受診を促進します。

事業項目	担当課
・ 健診の受診機会の拡大 ・ 休日の総合健診の充実 ・ 施設健診（ドック）事業への参加促進	健康増進課

評価指標

	実績（令和2年度）	目標（令和8年度）	担当課
乳がん検診受診者数	28.8% (774人)	50.0%	健康増進課
子宮頸がん検診受診者数	23.7% (772人)	50.0%	健康増進課

第5章 プランの推進

1. 推進体制の整備・強化

本プランにおける各種施策は、まんのう町が行う施策の様々な分野にまたがっています。そのため、施策の実施にあたっては庁内各課での協力が必要不可欠であり、関係各課が連携して事業を実施します。

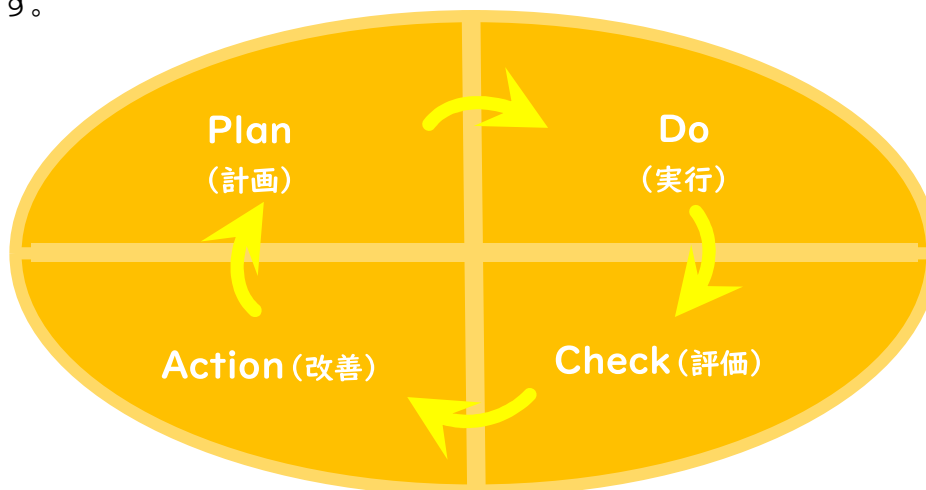
あらゆる施策が、男女共同参画の視点に立って実施されるように町職員に対して啓発活動や研修などを通じて意識啓発を図り、各種事業の効率的な実施と円滑な運営に努めます。

2. 住民・国・県・他自治体との協働

「男女共同参画社会基本法」では、国民にも「男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務」があることが明記されています。啓発冊子や広報誌、ホームページなどを活用し情報や学習機会を提供することで、住民に男女共同参画社会への理解促進を図り、住民とのパートナーシップを築きます。また、国や県、近隣の自治体や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現をめざします。

3. プランの進行管理

プランの進捗状況については、各施策の担当課を明確にし、定期的に取り組み状況・達成状況を把握しながら、プランを遂行していきます。本プランについては、PDCA サイクルを活用し、計画（Plan）に沿って施策を速やかに実行（Do）し、結果を正しく評価（Check）して、評価結果に応じて改善（Action）に取り組みます。また、計画期間中の国内外の動向や社会情勢の変化により、新たに必要となる施策や事業については、庁内審議会において検討及び見直しを行い、本プランの確実な遂行と適切な進行管理に努めます。



1. 関連法令

男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

改正 平成十一年七月十六日法律第一〇二号

同 十一年十二月二十二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める
ことにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画
的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員
として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ
とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ
とをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい
ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを
いう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として

の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監

視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（以下略）

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（以下略）

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以
下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対
する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に
対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ
った者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むも
のとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有す

る情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害

者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞しゆう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその

成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満

の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるとき

は、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで

決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住

居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定め

る基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（以下略）

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（以下略）

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（以下略）

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正 令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用

形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の

職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２ 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３ 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５ 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２ 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２ 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３ 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事

業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で

めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したと

き。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四

十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められ

た目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営

み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情

報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（以下略）

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並び

に附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定
定 平成三十年一月一日

（以下略）

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（以下略）

2. 策定の経過

(1) 男女共同参画に関する住民・事業所アンケート調査の実施

調査の目的

住民の男女共同参画に関する意識と実態、ならびに町内事業所における従業員に対する職業生活と家庭生活の両立支援、女性の活躍推進、働きやすい職場環境づくりに関する意識と取り組みについて調査することにより、「まんのう町男女共同参画プラン」の進捗状況を把握する基礎資料の1つとするとともに、本プラン策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

住民アンケート調査について

対象者	18歳以上の住民 1,000人（無作為抽出）
調査時期	令和3年7月16日（金）～令和3年8月2日（月）
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	回答数 443人（44.3%）

事業所アンケート調査について

対象者	5名以上の従業員がいる町内事業所 60社（無作為抽出）
調査時期	令和3年8月5日（木）～令和3年8月16日（月）
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	回答数 36団体（60.0%）

(2) まんのう町男女共同参画プラン策定委員会における検討経過

第1回 令和3年11月2日	(1) 現行プランに対する進捗状況等評価 (成果・達成度)について (2) アンケート調査について 住民アンケート・事務所アンケートの実施と集計結果報告から見てくる現状と課題の分析 (3) プランのめざす方向性について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
第2回 令和3年12月23日	(1) 第3次まんのう町男女共同参画プラン素案の検討について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
パブリックコメントの実施	(1) 実施期間：令和4年1月11日～2月9日 (2) 実施方法：町ホームページと窓口での公表 (3) 設置窓口：本庁(企画政策課)、各支所、出張所、町内各地区の公民館
第3回 令和4年2月28日	(1) パブリックコメントの結果報告 計画の承認(書面決議)
令和4年3月15日	(1) 答申



委員の委嘱の様子



審議の様子

3. 策定委員会設置要綱

まんのう町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(令和3年7月1日告示第123号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、本町における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としたまんのう町男女共同参画プランを策定するため、まんのう町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まんのう町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報収集及び調査研究
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 企業及び事務所の代表者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、まんのう町男女共同参画プランの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和３年７月１日から施行する。

（最初の会議の招集）

2 この告示による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

4. 策定委員名簿

	役 職	氏 名	所属など
1	委員長	小 方 朋 子	香川大学男女共同参画推進室副室長
2	副委員長	北 山 信 夫	人権擁護委員仲多度地区部会副会長
3	委 員	大 山 保	まんのう町連合自治会会長
4	委 員	山 下 紋 子	まんのう町婦人連絡協議会会長
5	委 員	真 鍋 隆	まんのう町民生委員児童委員協議会会長
6	委 員	森本まり子	かがわ男女共同参画推進員
7	委 員	田 岡 秀 俊	まんのう町男女共同参画推進員
8	委 員	佐 野 尚 文	まんのう町商工会会長
9	委 員	見 間 照 史	まんのう町社会福祉協議会事務局長
10	委 員	片 岡 晴 子	香川県農業協同組合協栄支店支店長
11	委 員	西本佐和子	まんのう町学校校長会会長
12	委 員	栗 田 昭 彦	まんのう町副町長
13	委 員	池 下 尚 治	まんのう町福祉保険課課長
14	委 員	國 廣 美 紀	まんのう町健康増進課課長

敬称略。所属などは委員就任時。

5. プランの数値目標

	No.	項目	実績	目標	担当課
			令和3年度	令和8年度	
基本目標Ⅰ	1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	男性 26.5% 女性 21.0%	男女とも 30.0%以上	企画政策課
	2	「ジェンダー」という用語の認知度	男性 16.8% 女性 25.5%	男女とも 30.0%以上	企画政策課
	3	「男女共同参画」の啓発推進をテーマとした研修会や講演会などの開催回数	研修会 年1回 講演会 年1回 (コロナの為に令和元年度)	研修会 年1回 講演会 年1回	企画政策課
	4	広報誌への男女共同参画関連記事の掲載	年1回	年3回	企画政策課
	5	日本女性会議への参加	年1回	年1回	企画政策課
	6	女性職員の管理職登用率	18.36% (令和2年度)	25.0%以上 (令和7年度)	総務課
	7	「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方の賛成意見割合	男性 33.2% 女性 23.8%	男女とも 20.0%以下	企画政策課
	8	パパママ学級に夫婦で参加した人の割合	76.9% (令和2年度)	85.0%	健康増進課
	9	男女共同参画に関する啓発用パンフレットの配布回数	年1回	年1回	企画政策課
	10	女性学級参加者数	278人 (令和元年度)	300人	教育委員会
	11	高齢者学級参加者数	2,221人 (令和元年度)	2,500人	教育委員会
	12	家庭教育学級の参加者数	1,893人 (令和元年度)	2,000人	教育委員会
	13	租税教室の実施	4校で実施 (令和2年度)	6校で実施	税務課
	14	メディア・リテラシーに関する学習会への参加回数	- (令和2年度)	年1回	企画政策課



	No.	項目	実績	目標	担当課
			令和3年度	令和8年度	
基本目標Ⅰ	15	男女共同参画の視点を取り入れた適切な表現についての庁内ガイドラインの作成	-	令和8年度までに作成	企画政策課
基本目標Ⅱ	16	審議会の女性委員の比率	27.6% (令和2年度)	35.0%以上 (令和7年度)	総務課
	17	教育委員会の女性登用率	75.0% (令和2年度)	75.0%	教育委員会
	18	各種委員会における女性委員の参画率	54.0% (令和2年度)	54.0%	教育委員会
	19	地域活動への参加	男性 51.0% 女性 36.2%	男女とも 50.0%以上	企画政策課
	20	シルバー人材センター 会員登録人数	344人 (令和2年度)	370人	福祉保険課
	21	女性議会の開催	年1回 (コロナの為に令和元年度)	年1回	企画政策課
	22	女性の自治会長数	10人	12人	企画政策課
	23	防災会議の女性委員の比率	12.0% (令和2年度)	15.0%以上 (令和7年度)	総務課
	24	女性が多く集まる団体など への研修・訓練	- (令和2年度)	年1回以上 (令和7年度)	総務課
	25	男女共同参画の視点に基づく 防災関係での環境整備	1項目 (令和2年度)	3項目 (令和7年度)	総務課
	26	「ささえあいサービス」への ボランティア登録者数	34人 (令和2年度)	100人	福祉保険課
	27	認知症カフェ事業団体数	5団体 (令和2年度)	7団体	福祉保険課
	28	介護予防サポーター講習の 受講者数	79人	100人	福祉保険課
	29	認知症サポーター講習の 受講者数	27人 (令和2年度)	200人	福祉保険課
	30	まんのう町高齢者など徘徊SOS ネットワーク協力員登録者数	104人 (令和2年度)	110人	福祉保険課



	No.	項目	実績	目標	担当課
			令和3年度	令和8年度	
基本目標Ⅱ	31	かがわ女性キラサポ宣言企業の事業所の割合	2.8%	3.0%以上	地域振興課
	32	えるぼし認定の取得事業所の割合	2.8%	3.0%以上	地域振興課
	33	事業所における「女性活躍推進法」の認知度	50.0%	60.0%以上	企画政策課
	34	家族経営協定締結農家数	3戸	5戸以上	農林課
	35	女性認定農業者の新規認定数	7人	10人	農林課
	36	女性活躍実践アイデア企業 顕彰応募企業数	1事業所	1事業所	企画政策課
	37	広報誌掲載による「男女雇用機会均等法」「労働基準法」などの啓発	年2回	年3回	地域振興課
	38	介護休業制度を導入している事業所の割合	44.4% (令和2年度)	50.0%以上	地域振興課
	39	こども園待機児童数	0人 (令和2年度)	0人	教育委員会
	40	放課後子ども教室の参加者数	1,598人 (令和元年度)	1,700人	教育委員会
	41	放課後児童クラブの待機児童数	0人 (令和2年度)	0人	教育委員会
	42	育児休業制度を導入している事業所の割合	61.1% (令和2年度)	70.0%以上	地域振興課
	43	企業主に対する再雇用制度の普及啓発のためのパンフレット配布	年5回	年6回	地域振興課
	44	男性職員の育児休暇の取得率	男性 0.0% 女性 100.0% (令和2年度)	男性 10.0%以上 女性 100.0% (令和7年度)	総務課
	45	男性職員の出産休暇の取得率	100.0% (令和2年度)	100.0% (令和7年度)	総務課



	No.	項目	実績	目標	担当課
			令和3年度	令和8年度	
基本目標Ⅲ	46	DVを受けたことがある人の割合	男性 1.0% 女性 6.6%	男女とも 1.0%以下	企画政策課
	47	職員へのDVに関する 研修会への参加回数	年0回 (令和2年度)	年1回	企画政策課
	48	職員のハラスメントに関する 研修会の受講率	23.9% (令和2年度)	90.0%以上 (令和7年度)	総務課
	49	(被害者が)DV被害を 相談しなかった割合	男性 50.0% 女性 31.3%	男女とも 30.0%以下	企画政策課
	50	(被害者が)ハラスメントを 相談しなかった割合	男性 50.0% 女性 40.9%	男女とも 30.0%以下	企画政策課
	51	「まんのう町要保護児童対策地域 協議会」の実施	年2回 (令和2年度)	年2回 (現状維持)	福祉保険課
	52	性的少数者(LGBT等)の認知度	男性 64.8% 女性 63.8%	男女とも 70.0%以上	企画政策課
	53	人権研修会・講演会の開催	年2回 (コロナの為に令和元年度)	年2回 (現状維持)	企画政策課
	54	人権・同和問題研修会などへの 参加者数	259人 (コロナの為に令和2年度)	285人以上	企画政策課
	55	障害者相談の実施	年50回	年62回	福祉保険課
	56	乳がん検診受診者数	28.8%(774人) (令和2年度)	50.0%	健康増進課
	57	子宮頸がん検診受診者数	23.7%(772人) (令和2年度)	50.0%	健康増進課



6. 用語解説

ア行

No.	用語	意味
1	ILO条約	ILO（国際労働機関）の総会で採択される、労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国際的な労働基準を定めた条約。加盟国の批准によって効力が発生し、批准国は条約に関する国際的な義務を負うことになる。
2	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援し、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。
3	イクメン/イクジイ	イクメン：積極的に子育てや家事を行う男性のこと。 イクジイ：子育てではなく「孫育て」に積極的に取り組む高齢者世代の男性のこと。
4	HIV/エイズ	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することで、徐々に生体の免疫機能が破壊され、重症感染症やガンなどを併発するような病気のこと。これらの疾患のうち、指標で決められた一部の疾患を発症した時点でエイズ（後天性免疫不全症候群）を発症したと診断される。
5	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネットを活用して交流できる会員制サービスのこと。
6	LGBT	レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：からだの性とところの性に違和感のある人）、それぞれの英語の頭文字からとった性的少数者を表す言葉の1つ。
7	えるぼし認定	「女性活躍推進法」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。
8	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。平成7（1995）年の第4回世界女性会議（北京）のキーワードであり、その後の女性政策への取り組みのなかでも盛んに用いられるようになった言葉。

カ行

No.	用語	意味
9	かがわ女性キラサポ宣言	働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいる企業などの自主宣言。
10	かがわ働き方改革推進宣言	長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備など、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業などの自主宣言。
11	家族経営協定	農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

No.	用語	意味
12	子育てサポート企業（くるみんマーク）	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たして厚生労働省より認定（くるみん認定）を受けた企業のこと。厚生労働大臣の認定を受けた証を「くるみんマーク」という。
13	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童について、ひとりの人間としての人権を認めると同時に、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。
14	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	職場における性別による差別を禁止し、男女とも平等に扱う法律で、①募集・採用・配置・昇進などでの女性差別を「禁止」、②機会均等調停委員会での紛争調停は、女性労働者など一方の申請だけで受けられる、③企業が行うポジティブ・アクションに対しては国が援助をする、④職場のセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の配慮義務の規定などが盛り込まれている。

サ行

No.	用語	意味
15	ジェンダー	生まれつきの生物学的な性別（セックス／sex）に対し、国や地域、時代によって作られられた「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
16	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策に関し、基本理念及び関係者の責務を明らかにしたもので、行動計画策定指針に基づき、国、地方自治体、従業員301人以上の事業主に行動計画の策定が義務づけられた法律。平成15（2003）年に公布された。平成23（2011）年4月以降は、法律の一部改正により、従業員101人以上の事業主に行動計画の策定が義務付けられている。
17	持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	平成27（2015）年に国連で採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、包括的な17の目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を設定している。目標の1つとして、ジェンダー平等の達成とすべての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、他の目標にもかかわる重要なものとされている。
18	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・育児放棄など、児童への虐待の禁止とその防止、虐待を受けた児童の自立を支援するための法律。
19	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）	児童買春、児童ポルノに係る行為などを規制・処罰し、これらの行為などで心身に有害な影響を受けた児童を保護する措置などを定めた法律。
20	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定する条約。昭和54（1979）年に国連総会で採択され、昭和56（1981）年に発効、我が国は昭和60（1985）年に批准している。

No.	用語	意味
21	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要になっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を推進することを規定する法律。平成 27（2015）年に 10 年間の時限立法として成立した。 なお、同法第 6 条において、県は女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定されている。
22	人権週間	国連総会において、基本的人権尊重の原則を定める「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日（「人権デー（Human Rights Day）」）を最終日とする 1 週間のこと。期間中は全国的に人権啓発活動が展開され、人権尊重思想の普及・高揚を呼びかけている。
23	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	つきまといなどを繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律。平成 12（2000）年に施行された。
24	性別役割分担意識	個人の能力などによって役割分担を決めるのではなく、「男は仕事・女は家庭」といった男性・女性という性別によって役割を分ける考え方のこと。
25	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などだけでなく、「男らしさ」「女らしさ」などに関する言動など、さまざまなものが含まれる。また、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境を著しく悪化させること。
26	摂食障害	食事の量や食べ方など、食事に関連した行動の異常が続き、体重や体型の捉え方など、心身に影響が及ぶ病気のこと。必要な量の食事を食べられない、自分ではコントロールできずに食べ過ぎる、いったん飲み込んだ食べ物を意図的に吐いてしまうといった、食事にかかわるさまざまな症状がある。
27	瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会	丸亀市を中心市とし、近隣の善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町の 2 市 3 町で「瀬戸内中讃定住自立圏」を形成し、一体となって圏域内の産業の活性化や働く場、働き手の確保に取り組んでいる。この 2 市 3 町と経済団体、国の機関、報道機関で構成された協議会で、企業のワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進の取り組みを後押しするため、関連情報の発信や研修会の開催などを行っている。

タ行

No.	用語	意味
28	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。平成 11（1999）年法律第 78 号として、公布、施行された。
29	地方自治法	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分、組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することで、地方公共団体における民主的、能率的な行政の確保を図り、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とした法律。
30	デジタル・リテラシー	インターネットなどデジタル情報や通信、またスマートフォンやパソコンなどの機器について知識をもってそれらを活用する能力のこと。
31	特定事業主行動計画	国・地方公共団体といった特定事業主が策定・公表する計画で、職場の女性活躍に関する現状と課題を踏まえ、今後の目標や取り組み内容・時期などが記載されたもの。
32	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある者、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。（殴る、蹴るなどの身体的な暴力、心無い言動などによる精神的な暴力、性行為の強要など性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、外出を禁止するなどの社会的な暴力を含む。）

ナ行

No.	用語	意味
33	認定農業者	経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、その計画が、①市町村の基本構想に照らして適切、②農用地の効率的、総合的な利用を図るために適切、③達成される見込みが確実、といった基準に適合するものとして、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村などから認定を受けた者。認定農業者には低利融資制度などの各種支援措置がある。

八行

No.	用語	意味
34	パートナーシップ制度	各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度。
35	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者などからの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 13（2001）年に施行された。
36	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）	労働者が多様な働き方を選択できるような社会をめざして①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方の実現、③雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保について定めた法律。
37	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
38	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。

マ行

No.	用語	意味
39	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業などを理由とする職場などでの不当な扱いや精神的・肉体的な嫌がらせのこと。
40	メディア・リテラシー	メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特徴を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ラ行

No.	用語	意味
41	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6（1994）年の国際人口開発会議「行動計画」、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において唱えられた概念で、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。 リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得られるという基本的権利と、性に関する健康やリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。
42	労働基準法	労働者の生存権を保障するために、労働条件に関する最低基準を定めた法律。
43	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）	労働者派遣事業の適正な運営を確保すると同時に、派遣労働者を保護し、雇用を安定させることを目的とする法律。労働者派遣事業が可能な事業や、派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置、紛争解決などについて定められている。

ワ行

No.	用語	意味
44	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことで、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

7. 相談窓口について

男女共同参画に関する問題について

名称	電話番号	受付日時など
かがわ男女共同参画相談 プラザ	<電話・面談・法律・こころの相談> 087-832-3198	<電話・面談> 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：00
		<法律> 毎月第1金曜日 13：30～16：30（要予約）
		<こころの相談（精神科医）> 毎月第1火曜日 13：30～16：30（要予約）
		<こころの相談（臨床心理士）> 毎月第3金曜日 13：30～16：30（要予約）
	<メール> danjosoudan@able.ocn.ne.jp	<メール>随時
まんのう町 企画政策課人権推進室	0877-73-0106	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

子育てについて

名称	電話番号	受付日時など
香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課	0877-24-9960	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：00
西部子ども相談センター	<電話> 087-862-4152 （子ども女性相談センター）	<電話> 月～土曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～21：00 ※虐待等・緊急性のある場合 には、時間外対応可。
	<面談> 0877-24-3173	<面談> 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	<メール> e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp	<メール>随時
まんのう町 健康増進課 （かりん健康センター）	0877-73-0126	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

児童虐待について

名称	電話番号	受付日時など
児童相談所虐待対応 ダイヤル	189	通年対応可
まんのう町福祉保険課	0877-73-0124	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

■ 職場でのセクシュアル・ハラスメントについて

名称	電話番号	受付日時など
香川労働局雇用環境・均等室	087-811-8924	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

■ 性のあり方について

名称	電話番号	受付日時など
香川県総務部人権・同和政策課 ※「プライド香川」による対応	<電話> 087-832-3222	<電話> 毎月第1月曜日・第3土曜日 （年末年始を除く）18：00～21：00
	<メール> info@proud-kagawa.org	<メール>通年対応可
	<LINE（ライン）> @proudkagawa	<LINE（ライン）> 毎月1回3時間程度
香川県総務部人権・同和政策課 ※「あしたプロジェクト」による対応	<メール> ashipro.life@gmail.com	随時
	<Facebook（フェイスブック）> https://www.facebook.com/ashipro.life/	
	<Twitter（ツイッター）> @ashipro7830	

■ 性暴力被害について

名称	電話番号	受付日時など
香川県警察本部 広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室	087-831-9110 ※緊急の場合は、110番	通年対応可
Cure time （キュアタイム）	https://curetime.jp/	月・水・土曜日 17：00～21：00
性犯罪被害専用相談電話	#8103 0120-694-110	通年対応可
性暴力被害者支援センター 「オリーブかがわ」	<電話>#8891 087-802-5566	<電話> 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～20：00、 土曜日（年末年始を除く） 9：00～16：00 ※上記以外の時間帯は国の コールセンターに接続
	<メール> olive-support@ace.ocn.ne.jp	<メール>随時

■ 配偶者などからの暴力・ストーカー行為について

名称	電話番号	受付日時など
香川県警察 琴平警察署	0877-75-0110 ※緊急の場合は、110番	通年対応可
香川県警察本部 人身安全 対策課	#9110 087-833-0110 ※緊急の場合は、110番	通年対応可
子ども女性相談センター (配偶者女性暴力相談支援 センター)	<電話> #8008 (DV 相談ナビ) 087-835-3211	<電話> 通年対応可 (DV 相談ナビ) 月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～21:00
	<面談・法律> 087-862-8861	<面談> 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 <法律> 第3月曜日 13:30～15:30 (要予約)
	<メール> e-josei@pref.kagawa.lg.jp	<メール> 随時
高松法務局 女性の人権 ホットライン	<電話・面談> 0570-070-810	<電話・面談> 月～金曜日 (祝日を除く) 8:30～17:15
	<Web> https://www.jinken.go.jp/	<Web> 通年対応可
DV相談+ (プラス)	<電話> 0120-279-889	<電話> 通年対応可
	<メール・Web> https://soudanplus.jp/	<メール> 通年対応可 <Web> 12:00～22:00

第3次まんのう町男女共同参画プラン

発行年月日：令和4（2022）年3月

発行：まんのう町 企画政策課

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430

T E L：0877-73-0106

F A X：0877-73-0113

ホームページ：<https://www.town.manno.lg.jp/>

e-mail：kikaku@town.manno.lg.jp

